

藤沢市議会史

資料編

藤沢市議会史

資料編

昭和44年—平成元年

題 字 第23代市議会議長
山本 捷雄



第7期 市議会議員 任期 昭和46年5月1日～昭和50年4月30日 昭和46年5月21日撮影

山口 倉吉	鈴木 清治	山下 正美	林 誠八	石井 秀夫	小沢 定雄	伊東千代子	山村 四郎	栗山 幹夫	椎野利喜雄	篠原 敏行	坂本 繁夫	青木ゆみ子	中川 宗一	川口 裕司
議会議長	茂木勇二郎					廣瀬 務								
平綿 宗司	渡谷 彦三	渡辺 政雄	落合 輝久	平川 正雄	加藤 三郎	浅野 明夫	番場 定孝	関野 忠義	黒江 貞子	高田 辰三	佐藤 樂造	吉田光一郎	岡谷美津子	
大滝 美界	加藤 照	川口 功	端山 正司	渡辺 光男	諸節 進	長谷川忠勤	内田 松男	古谷 正一	古郡 民雄	大久保さゝ子	西条 節子	関根 久男	矢島 兵一	桜井 茂
田中 和子	高山 年正	野島 一三	大野 裕史	松山三之助	收入役 和松太郎	助役 桜井 芳雄	市長 金子小一郎	議長 仲戸川桃人	副議長 加藤庄太郎	廣谷 甲二	村上 伸	桑原 正一	藤本 清蔵	大山 正雄
														山本 幸男

※印は議全事務局職員



第8期 市議會議員 任期 昭和50年5月1日～昭和54年4月30日 昭和50年5月21日撮影

小泉幸男
 関野三郎
 坂本繁夫
 篠原敏行
 岡谷美津子
 新戸正明
 加藤一郎
 井上美界
 林泰男
 栗原かほる
 鈴木健夫

小泉三男
 山崎英三郎
 經濟緑政部長
 瀬沼和男
 消防長
 貝塚吉雄
 教育次長
 山岸三木雄
 市民病院長
 山館富士雄
 議會事務局長
 宮代広三郎
 企画調整局長
 角津八郎
 市民局長
 大林順一郎
 建設局長
 伊東千代子
 三橋達夫
 白井春男
 川口裕司

高山年正
 川口功
 田中和子
 渡辺光男
 加藤照
 平沢信雄
 平本昇策
 大山正雄
 宮地淳子
 浅野明夫
 番場定孝
 平川正雄
 渋谷彦三
 山口倉吉
 丸山一雄
 教育長

梶居祐三
 黒江貞子
 大久保さわ子
 古郡民雄
 内田松男
 長谷川忠勤
 山下正美
 落合四郎
 桜井郁三
 山本捷雄
 桜井正平
 関根久男
 西条節子
 津田萬次郎
 山本幸男
 野島一三

瀬川進
 中山五福
 五十嵐紀子
 矢島豊海
 村上伸
 内田末吉
 松山三之助
 加藤三郎
 副議長
 古谷正一
 議長
 葉山峻
 市長
 伊草昇
 助役
 坂田貢
 収入役
 齋間壽久
 廣谷甲二
 高田一雄
 井上正一郎
 三堀義一

※印は議會事務局長職員



第9期 市議會議員 任期 昭和54年5月1日～昭和58年4月30日 昭和54年5月16日撮影

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|------------|------------|--------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 福室 艶子 | 鈴木 健夫 | 栗原かほる | 栗原 裕司 | 川口 裕司 | 白井 春夫 | 河江 初美 | 杉山 一朗 | 新戸 正明 | 坂本 繁夫 | 関野 三郎 | 鈴木 広一 | 議事事務局
局長 | | | | |
| 山本篤三郎 | 池上 義男 | 市川局長 | 大林順一郎 | 建設局長 | 消防局長 | 小泉 三男 | 杉並 達也 | 小泉 幸雄 | 三橋 達夫 | 山本 直 | 山本 直 | | | | | |
| 宮治 政弘 | 井上正一郎 | 山本 捷雄 | 田中 和子 | 杉山 幸春 | 三堀 義一 | 平沢 信雄 | 平本 昇策 | 松山三之助 | 野島 一三 | 渡辺 光男 | 小沢 定雄 | 加藤 三郎 | 山口 倉吉 | 丸山 一雄 | 教育長 | |
| 矢島 豊海 | 瀬川 進 | 五十嵐紀子 | 中山 五福 | 榎居 祐三 | 黒江 貞子 | 長谷川忠勤 | 内田 松男 | 鈴木 明夫 | 高山 年正 | 二見 友久 | 加藤 照 | 村上 伸 | 内田 末吉 | 岸本 英夫 | 齋間 壽久 | |
| 津田萬次郎 | 関根 久男 | 西条 節子 | 小川竹次郎 | 藤谷 昌男 | 大山 正雄 | 宮地 淳子 | 浅野 明夫 | 副議長
廣谷 甲二 | 議長
葉山 峻 | 市長
伊草 昇 | 収入役
宮代広三郎 | 桑原 正一 | 鈴木 恒夫 | 滝沢 茂男 | 関根宗四郎 | 桜井 正平 |

※印は議事事務局職員



第10期 市議会議員 任期 昭和58年5月1日～昭和62年4月30日 昭和58年5月18日撮影

長田 良彦
五十嵐紀子

公共用地取得
担当理事
村山 俊博
議事事務局長
山田 栄
民生局長
柴 幹夫
教育長
小山 文雄
企画調整局長
山本篤三郎
建設局長
入内島寛次
消防局長
大久保 一
市民病院長
柏木 政伸

山口 倉吉
齋間 壽久
村上 悌介
広谷 甲二
服部 圭介
内田 末吉
平本 昇策
平沢 信雄
山本 捷雄
杉山 幸春
落合 四郎
桜井 正平
井上正一郎

平川 正雄
高山 年正
黒江 貞子
中山 五福
宮治 政弘
二見 友久
桜井 郁三
井上 好明
内田 松男
長谷川忠勤
小川竹次郎
鈴木 明夫
瀬川 進
山口 敏夫
小野 孝一
日原 通晴

吉田 信行
関根宗四郎
滝沢 茂男
鈴木 恒夫
桑原 正一
収入役
久保田圭一
助役
伊草 昇
市長
葉山 峻
議長
渡辺 光男
副議長
岸本 英夫
今村 信也
宮地 淳子
藤谷 昌男
柳谷 亮子
西条 節子
関根 久男
津田萬次郎



第11期 市議会議員 任期 昭和62年5月1日～平成3年4月30日 昭和62年5月22日撮影

議会議務局長 加藤 誠夫
 市長室理事 荻原万寿則
 民生担当理事 井上 準之助
 総務担当理事 村山 俊博
 教育長 神部 昭三
 消防長 稲葉 易祐
 市民病院院長 柏木 政伸
 教育委員会 事務局理事 布施 光明
 市民病院理事 橋本 宰俊

平本 昇策
 平沢 信雄
 井上 正一郎
 桜井 正平
 岸本 英夫
 高山 年正
 矢島 豊海
 杉山 幸春
 落合 四郎
 宮治 政弘
 村上 悌介
 増井 秀夫
 清水 勝人
 加藤 章二
 黒江 貞子
 吉田 信行

瀬川 進
 五十嵐 紀子
 中山 五福
 関根 宗四郎
 二見 友久
 滝沢 茂男
 鈴木 恒夫
 内田 松男
 長谷川 忠勤
 小川 竹次郎
 鈴木 明夫
 山口 敏夫
 西尾 まつ枝
 日原 通晴
 木村 栄子
 公共用地取得
 担当理事 加藤 房太郎

井上 好明
 長田 良彦
 栗原 義夫
 桑原 正一
 収入役 柴 幹夫
 助役 久保田 圭一
 助役 山本 篤三郎
 市長 葉山 峻
 議長 山本 捷雄
 副議長 内田 末吉
 今村 信也
 宮地 淳子
 藤谷 昌男
 柳谷 亮子
 西条 節子
 藤村 久子
 関根 久男

発刊の辞

藤沢市は、新しい時代平成2年に、市制施行50周年を迎えます。

藤沢市議会では、これを記念して昭和62年度より市議会史編さんの準備を進め、今、ここに「資料編」を発刊することになりました。

市議会史については、既に、市制施行30周年を記念して昭和45年に「資料編」を、昭和47年に「記述編」を刊行しております。

前回の市議会史は、市町村制が施行された明治22年から昭和43年までのおよそ80年間における、藤沢町も含めた、議会制民主主義の歩みを表したものでしたが、今回は、昭和44年から昭和64年（平成元年）までの20年間の動きについて編さんしております。

編さんに当たっては、議会史編さん委員会を設置し、多くの議員の参加のもとに、分かり易く、親しみ易い、また、今後の議会運営の参考となる議会史を目指して参りました。

歴史の流れは、有為転変であり、昭和史においても、世界経済の大恐慌の中で幕を開け、戦争と敗戦、廃墟と混乱、そして今日のめざましい繁栄と、まさに強い印象を残して幕を閉じました。

この間における藤沢市を振り返りますと、飛躍的な都市の発展がなされ、市域全体の大きな変革がなされています。

そして、今人々の未来への熱い期待と共に、平成時代の幕が開かれました。我々議員は、わが住む街の特性を生かし、歴史と伝統にねざした豊かな街づくりを、推進していかなければなりません。その意味において議会史が、藤沢市議会の歴史を後世のための資料としておくと言う意味だけでなく、「過去から未来に希望をつなぐ」糧となるこ

とを念願するものであります。

なお、本史刊行に当たりまして、監修を国学院大学教授高木 鉦作氏、横浜国立大学教授天川晃氏にお願いいたしました。複雑多岐にわたるうえに、短期間という制約にもかかわらず、ご尽力いただいた先生方に厚く謝意を申し上げ、発刊のことばといたします。

平成元年3月

藤沢市議会議長 山 本 捷 雄

藤沢市議会史編さん基本方針

1 目 的

藤沢市議会史は、先に藤沢市制施行30周年を記念して昭和45年10月1日を目標に、明治以降における藤沢市域の歴史を背景とした昭和43年までの藤沢市政並びに市議会の事績をまとめ、昭和45年10月に資料編、同47年10月に記述編を発刊した。この間、編さんに5年にわたる期間を要した。

このたび、市制施行50周年の昭和65年を目標に、この市議会史の続編をここに編さんする。

今回の議会史は、

- ① わかり易く、親しみ易いものとする。
- ② 今後の議会運営の参考となるものとする。
- ③ 市議会の主体性をもって編さんする。
- ④ 市民・市政・市議会の動きを分析し、生き生きとした記述にまとめる。

このことを基本として、最近20年間の市政並びに市議会の事績を明らかにする。

2 構 成

- (1) 市議会史は、記述編・資料編・年表をもって構成する。
- (2) 対象とする期間は、昭和44年から昭和64年までの20年間とする。
- (3) 各編の内容は次のとおりとする。

◎記述編 市議会をとりまく、さまざまな状況を十分に加味し、資料に基づき事績を詳しく記述する。

◎資料編 市議会の活動（議決結果、予算・決算の概要、請願、陳情、意見書、決議、要望書、一般質問、緊急質問、代表質問等）議会の組織と運営、選挙、市議会の例規、名簿、主要統計をもって構成し、利用し易いよう編集する。

◎年 表 市議会の活動を中心として、本市行政の動き、湘南地域・県内及び国内の動きも加え、利用し易く読み易いよう編集する。

3 編さん組織

- (1) 市議会議員によって構成する編さん委員会を設置する。
- (2) 藤沢市政または地方自治一般に関して深い学識を有する者に執筆を依頼し、これら関係者によって構成する編集委員会を設置する。
- (3) 編さん事務に従事する職員をもって編さん室を設置する。

本編の基本的な編集方針について

1 資料の収録対象期間

本編には編さん基本方針による編さん対象期間（昭和44年から昭和64年まで20年間）のうち、原則として昭和63年3月末日までの資料を収録した。

2 前回の市議会史との関係

- (1) 前回編さんした市議会史（明治以降、昭和43年までの市政並びに市議会の事績を記録・編集）との一貫性・継続性を確保するように計った。ただし形式・内容については今回の編さん基本方針に基づき編集した。
- (2) 今回の議会史は編さん基本方針により、記述編・資料編・年表編をもって構成され、「年表」が独立したことを考慮し、資料編に収録する資料に必要な工夫を加えることにした。

3 本編の構成

前回の市議会史（資料編）は章立てによって資料を構成したが、今回の資料編は部立てとし、各部を章・節に区分して資料を構成した。また項目の一部を変更・追加し、配列の順序を改めるなど、部分的に収録資料の再構成を行った。

4 資料の収録方法

本市議会、本市における情報公開制度の実施及びその制度の充実・普及にともない、市民が必要とする市政の情報・資料を容易に利用することができる条件が制度的に定着しつつあることを確認し、本編に資料を収録する方法を次のように定めた。

- (1) 基本的資料は原則として全文を収録する。
- (2) 基本的資料であっても、すでに発行された編さん資料に収められ、市民が容易に利用できるものにあつては、その資料名等、市民が利用しようと

する場合の方法を明記し、全文は掲載しない。

- (3) 基本的資料以外であっても、市政上重要な資料で、市民が当該事項を理解するうえで必要で入手することが必ずしも容易でない資料は、原則として全文を収録する。
- (4) 前項までの資料のほか、市政の全体的な把握を容易にするため、関連資料についても資料名のみを参考に明記する。
- (5) 前項で資料名のみを掲げるもののうち、とくに重要と思われるものについては、その内容を要約して摘記する。

5 資料の組織化

- (1) 今回の議会史編さんによる編さん資料は、次によって構成する。
 - ① 資料編に収録した資料
 - ② 前項以外に別に資料集・別編として編集された資料
 - ③ 前2項においてその資料名が明記された資料
- (2) 前項において議会史が対象とする相当量の関連資料から、必要な事項の検索が容易に行うことができるよう、それぞれの項目ごとに関連資料の索引を付した。

総 目 次

目 録

発刊の辞

藤沢市議会史編さん基本方針

本編の基本的な編集方針について

第Ⅰ部 市議会の組織・運営・活動

第1章 市議会の組織・運営	3
第1節 市議会の例規	5
第2節 委員会の変遷	72
第3節 市議会の会派	79
第4節 特別職の報酬・給料	86
第5節 議会事務局	88
第6節 選 挙	101
第2章 市議会の活動	145
第1節 市議会の議決事項	150
第2節 施政方針	370
第3節 意見書・決議	371
第4節 請 願	521
第5節 陳 情	578
第6節 代表質問・一般質問・緊急質問	726
第7節 議会開催状況	795

第Ⅱ部 市勢・市行政

第1章 市 勢	893
第1節 人 口	894
第2節 経 済	898
第2章 市 行 政	905
第1節 行政組織の変遷	906
第2節 職員定数の推移	946
第3節 職員給料等の推移	948
第4節 財 政	954
第5節 主要な施策	1012
第6節 都市施設水準の推移	1088

第Ⅲ部 名簿・都市親善

第1章 名 簿	1111
第1節 市議会議員	1112
第2節 市三役・行政委員会	1173
第2章 都市親善	1183
第1節 藤沢市の親善都市	1184
第2節 昆明市	1184
第3節 ウインザー市	1189
付 録 都市宣言	1194

あとがき

議会史編さん委員会

編集関係者

細 目 次

口 絵

発刊の辞

藤沢市議会史編さん基本方針

本編の基本的な編集方針について

第Ⅰ部 市議会の組織・運営・活動

第1章 市議会の組織・運営

第1節 市議会の例規	5
1 定 数	5
藤沢市議会議員の定数を減少する条例	5
2 本 会 議	6
藤沢市議会定例会の回数に関する条例	6
藤沢市議会定例会規則	6
藤沢市議会会議規則	7
藤沢市議会傍聴規則	32
3 委 員 会	35
藤沢市議会委員会条例	35
藤沢市議会運営委員会規程	42
藤沢市議会報発行規程	42
藤沢市議会史編さん要綱	45
4 議決事項	46
専決事項の指定について	46
藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	46
藤沢市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例	47
5 報酬・費用弁償・公務災害補償	49
藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例	49

4 目 次

藤沢市実費弁償条例	52
藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例	53
6 情報公開	54
藤沢市情報公開条例	54
藤沢市情報公開条例施行規則	54
議会の所管に係る藤沢市情報公開条例施行規程	55
藤沢市議会における情報公開事務取り扱い要領	55
藤沢市個人情報保護条例	56
藤沢市個人情報保護条例施行規則	56
議会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規程	57
7 事務局	57
藤沢市議会議事事務局設置条例	57
藤沢市議会議事事務局規程	58
藤沢市議会議事事務局職員き章規程	58
藤沢市議会図書室規程	58
8 その他	59
藤沢市議会議員防災被服貸与規則	59
藤沢市議会議員き章規程	59
藤沢市議会の会派に対する市政調査研究費の交付に関する要綱	59
藤沢市議会議員永年勤続顕彰額に関する要綱	59
藤沢市議会議員厚生会規約	60
藤沢市議会議員厚生会退職餞別金積立に関する基準	60
藤沢市議会議員団体生命ふれあい共済に関する基準	60
9 先 例	60
10 参考図表	61
(1) 図表地方自治法（議会）	61
(2) 議会の議事に関する成立要件	63
(3) 議会の特別多数議決要件	65
(4) 討論を用いないで議会にはかって決定する議事	66
(5) 議会の同意等を必要とする特別職	67
(6) 議会運営委員会の申合せ事項	68

第2節 委員会の変遷	72
1 常任委員会	72
2 特別委員会	75
3 規程等に基づく委員会	78
第3節 市議会の会派	79
第4節 特別職の報酬・給料	86
1 市議会議員	86
2 市三役・教育長	86
第5節 議会事務局	88
1 機構（組織）	88
2 事務分掌	88
3 市議会における標準的な議会（定例会）の流れ	90
4 市議会における一般選挙後、最初の議会に至るまでの諸会議の流れ	92
5 主なる調査業務	93
6 議会図書室	100
第6節 選挙	101
1 選挙執行一覧	102
2 藤沢市長選挙	115
3 藤沢市議会議員選挙	116
4 神奈川県知事選挙	133
5 神奈川県議会議員選挙	135
6 衆議院議員選挙	138
7 参議院議員選挙	141

第2章 市議会の活動

第1節 市議会の議決事項	150
1 一般議案	150
昭和43年度	150
昭和44年度	153

6 目 次

昭和45年度	162
昭和46年度	171
昭和47年度	181
昭和48年度	192
昭和49年度	204
昭和50年度	216
昭和51年度	226
昭和52年度	236
昭和53年度	247

昭和54年度	255
昭和55年度	264
昭和56年度	276
昭和57年度	285
昭和58年度	293
昭和59年度	300
昭和60年度	310
昭和61年度	319
昭和62年度	328

2 認定議案

昭和43年度	336
昭和44年度	337
昭和45年度	337
昭和46年度	337
昭和47年度	337
昭和48年度	338
昭和49年度	339
昭和50年度	340
昭和51年度	341
昭和52年度	342

昭和53年度	343
昭和54年度	344
昭和55年度	345
昭和56年度	346
昭和57年度	347
昭和58年度	348
昭和59年度	349
昭和60年度	350
昭和61年度	351
昭和62年度	353

3 報告議案

昭和44年度	354
昭和45年度	354
昭和46年度	355
昭和47年度	355
昭和48年度	356
昭和49年度	356
昭和50年度	357
昭和51年度	358
昭和52年度	359
昭和53年度	359

昭和54年度	360
昭和55年度	362
昭和56年度	363
昭和57年度	364
昭和58年度	365
昭和59年度	366
昭和60年度	366
昭和61年度	367
昭和62年度	368

第2節 施政方針

370

第 3 節 意見書・決議	371		
昭和43年度.....	371	昭和53年度.....	441
昭和44年度.....	371	昭和54年度.....	446
昭和45年度.....	373	昭和55年度.....	449
昭和46年度.....	378	昭和56年度.....	463
昭和47年度.....	387	昭和57年度.....	470
昭和48年度.....	393	昭和58年度.....	482
昭和49年度.....	403	昭和59年度.....	484
昭和50年度.....	416	昭和60年度.....	496
昭和51年度.....	428	昭和61年度.....	503
昭和52年度.....	433	昭和62年度.....	508
第 4 節 請 願	521		
昭和43年度.....	522	昭和53年度.....	554
昭和44年度.....	522	昭和54年度.....	555
昭和45年度.....	527	昭和55年度.....	558
昭和46年度.....	529	昭和56年度.....	559
昭和47年度.....	535	昭和57年度.....	561
昭和48年度.....	537	昭和58年度.....	563
昭和49年度.....	542	昭和59年度.....	564
昭和50年度.....	545	昭和60年度.....	571
昭和51年度.....	548	昭和61年度.....	572
昭和52年度.....	551	昭和62年度.....	575
第 5 節 陳 情	578		
昭和43年度.....	579	昭和53年度.....	650
昭和44年度.....	582	昭和54年度.....	655
昭和45年度.....	590	昭和55年度.....	659
昭和46年度.....	598	昭和56年度.....	663
昭和47年度.....	610	昭和57年度.....	669
昭和48年度.....	615	昭和58年度.....	678
昭和49年度.....	623	昭和59年度.....	687
昭和50年度.....	630	昭和60年度.....	699
昭和51年度.....	638	昭和61年度.....	709
昭和52年度.....	644	昭和62年度.....	718

第6節 代表質問・一般質問・緊急質問	726
1 代表質問・一般質問	726
昭和44年3月定例会	726
6月定例会	728
9月定例会	728
12月定例会	729
昭和45年3月定例会	730
6月定例会	731
9月定例会	731
12月定例会	732
昭和46年3月定例会	733
6月定例会	734
9月定例会	735
12月定例会	736
昭和47年3月定例会	737
6月定例会	738
9月定例会	739
12月定例会	740
昭和48年3月定例会	741
6月定例会	742
9月定例会	742
12月定例会	744
昭和49年2月定例会	745
6月定例会	746
9月定例会	747
12月定例会	748
昭和50年2月定例会	749
6月定例会	750
9月定例会	751
12月定例会	752
昭和51年2月定例会	753
6月定例会	754
9月定例会	755
12月定例会	756
昭和52年2月定例会	757
6月定例会	758
9月定例会	758
12月定例会	759
昭和53年2月定例会	760
6月定例会	761
9月定例会	762
12月定例会	763
昭和54年2月定例会	763
6月定例会	764
9月定例会	765
12月定例会	766
昭和55年2月定例会	767
6月定例会	768
9月定例会	768
12月定例会	769
昭和56年2月定例会	770
6月定例会	771
9月定例会	772
12月定例会	773
昭和57年2月定例会	773
6月定例会	774
9月定例会	775
12月定例会	776
昭和58年2月定例会	776
6月定例会	777
9月定例会	778
12月定例会	779
昭和59年2月定例会	780
6月定例会	781

9 月定例会……………	781	6 月定例会……………	787
12 月定例会……………	782	9 月定例会……………	788
昭和60年 2 月定例会……………	783	昭和62年 2 月定例会……………	788
6 月定例会……………	784	6 月定例会……………	789
9 月定例会……………	785	9 月定例会……………	790
12 月定例会……………	785	12 月定例会……………	791
昭和61年 2 月定例会……………	786	昭和63年 2 月定例会……………	792
2 緊急質問 ……………	793		
昭和44年 4 月臨時会……………	793	昭和48年 5 月臨時会……………	794
昭和44年 6 月定例会……………	793	昭和48年12月定例会……………	794
昭和47年 1 月臨時会……………	793	昭和57年 6 月定例会……………	794
昭和47年 6 月定例会……………	794	昭和58年 2 月定例会……………	794
第7節 議会開催状況 ……………	795		
1 本会議 ……………	795		
2 委員会 ……………	812		
(1) 常任委員会 ……………	813		
総務常任委員会(総務企画常任委員会)……………	813		
民生常任委員会(経済観光衛生常任委員会、経済観光常任委員会)……………	820		
建設常任委員会(都市建設常任委員会)……………	826		
文教常任委員会(文教民生常任委員会、文教厚生常任委員会)……………	835		
(2) 特別委員会 ……………	842		
藤沢市交通改善対策特別委員会……………	842		
藤沢駅北口整備特別委員会(藤沢駅北口整備促進特別委員会)……………	845		
藤沢市民病院特別委員会……………	848		
藤沢市北部地域開発促進特別委員会……………	849		
藤沢市西部地域開発特別委員会(藤沢市西部地域開発促進特別委員会)……………	850		
藤沢市西・北部地域開発特別委員会……………	852		
藤沢市水害・公害・地震対策特別委員会(藤沢市公害対策特別委員会、 藤沢市公害・地震対策特別委員会、藤沢市公・水害・地震対 策特別委員会)……………	854		
藤沢市不祥事等調査及び防止特別委員会……………	858		
藤沢市地域開発整備特別委員会……………	859		

10 目 次

藤沢市健康と文化の森特別委員会	859
(3) 規程等に基づく委員会	859
議会史編さん委員会	859
3 その他の会議	861
議員全員協議会	861
4 付 表	866
(1) 議会開会数と会議日数	866
(2) 議会本会議開催一覧と傍聴人数	867
(3) 議会本会議および各委員会開催一覧表	872
(4) 議案等の処理状況	884
(5) 各定例会における一般的な会議の持ち方	888

第Ⅱ部 市勢・市行政

第1章 市 勢

第1節 人 口	894
1 人口の推移	894
2 人口の構造	896
第2節 経 済	898
1 農 業	900
2 商 業	902
3 工 業	904

第2章 市 行 政

第1節 行政組織の変遷	906
1 市長部局	907
2 行政委員会等	936
3 教育委員会	938
4 消 防	942
第2節 職員定数の推移	946
第3節 職員給料等の推移	948

1	一般行政職の等級別職員数の状況	948
2	一般行政職の初任給	950
3	一般行政職及び技能労務職の職員数	950
4	一般行政職及び技能労務職の平均給料月額	951
5	一般行政職及び技能労務職の平均経験年数	952
6	一般行政職及び技能労務職の平均年令	953
第4節	財 政	954
1	一般・特別会計予算・決算一覧	954
(1)	歳 入	954
(2)	歳 出	962
2	一般会計予算・決算	970
(1)	歳 入	970
(2)	歳 出	978
3	財政構造の推移	986
(1)	決算の推移	986
(2)	歳 入	988
(3)	歳 出	1000
(4)	財 政 力	1007
(5)	財政構造の弾力性	1008
第5節	主要な施策	1012
	昭和44年度	1012
	昭和45年度	1014
	昭和46年度	1017
	昭和47年度	1020
	昭和48年度	1023
	昭和49年度	1027
	昭和50年度	1031
	昭和51年度	1034
	昭和52年度	1038
	昭和53年度	1042
	昭和54年度	1046
	昭和55年度	1050
	昭和56年度	1054
	昭和57年度	1059
	昭和58年度	1063
	昭和59年度	1067
	昭和60年度	1072
	昭和61年度	1076
	昭和62年度	1082

第6節 都市施設水準の推移	1088
1 道 路	1089
2 橋りょう	1090
3 街路事業	1091
4 都市公園	1092
5 公営住宅	1093
6 清掃施設	1094
7 下水道施設	1098
8 児童福祉施設	1099
9 学校施設	1102
10 その他の公共施設	1106

第Ⅲ部 名簿・都市親善

第1章 名 簿

第1節 市議会議員	1112
1 市議会議員	1113
2 議長・副議長	1131
3 各委員会委員	1132
4 議会選出各種委員	1155
第2節 市三役・行政委員会	1173
1 市 三 役	1173
2 行政委員会	1174

第2章 都市親善

第1節 藤沢市の親善都市	1184
第2節 昆明市	1184
第3節 ウィンザー市	1189

付 録 都 市 宣 言

<small>かお</small> 河川をきれいにする都市宣言	1194
藤沢市核兵器廃絶平和都市宣言	1195

あとがき

議会史編さん委員会

編集関係者

第I部

市議会の組織・運営・活動

- 1 第1部には、市議会の組織・運営とその活動に関する資料を

- 第1章 市議会の組織・運営

- 第2章 市議会の活動

に区分して作成・収録した（前回のはじめに「市議会の活動」の項を置いたが、今回は上記のように改めて配置した）。

- 2 「第1章 市議会の組織・運営」の項については、市議会の組織・運営を定めた例規を中心に、委員会等の組織と議会会派の変遷を図示したほか、議員の報酬等の推移と実務を担当する議会事務局の業務内容を要約して収めた。また選挙に関しては市政レベルはもちろん、国・県政レベルの選挙についても前回と同様にその結果を収録した。
- 3 「第2章 市議会の活動」には、議決事項を一覧にして収めたほか、市長が毎年度予算案等を提出する際に行う施政方針を新たに収録し、請願・陳情についても、審議・審査結果を含め、すべて一覧にした。さらに本会議で議員が行う質問（代表・一般・緊急）も、今回新たに収録した。議会開催状況については、別に『年表編』が編集されるので、前回の表示方法を全面的に改めた。
- 4 収録資料の採録基準及び資料の収録方法については、本編の編集基本方針に基づき、他の編さん資料との関連から、全文の掲載を省略した場合がある。その処置については、各項の凡例で説明する。

第1章 市議会の組織・運営

凡 例

- 1 ここには市議会の組織・運営について定めた条例・規則（以下「例規」という。）を取めた。この例規については、『議会関係例規集』（編集・発行藤沢市議会事務局）が編集・発行されているので、主要な例規のみ現行の全文を掲載し、その他は例規の名称を掲載するにとどめ、本文は省略した。また例規等の改正がある場合は、その内容を摘記した。

○『議会関係例規集』の発行状況

昭和46年5月1日 昭和50年4月30日 昭和54年6月15日

昭和58年7月30日 昭和62年7月30日

- *昭和46年・50年版については、『議会のしおり』と題したが、54年版より『議会関係例規集』に表題を改めた。

議会運営において、運営に関する先例（慣行）が重要な役割を果たしている。この重要性からすでに編集・発行されている『藤沢市議会先例集』（編集・発行 藤沢市議会事務局）に収録された内容を摘記した。

○『藤沢市議会先例集』の発行状況

第1巻 昭和42年3月

第2巻 昭和54年3月

第3巻 昭和62年3月

- 2 議会委員会の設置・改廃などは、常任委員会・特別委員会・規程等に基づく委員会に区分し、その変遷状況を前回と同様に図示した。その場合、今回の編集基本方針に基づき若干の改正を加えた。
- 3 市議会の会派についても、前回と同様に図示した。
- 4 市議会議員の報酬についても、前回と同様にその推移を市三役等の給料と合わせて表示した。この項にも若干の改正を加えた。
- 5 今回新たに議会事務局の項を設け、議会運営の実務がどのように進められているかを示す資料を取めた。ここでは本会議等の議事運営に果たす実務と、最近その重要性が指摘される議会の調査・研究活動について、議会事務局が行う実務内容を取めた。
- 6 選挙については、前回と同様に今回の編さん期間に市・県・国レベルで行われた選挙の結果をすべて取めた。

第1節 市議会の例規

1 市議会に関する例規を

- (1) 定 数
- (2) 本 会 議
- (3) 委 員 会
- (4) 議 決 事 項
- (5) 報酬・費用弁償・公務災害補償
- (6) 情報公開
- (7) 事 務 局
- (8) 先 例

に区分し、最後に地方自治法等の規定による市議会の仕組みなどを図解した資料等を参考に付した。

- 2 今回の編さん期間中に制定・改廃した条例については、当該条例の審議がされたときの議案番号を付した（例；議12→議案第12号）。また条文中に引用されている重要な法令については、同法令の内容を参考に掲げた。
- 3 全文を掲載した例規で、前回以降に改廃の経過がある条文については、その改廃の内容を摘記した。
- 4 条文を省略した例規については、例規の概要と主なる改正の経過を記した。
- 5 本文中改正条項に付された〈 〉のものは改正内容を示す。

1 定 数

藤沢市議会議員の定数を減少する条例

制定 昭和57. 6.16 条例第2号（議12）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第2項の規定に基づき、藤沢市議会議員の定数を減少して44人とする。

付 則

1. この条例は、次の一般選挙から施行する。
2. 地方自治法第91条第1項の規定を尊重し、この条例施行後の一般選挙の執

6 第1章 第1節 市議会の例規

行前において、議員定数の適正を図るものとする。

- 参考 地方自治法第91条第1項の規定により、市町村議会の議員の定数は人口30万以上の市は48人となっている。

2 本 会 議

藤沢市議会定例会の回数に関する条例

制定 昭和31. 9. 14 条例第29号

改正 昭和38. 7. 1 条例第1号

藤沢市議会の定例会は、毎年4回これを招集する。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. この条例の施行の日以前に於てすでに昭和31年の定例会として招集された定例会の回数はこの条例の規定による回数とみなす。

付 則（昭和38年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

藤沢市議会定例会規則

制定 昭和31. 9. 20 規則第15号

改正 昭和38. 7. 11 規則第8号

昭和49. 1. 18 規則第46号

昭和49. 11. 18 規則第40号

昭和50. 12. 28 規則第42号

第1条 藤沢市議会定例会の回数に関する条例の施行は、この規則の定めるところによる。

第2条 藤沢市議会定例会の招集の月は、毎年2月、6月、9月及び12月とする。ただし、特に必要がある時は、2月を3月、12月を11月とすることができる。

（昭和49規則46<3月を2月に改正>・昭和49規則40<但し書を追加>・昭和50規則42<但し書に「2月を3月」に追加>・一部改正）

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。
2. 藤沢市議会定例会規則（昭和27年9月規則第13号）は、廃止する。
付 則（昭和38年規則第8号）抄
1. この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和49年規則第46号）
1. この規則は、昭和49年2月1日から施行する。
付 則（昭和49年規則第40号）
1. この規則は、公布の日から施行する。
付 則（昭和50年規則第42号）
1. この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市議会会議規則

制定	昭和42. 3. 22	議会規則第1号
改正	昭和46. 5. 21	議会規則第2号
	昭和49. 12. 20	議会規則第1号

藤沢市議会会議規則（昭和31年9月藤沢市議会規則第5号）の全部を改正する。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条～第14条）
- 第2節 議案および動議（第15条～第21条）
- 第3節 議事日程（第22条～第26条）
- 第4節 選挙（第27条～第35条）
- 第5節 議事（第36条～第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条～第64条）
- 第8節 表決（第65条～第75条）
- 第9節 会議録（第76条～第79条）

8 第1章 第1節 市議会の例規

第2章 委員会

第1節 総則（第80条～第84条）

第2節 審査（第85条～第99条）

第3節 秘密会（第100条・第101条）

第4節 発言（第102条～第111条）

第5節 表決（第112条～第118条）

第6節 公聴会（第119条～第122条）

第3章 請願（第123条～第129条）

第4章 辞職および資格の決定（第130条～第134条）

第5章 規律（第135条～第142条）

第6章 懲罰（第143条～第148条）

第7章 補則（第149条）

付則

藤沢市議会会議規則

制定 昭和42. 3. 22 議会規則第1号

改正 昭和46. 5. 21 議会規則第2号

昭和49. 12. 20 議会規則第1号

第1章 会議

第1節 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第120条の規定に基づき、議会の会議の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（参集）

第2条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第3条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開

議時刻までに議長に届け出なければならない。

(連絡所の届出)

第4条 議員は、別に連絡の場所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第5条 議員の議席は、一般選挙後初の会議において、議長が定める。

2. 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
3. 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかり議席を変更することができる。
4. 議席には番号及び氏名標をつける。

(会期)

第6条 会期は、その会期のはじめに議会の議決で定める。

2. 会期は、招集の日から起算する。

(会期の延長)

第7条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第8条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第9条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第10条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2. 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかきめる。
3. 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(昭和49議会規則1・一部改正) <「午後1時から午後6時」を改正>

(休会)

第11条 日曜日及び休日は、休会とする。

2. 議事のつごうその他必要があるときは、議会は議決で休会とすることができる。
3. 議長がとくに必要があると認めるとき、又は法第114条第1項の規定による請求のあった場合、及び議会の議決があったときは、議長は、休会中でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第12条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2. 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止もしくは休憩を宣告したのちは、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第13条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2. 会議中、定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は、議場外の議員に出席を求めることができる。
3. 会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩または延会を宣告する。

(出席催告)

第14条 法第113条の規定による出席催告は、議場にいる議員に対しては口頭で、議場にいない議員に対しては、当該議員の住所又は連絡場所に、文書又は口頭をもって行なう。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第15条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、法第112条第2項の規定によるものについては、発議者を含め6人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2. その他の議案については、前項の規定にかかわらず3人以上の者が連署して議長に提出することができる。

(昭和46議会規則2・一部改正) <5人を6人に改正>

(一事不再議)

第16条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第17条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第18条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては、6人以上の発議者が連署し、あらかじめ議長に提出しなければならない。

2. その他の議案については、前項の規定にかかわらず3人以上の者が連署して議長に提出することができる。

3. 議長は、修正案を各議員に配布する。

(昭和46議会規則2・一部改正) <5人を6人に改正>

(修正動議の競合)

第19条 同一の議題について数個の修正案が提出された場合は、原案にもっとも近いものから表決に付さなければならない。

(先決動議の表決順序)

第20条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序をきめる。ただし、出席議員から異議があるときは討論を用いないで会議にはかってきめる。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第21条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2. 議員が提出した事件及び動議につき、前項の承認を求めようとするときは提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第22条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただしやむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更、及び追加)

第23条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いずに会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第24条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2. 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会等の場合の議事日程)

第25条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又は議事が終わらなかったときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第26条 議事日程に記載した事件の議事が終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2. 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたとき、議長は討論を用いずに会議にはかって延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第27条 議会において選挙を行なうときは、議長はその旨を宣告する。

(不在議員)

第28条 選挙を行なう際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第29条 投票による選挙を行なうときは、議長は第27条(選挙の宣告)の規定による宣告ののち、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第30条 投票を行なうときは、議長は職員をして議員に投票用紙(第1号様式)を配布させたのち、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2. 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第31条 議員は、職員の点呼に応じて順次投票を備えつけの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第32条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があったのちは投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第33条 議長は、開票を宣告したのち、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2. 前項の立会人は、議長が議員の中から会議にはかって指名する。

3. 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第34条 議長は、選挙の結果をただちに議場において報告する。

2. 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第35条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期期間、関係書類とあわせてこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第36条 会議に付する事件を議題とするときは、議長はその旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員から異議があるときは討論を用いなくて会議にはかきめる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第38条 会議に付する事件は、第125条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑ののち、議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。

2. 提出者の説明又は委員会への付託は、議会の議決で省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員会及び少数意見者の報告)

第40条 委員会で審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2. 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長がきめる。

3. 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第41条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったのち、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。

2. 説明のための出席者及び修正案の提出者に対しても質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第43条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結ののち表決に付する。

(表決事件の字句及び数字等の整理)

第44条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を、議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第45条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき、期限をつけることができる。

2. 前項の期限内に審査または調査を終わることができないときは、委員会は期限の延期を議会に求めることができる。

3. 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第39条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、とくに必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2. 委員会は、その審査又は調査中の事件について、とくに必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(議事の継続)

第47条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第48条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を、議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第49条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2. 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならな

い。

第7節 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得たのち、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の通告及び順序)

第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等についてはこの限りでない。

2. 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
3. 発言の順序は、議長がきめる。
4. 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位にあたっても発言しないとき、もしくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告をした者がすべて発言を終わったのちでなければ、発言を求めることができない。

2. 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名又は番号を告げ、議長の許可を得なければならない。
3. 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第53条 討論については、議長は最初に反対者を発言させ、つぎに賛成者及び反対者と、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終わったのち、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。

2. 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
3. 議員は、質疑にあたっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑、討論の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回をこえることができない。

2. 討論は、同一議題について2回することができない。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めたときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの、又はただちに処理する必要のあるものでなければならない。

2. 議事進行の発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、ただちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止または休憩のため発言が終わらなかった議員は、さらにその議事をはじめたときに、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2. 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
3. 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかってきめる。

(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言はこの限りでない。

（一般質問）

第62条 議員は、議案に関係のない市の事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2. 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で提出しなければならない。

3. 議長は、前項の規定により質問の要旨の提出を受けたときは、市長及び関係のある執行機関に通知しなければならない。

（緊急質問）

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2. 前項の同意については、議長は、討論を用いないで、会議にはかかってきめる。

3. 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、ただちに制止しなければならない。

（発言の取消し又は訂正）

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第8節 表決

（表決問題の宣告）

第65条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第66条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第67条 表決には、条件をつけることができない。

（起立による表決）

第68条 議長が、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2. 議長が、起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員7人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第69条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員7人以上から要求があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

2. 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長はいずれの方法によるかを無記名投票できめる。

(記名投票)

第70条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第71条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と投票用紙(第2号様式)に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2. 無記名投票による表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第29条(議場の出入口閉鎖)、第30条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第31条(投票)、第32条(投票の終了)、第33条(開票及び投票の効力)、第34条(選挙結果の報告)第1項及び第35条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第73条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第74条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2. 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員7人以上から異議のあるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第75条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案よりさきに表決をとらなければならない。

2. 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も遠いものからさきに表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかってきめる。
3. 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第76条 会議録に記載する事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項及びその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 投票による表決の状況

(ウ) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2. 議事は、速記法によって速記する。

(会議録の配布)

第77条 会議録は印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に記載しない事項)

第78条 前条の会議録には、秘密会の議事又は議長が取消しを命じた発言及び第64条（発言の取消し又は訂正）の規定により取消した発言は記載しない。

(会議録署名議員)

第79条 会議録に署名する議員は3人とし、議長が会議において指名する。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第80条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第81条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会禁止)

第82条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(休会)

第83条 日曜及び休日は、休会とする。

(会議の開閉)

第84条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2. 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止もしくは休憩を宣告したのちは、何人も、議事について発言することができない。

第2節 審査

(議題の宣告)

第85条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告す

る。

(一括議題)

第86条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかってきめる。

(審査順序)

第87条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑ののち修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうのを例とする。

(先決動議の表決順序)

第88条 他の事件にさきだって表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序をきめる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかってきめる。

(動議の撤回)

第89条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第90条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(連合審査会)

第91条 委員会は審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人の出頭又は記録提出の要求)

第92条 委員会が、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭または記録の提出を求めようとするときは、委員長はその旨を議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第93条 常任委員会が、その所管に属する事務について調査しようとするとき

は、委員長はその事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2. 議長は、前項の規定により通知を受けたときは、その旨を議会に報告し、市長及び関係のある執行機関に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第94条 委員会が審査又は調査のため、委員を派遣しようとするときは、委員長はその日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第95条 会議が中止または休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第96条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、少数意見として留保することができる。

2. 前項の少数意見者は、簡明な少数意見報告書をつくり、議会に報告しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第97条 委員会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第98条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書をつくり、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第99条 委員会は、閉会中もなお審査する必要があると認めるときは、その理由をつけ委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第100条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員会の

指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第101条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2. 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第102条 委員は、すべて委員長の許可を得たのちでなければ発言することができない。

(委員の発言)

第103条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法をきめたときはこの限りでない。

(発言内容の制限)

第104条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2. 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合はその発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第105条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見をきくことができる。

2. 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否をきめる。

(委員長の発言)

第106条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席につき発言し、発言が終わったのち、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができる。

きない。

2. 委員長は、その委員会を代表して他の委員会に出席し、発言することができる。

(発言時間の制限)

第107条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2. 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は討論を用いないで会議にはかきめる。

(発言の継続)

第108条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、さらにその議事をはじめたときに、前の発言を続けることができる。

(質疑または討論の終結)

第109条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2. 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
3. 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかきめる。

(選挙及び表決時の発言制限)

第110条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消または訂正)

第111条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

第5節 表決

(表決問題の宣告)

第112条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第113条 表決の際、会議室にいない議員は、表決に加わることができない。
(条件の禁止)

第114条 表決には、条件をつけることができない。
(起立による表決)

第115条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2. 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(表決の訂正)

第116条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。
(簡易表決)

第117条 委員長は、問題について異議の有無をはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第118条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序をきめる。その順序は、原案に最も遠いものからさきに表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかきめる。

2. 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第6節 公聴会

(公述人の決定)

第119条 公聴会において、意見をきこうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2. あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があ

るときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2. 公述人の発言は、その意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。

3. 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第121条 委員は公述人に対して質疑をすることができる。

2. 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が許可した場合は、この限りでない。

第3章 請願

(請願書の記載事項)

第123条 請願書には邦文を用い請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し押印しなければならない。

2. 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3. 請願書の用語及び提出は、平穏になされなければならない。

4. 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長長の承認を得なければならない。

(昭和49議会規則1・一部改正) <4項を追加>

(請願文書表)

第124条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2. 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、

紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

(請願の委員会付託)

第125条 請願は、会議において紹介議員の説明をきいたのち、議長が所管の常任委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときはこの限りでない。

2. 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(紹介議員の委員会出席)

第126条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2. 前項の紹介議員が多数の場合は、説明は代表者とする。
3. 紹介議員は、第1項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第127条 委員会は請願について審査の結果を、つぎの区分により意見を付け議会に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2. 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することに決定したものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)

第128条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決定したものについては、これを請求しなければならない。

2. 議長は、採択と決定した請願についてはその旨を、不採択と決定した請願については、その理由をつけて、請願者に通知しなければならない。

(陳情書の処理)

第129条 議会は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第130条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2. 前項の辞表は、議会に報告し討論を用いなくて会議にはかり、その許否をきめる。
3. 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長はその旨をつぎの会議に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第131条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2. 前条第2項、第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第132条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求めようとするときは、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第133条 前条の要求については、議会は第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第134条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を、決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第135条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第136条 何人も会議中はみだりに発言し、又は騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席の禁止)

第137条 議員は、会議中はみだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第138条 何人も議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第139条 何人も参考のためにするもののほかは、会議中新聞紙または書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第140条 何人も議長がなければ演壇に登ってはならない。

(議場の出入制限)

第141条 議場には、議員及び議長から執行機関等に対し説明のため出席を求めた者並びに議会の事務に従事する職員の外は、出入を禁ずる。ただし、議長がとくに認めたときはこの限りでない。

(議長の秩序保持権)

第142条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかきめる。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第143条 懲罰の動議は文書をもって6人以上の発議者が、連署して議長に提出しなければならない。

2. 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第101条(秘密の保

持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第144条 懲罰については、議会は第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(戒告または陳謝の案文)

第145条 戒告又は陳謝は、議会の定める案文によって行なうものとする。

(出席停止の期間)

第146条 出席停止は、7日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又はすでに出席を停止された者について、その停止期間内にさらに懲罰事犯が発生した場合はこの限りでない。

(出席停止期間中に出席したときの措置)

第147条 出席停止を命ぜられたものが、その期間内に議会の会議または委員会に出席したときは、議長又は委員長は退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第148条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は公開の議場において宣告する。

第7章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第149条 この規則の疑義は、議長がきめる。ただし、異議があるときは、会議にはかって決定する。

付 則

この規則は、昭和42年5月1日から施行する。

付 則(昭和46年議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

(様式省略)

藤沢市議会傍聴規則

制定 昭和37.12.20 議会規則第1号

改正 昭和38.7.1 議会規則第1号 昭和 45.9.21 議会規則第3号

昭和59.7.23 議会規則第2号

藤沢市議会傍聴人取締規則（昭和30年5月藤沢市議会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴人の取締まりについて必要な事項を定めることを目的とする。

（昭和45議会規則3・一部改正）〈字句の整理〉

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とに分ける。

（傍聴の手続）

第3条 議会の会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び生年月日を議会議務局へ届け出て、先着順に藤沢市議会傍聴券（以下「傍聴券」という。第1号様式）の交付を受け、傍聴席に入らなければならない。

2. 生徒、児童その他の者が、団体10人以上で傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者は、議会団体傍聴許可申請書（第2号様式）を議長に提出し、許可を受けなければならない。

3. 議長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、議会団体傍聴許可書（第3号様式）を代表者又は責任者に交付する。

4. 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

（昭和45議会規則3・一部改正）〈1項に「先着順に」、2項に「10人以上」を追加、また4項を追加〉

（傍聴人の定数）

第4条 傍聴人の定数は、71人とする。ただし、議長において議会運営上必要があると認めるときは、傍聴人の定数を増減することがある。

(昭和45議会規則3・一部改正) <100人を71人に改正>

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号の一つに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、その他人に危害をおよぼすおそれのあるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びている者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 精神に異状があると認められる者
 - (5) ラジオ・拡声機・無線機・マイク・録音機・写真機の類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影または録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
 - (6) その他議事を妨害または他人に迷惑をおよぼすおそれのある物を携帯している者
2. 児童および乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(昭和45議会規則3・一部改正) <1・3号の字句の整理、5号の追加及び2項を追加(旧6号の改正を含む)>

(傍聴人の禁止行為)

第6条 傍聴人は、傍聴席に入るときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

と。

(昭和45議会規則3・全改) <禁止行為を遵守事項に改正>

(写真, 映画, 録音等の許可)

第7条 傍聴人が傍聴席において写真, 映画等を撮影し, 又は録音等をしようとする場合は, 議長の許可を受けなければならない。

(議場への立入禁止)

第8条 傍聴人はいかなる理由があっても議場に入ることはできない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は, すべて係員の指示に従うものとする。

(昭和45議会規則3・全改) <議長を係員に改正>

(違反に対する処置)

第10条 法第130条第1項および第2項に定めるものを除くほか, 傍聴人がこの規則に違反し又は議長の指示に従わないときは, 議長はすべての傍聴人又はその一部の退場を命ずることがある。

付 則

この規則は, 公布の日から施行する。

付 則 (昭和38年議会規則第1号)

この規則は, 公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年議会規則第3号)

この規則は, 公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年議会規則第2号)

この規則は, 公布の日から施行する。

(様式省略)

3 委員会

藤沢市議会委員会条例

制定	昭和31. 9. 14	条例第30号		
改正	昭和33. 2. 1	条例第36号	昭和35. 12. 28	条例第21号
	昭和37. 12. 20	条例第23号	昭和38. 7. 1	条例第1号
	昭和39. 4. 14	条例第2号	昭和42. 3. 22	条例第36号
	昭和44. 7. 1	条例第8号	昭和45. 7. 17	条例第7号
	昭和46. 3. 26	条例第36号	昭和46. 5. 27	条例第2号
	昭和48. 4. 23	条例第2号	昭和49. 12. 20	条例第24号
	昭和55. 6. 27	条例第6号	昭和59. 7. 10	条例第11号
	昭和61. 3. 31	条例第38号	昭和63. 3. 31	条例第25号

(常任委員会の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下同じ。)第109条の規定に基づき、議会に常任委員会を置く。

(昭和35条例21・全改, 昭和42条例36・一部改正)

(常任委員会の名称, 所管及び委員の定数)

第2条 常任委員会の名称, 所管事項及び委員の定数は, 別表のとおりとする。

(昭和35条例21・全改, 昭和42条例36・一部改正)

(常任委員の任期等)

第3条 常任委員の任期は, 1年とする。ただし, 後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は, 任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。

(昭和49条例24・一部改正) <見出しの改正, 2項を3項に繰下げ, 2項を追加>

(常任委員の任期の起算)

第3条の2 常任委員の任期は, 選任の日から起算する。ただし, 任期満了による改選が任期満了の前に行われたときは, その改選による委員の任期

は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(昭和49条例第24・追加) <全文を追加>

(特別委員会の設置)

第4条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決によりこれを置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第5条 常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかって指名する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかって、当該常任委員の常任委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭和37条例23・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第6条 常任委員会および特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長ともないときの互選)

第7条 委員長、副委員長ともないときは、議長が、委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が、委員長の職務を行なう。

(昭和42条例36・一部改正)

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委

員長の職務を行う。

- 2 委員長、副委員長ともに事故あるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長、特別委員の辞任)

第10条 委員長、副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

- 2 特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(昭和49条例24・一部改正) <「議会」を「議長」に改正>

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から、審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(会議の定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

第13条 削除

(昭和42条例36)

(表決)

第14条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第15条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは、兄弟姉妹の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し発言する

ことができる。

(傍聴の取扱)

第16条 委員会は議員の外委員会の許可を得たものが傍聴することができる。

- 2 委員会において、傍聴人の退場を議決したときは、委員長はこれらの者の退場を命じなければならない。

(秘密会)

第17条 委員会はその議決で秘密会とすることができる。

- 2 委員会を秘密会にするには、委員長または委員の発議により、討論を用いないで委員会にはかってきめる。

(昭和42条例36・一部改正)

(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(昭和37条例23・一部改正)

(議事妨害及び離席の禁止)

第19条 何人も会議中はみだりに発言し、又は騒ぎ、その他、議事の妨害となる言動をしてはならない。

- 2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において、地方自治法、会議規則又はこの条例に違反しその他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が、前項の規定による命令に従わないときは委員長は当日の委員会を終るまで発言を禁止し又は退場させることができる。

- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ又は中止することができる。

第21条 削除

(昭和37条例23)

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(昭和33条例36・追加)

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめ、その理由および案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(昭和33条例36・追加)

(記録)

第24条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させこれに署名または押印しなければならない。

- 2 前項の記録は議長が保管する。

(昭和33条例36・旧第22条繰下、昭和42条例36・旧第28条繰上・一部改正)

(会議規則との関係)

第25条 この条例に定めるものの外委員会については会議規則の定めるところによる。

(昭和33条例36・旧第23条繰下、昭和42条例36・旧第29条繰上・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 本条例施行とともに常任委員となった任期については、別に議会においてこれを定める。
- 3 昭和30年5月27日制定条例第9号藤沢市議会委員会条例は、廃止する。

付 則 (昭和33年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和35年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和37年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和38年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和39年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和42年条例第36号）

この条例は、昭和42年5月1日から施行する。

付 則（昭和44年条例第8号）

この条例は、藤沢市事務分掌条例（昭和44年7月藤沢市条例第6号）の施行の日から施行する。

付 則（昭和45年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和46年条例第36号）

この条例は、藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和46年3月藤沢市条例第22号）の施行の日から施行する。

付 則（昭和46年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年条例第2号）

1 この条例は、藤沢市事務分掌条例の全部を改正する条例（昭和48年4月藤沢市条例第37号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行前に、改正前の藤沢市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定にもとづく文教民生常任委員会の委員および経済観光衛生常任委員会の委員は、改正後の藤沢市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による文教厚生常任委員会の委員および経済観光常任委

員会の委員とみなす。

- 3 この条例の施行にともなう委員の任期は、改正前の条例の規定にそれぞれの委員会の委員の残任期間とする。
- 4 この条例の施行前に、改正前の条例の規定にもとづく各委員会に付託されていた請願等については、改正後の条例の規定によるそれぞれの委員会に付託されたものとみなす。

付 則（昭和49年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、藤沢市事務分掌条例の全部を改正する条例（昭和55年6月藤沢市条例第4号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、改正前の藤沢市議会委員会条例の規定にもとづく各委員会に付託されていた請願等については、改正後の藤沢市議会委員会条例の規定によるそれぞれの委員会に付託されたものとみなす。

附 則（昭和59年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、藤沢市事務分掌条例の全部を改正する条例（昭和59年7月藤沢市条例第9号）の施行の日から施行する。

（経過措置）（昭和55年付則の2項と同文のため内容省略）

附 則（昭和61年条例第38号）

この条例は、藤沢市事務分掌条例及び藤沢市消防本部等設置条例の一部を改正する条例（昭和61年3月藤沢市条例第23号）の施行の日（昭和61年4月1日）から施行する。

附 則（昭和63年条例第25号）

この条例は、藤沢市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和63年3月藤沢市条例第17号）の施行の日（昭和63年4月1日）から施行する。

注 別表及びその改正経過は「第2節委員会の変遷」を参照。

藤沢市議会運営委員会規程

- 制定 昭和31. 9. 14 議会規則第1号
改正 昭和34. 6. 12 議会訓令甲第2号
昭和36. 7. 1 議会訓令甲第1号
昭和38. 7. 1 議会訓令甲第1号
昭和58. 7. 1 議会訓令甲第1号

(概要)

- 1 議会の公正円満なる運営について協議し、議長の諮問に応ずる組織として設置
- 2 3人以上の議員を有する会派(交渉団体)で、その所属議員数の比率に割当てて議長が委員を選任する。
- 3 その他委員長、副委員長の選出など会議運営について必要な事項を定める。

(改正の経過)

昭和58年に3条2項の会派を「3人以上の議員を有する会派(交渉団体)」に改め、4条(会派の届出)、9条(正副議長の出席)を追加した。

藤沢市議会報発行規程

- 制定 昭和38. 7. 20 議会告示第2号
改正 昭和49. 3. 1 議会告示第3号

(概要)

- 1 市議会に関する諸事項を市民に周知し、市議会に対する認識を深めることにより、市議会の円滑なる運営を図るため、議会報を発行するについて規定する。
- 2 掲載事項は(1)定例会、臨時会、(2)各種委員会、(3)請願、陳情、(4)その他の事項
- 3 毎年4月・7月・10月・1月に発行し、点字版を年4回発行する。
- 4 市内の各世帯に1部を無料で配付する。
- 5 市議会に議会報編集委員会を設置する。
- 6 その他同委員会に関する規定等を置く。

(改正の経過)

昭和49年に点字版の発行を追加規定した。

「ふじさわ市議会だより」の概要

1. 沿革

創刊 昭和38年7月31日 「市議会報・ふじさわ」

改題 昭和55年5月10日 「ふじさわ市議会だより」(77号～)

2. 発行状況

創刊より昭和46年(～47号)まで 年 5回

昭和47年(48号)以降 年 4回

発行月 毎定例会(本会議)後, 1月・4月(5月)・7月・10月の25日
(10日)

3. 頁数 8ページ建て

4. 内容

本会議(要約) 1～5ページ

委員会(要約) 6～8ページ

議決結果一覧

請願・陳情の処理状況

意見書・決議(全文) (当初予算・決算の審議については、)

議員出席状況 (各会派の「代表質問・討論」(要旨))

議会人事

知らせ

5. その他

(1)昭和56年3月 『ふじさわ市議会だより』縮刷版を発行

収載号数 創刊号～80号(昭和38年7月～56年1月)

主要見出し

意見書, 要望決議一覧

歴代正副議長と在職期間

議会報歴代正副委員長

(2)点字市議会だより

経過

創刊は, 昭和49年4月で, 対象者は市内の視覚障害者(1～2級)全員に配布した。その後の異動(転入, 等級異動, 死亡, 転出等)者については調査を行ない, 新たに対象となった者に対して送付の希望を照会している。

内 容

掲載記事

市議会だよりの約6割1,000行前後を事務局で抜粋

発行回数・時期

年4回、議会だより発行後約10日

配布対象者

市内の視覚障害者（1～2級）92名（62.4.1現在）

規格

B5版 60ページ 委託により作成

(3)声の市議会だより

経 過

昭和60年に新たに作成されたもので、声の広報の配布者を基本に、昭和59年12月点字議会報と重複している者に電話照会を行ない、75名でスタートした。その後希望者が増え、現在80部を作成している。対象者は、市内在住の視覚障害者（1～2級）のうち希望者。

内 容

録音記事

市議会だよりの約1,000行分（点字版と同じ）で約50～60%を取録

発行回数・時期

年4回、議会だより発行後約10日

配布対象者

市内の視覚障害者（1～2級）76名（62.4.1現在）

規 格

往復60分のカセットテープ 委託により作成

藤沢市議会史編さん要綱

制定 昭和62年5月22日 議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市議会史（以下「議会史」という。）の編さんについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 議会史は、昭和44年4月から昭和64年3月までの市議会の活動を中心として市議会と市行政さらに市民との関係を公正かつ的確にとらえ、読みやすく親しみやすい議会史を編さんする。

(編さん委員会の設置)

第3条 議会史の編さんに関する基本的な事項を審議するため、藤沢市議会史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第4条 委員会の委員には、正・副議長及び議員11名をもってあてる。

(正・副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長、副委員長の選出は、委員の互選による。
3. 委員長は会議を総務する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、第4条に定める委員の身分に異動を生じた場合は、後任者が新たに委員に就任するものとする。

(編集委員)

第7条 市議会史の執筆にあたる編集委員は、委員会に諮って定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

4 議 決 事 項

専決事項の指定について

議決 昭和45. 3. 27 (議123)

本市議会は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項については、市長において、専決処分することができるものとして指定する。

(専決事項)

- 1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額について1件50万円以内のもの。ただし、交通事故については、自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額以内において損害賠償の額を定めること。

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

制定	昭和39. 3. 31	条例第46号
改正	昭和49. 6. 25	条例第8号 (議36)
改正	昭和52. 9. 29	条例第15号 (議46)
改正	昭和61. 9. 26	条例第14号 (議36)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について、必要な事項を定めるものとする。

(昭和61条例14・一部改正) <字句の整理>

(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ

い契約は、予定価格90,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

(昭和49条例8〈予定価格3千万円を改正〉・昭和52条例15・〈予定価格6千万円を改正〉・昭和61条例14・一部改正〈字句の改正〉)

(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付きなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売渡し(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。ただし、分譲の目的をもって取得する土地及び将来公共の用に供する目的をもって取得する土地のうち、藤沢市開発経営公社に処分する土地で、この基本計画についてあらかじめ議会の議決を経たものは、この限りでない。

(昭和61条例14・一部改正)〈字句の整理及び信託事項の追加〉

付 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(藤沢市契約条例の廃止)

2. 藤沢市契約条例(昭和34年3月藤沢市条例第16号)は、廃止する。

付 則(昭和49年条例第8号)

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

付 則(昭和52年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

藤沢市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例

制定 昭和39. 3. 31 条例第47号

改正 昭和61. 9. 26 条例第14号

(議36)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号及び第244条の2第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止について必要な事項を定めるものとする。

（昭和61条例14・一部改正）〈見出し・字句の改正〉

（普通議決を要する長期の独占の利用）

第2条 次の各号に掲げる公の施設の全部又は一部を1年以上同一の者に独占的に利用させる場合には、法第96条第1項第11号の規定により議会の議決を得なければならない。

- (1) 体育館
- (2) 図書館
- (3) 公民館
- (4) 公園（児童公園を除く）

（昭和61条例14・一部改正）〈字句の訂正〉

（公の施設の廃止）

第3条 次の各号に掲げる公の施設を廃止する場合には、法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

- (1) 体育館
- (2) 図書館
- (3) 公民館

（特別議決を要する長期の独占の利用）

第4条 次の各号に掲げる公の施設の全部または一部を5年以上同一の者に独占的に利用させる場合には、法第244条の2第2項の規定により議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

- (1) 体育館
- (2) 図書館
- (3) 公民館

(4) 公園（児童公園を除く）

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(藤沢市議会の議決に付すべき財産及び営造物に関する条例の廃止)

2 藤沢市議会の議決に付すべき財産及び営造物に関する条例（昭和34年3月藤沢市条例第17号）は、廃止する。

付 則（昭和61年条例第14号）

この条例は公布の日から施行する。

5 報酬・費用弁償・公務災害補償

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例

制定	昭和31. 9. 20	条例第36号		
改正	昭和32. 7. 1	条例第20号	昭和32. 10. 1	条例第28号
	昭和33. 9. 30	条例第6号	昭和35. 4. 1	条例第1号
			(題名改称)	
	昭和36. 1. 31	条例第23号	昭和37. 3. 31	条例第20号
	昭和38. 7. 1	条例第1号	昭和38. 7. 6	条例第11号
	昭和39. 3. 13	条例第36号	昭和39. 9. 24	条例第18号
	昭和40. 3. 30	条例第42号	昭和41. 3. 14	条例第22号
	昭和41. 9. 30	条例第14号	昭和43. 3. 16	条例第23号
	昭和43. 9. 27	条例第18号	昭和45. 7. 1	条例第5号
	昭和46. 6. 26	条例第5号	昭和47. 6. 30	条例第3号
	昭和47. 10. 4	条例第16号	昭和48. 12. 24	条例第19号
	昭和49. 12. 20	条例第21号	昭和50. 3. 28	条例第30号
	昭和52. 3. 16	条例第32号	昭和54. 9. 25	条例第7号
	昭和55. 12. 19	条例第10号	昭和56. 9. 22	条例第8号
	昭和56. 9. 22	条例第9号	昭和57. 6. 29	条例第3号
	昭和60. 6. 28	条例第24号	昭和61. 6. 25	条例第6号

(目的及び適用範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第5項の規定により、次の各号に掲げる者に対する報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法について

必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 議会の議員
- (2) 教育委員会委員
- (3) 監査委員
- (4) 選挙管理委員会委員（地方自治法第189条第3項の規定による臨時に補充された委員を含む。）
- (5) 農業委員会委員
- (6) 公平委員会委員
- (7) 固定資産評価審査委員会委員
- (8) 建築審査会委員
- (9) 国民健康保険運営協議会委員
- (10) 削除
- (11) 投票管理者
- (12) 開票管理者
- (13) 選挙長
- (14) 投票立会人
- (15) 開票立会人
- (16) 選挙立会人
- (17) その他法律又は条例に基づく附属機関の委員その他の構成員及びその他の非常勤の職員
（報酬）

第2条 前条第1号から第16号までに掲げる者の受ける報酬の額は別表による。

2. 前条第17号に規定する非常勤の職員の受ける報酬の額は、勤務1日につき、14,700円をこえない範囲内で規則で定める。ただし、月額で定めることが適当である職については、月額191,000円（特に必要な場合は、月額350,000円）をこえない範囲内で定めることができる。
3. 前項の規定にかかわらず、その職の特殊性により年額で定めることが適当

である場合は、年額12,600円をこえない範囲内で規則で定めることができる。

4. 前条第6号から第9号及び第17号に掲げる委員会等において、当該委員会等における委員長又は会長が欠席し、定められた職務代理者が、当該委員長又は会長の職務を代行した場合は、当該委員長又は会長の報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第3条 第1条第1号から第5号までに掲げる者及び第17号のうち月額で定められた者が月の中途新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったとき又は死亡したときは、その日まで日割計算により報酬を支給する。

2. 第1条第17号に規定する職員のうち、報酬が年額で定められている者が年の中途において就職し、又は退職した場合は、月割計算により報酬を支給する。この場合1箇月未満のは数がある場合は、1箇月として計算する。
3. 前各項以外の者で、報酬が日額または回数により定められている場合は、その勤務日数またはその回数に応じて報酬を支給する。

(市内出張者等に支給する費用弁償)

第4条 第1条第1号から第9号まで及び第17号に掲げる者が職務のため市内に出張し、鉄道、電車、バスを利用したときは、その乗車賃を支給する。

2. 前項の乗車賃の額及び支給方法は、藤沢市職員の旅費に関する条例(昭和56年9月藤沢市条例第9号。以下「旅費条例」という。)を準用する。

(市外旅行者に支給する費用弁償)

第5条 第1条第1号から第9号まで及び第17号に掲げる者が職務のため市外に旅行するときは、旅費を支給する。

2. 前項の旅費の額及び支給方法は、旅費条例を準用する。この場合において、旅費条例中「特別職の職員」とあるのは「第1条第1号から第9号までに掲げる者」と、「一般職の職員」とあるのは「第1条第17号に掲げる者」と読み替えるものとする。

3. 前項の場合において、市長その他の執行機関は、第1条第17号に掲げる者

について、他の職員との均衡を考慮し、同項の規定による区分によることが適当でないとき、同項の規定にかかわらず、これを変更することができる。

(市議会議員に支給する費用弁償)

第6条 市議会議員が市議会本会議、常任委員会又は特別委員会に出席した場合は、費用弁償として、日額2,200円を支給する。

2. 前項の規定による費用弁償の支給方法については、旅費条例を準用する。

(昭和47条例3) <1,200円を1,700円に改正> (昭和50条例30) <2,200円に改正>

(市外居住者に支給する費用弁償)

第7条 第1条に掲げる者のうち、市外に住所を有する者で、市長が特に必要と認めるものについては、住所地又は勤務地から会議等に参加するために必要とする運賃を支給することができる。

2. 前項の運賃の支給方法については、旅費条例を準用する。

(期末手当)

第8条 議会の議員で3月1日、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者に対しては期末手当を支給する。ただし、これらの日前1箇月以内に任期満了に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は市議会の解散により任期が終了した者に対しても支給することができる。

2. 前項の期末手当の額及び支給方法については毎年予算の定めるところによる。

(付則別表省略)

注 議会の議員の報酬額の変遷については「第4節 特別職の報酬・給料」を参照。

藤沢市実費弁償条例

制定	昭和31. 9. 20	条例第37号		
改正	昭和32. 7. 1	条例第21号	昭和33. 6. 25	条例第5号
	昭和35. 4. 1	条例第1号	昭和36. 1. 31	条例第23号
	昭和38. 7. 1	条例第1号	昭和38. 7. 6	条例第11号

昭和39. 3. 31	条例第44号	昭和41. 9. 30	条例第14号
昭和43. 3. 16	条例第23号	昭和47. 6. 30	条例第3号 (議17)
昭和50. 3. 28	条例第30号	昭和56. 9. 22	条例第9号 (議 112)
			(議31)

(概要)

- 1 市の機関の求めにより出頭した関係人、証人又は公聴会に参加した者等の実費弁償について規定する。
- 2 実費弁償の額は日額2,200円とし増額の限度額を3,250円とする。

(改正の経過)

実費弁償日額の変遷

(単位円)

区 分	従 前	昭和47年6月30日改正	昭和50年3月28日改正
標準額	1,200	1,700	2,200
限度額	1,800	2,500	3,250

藤沢市議会の議員その他非常勤等の職員の公務災害補償等に関する条例

制定	昭和42. 12. 25	条例第15号	
改正	昭和46. 1. 28	条例第15号	昭和49. 3. 11 条例第27号 (題名改称)
	昭和49. 12. 20	条例第19号	昭和52. 9. 20 条例第13号
	昭和56. 3. 9	条例第13号	昭和56. 3. 9 条例第14号
	昭和60. 12. 19	条例第14号	昭和61. 6. 14 条例第3号

(概要)

- 1 市議会の議員等に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償について規定する。
- 2 市議会の議員については議長が実施機関となり、市に認定委員会を設置し、補償基礎額は市長と協議して議長が定める。
- 3 補償の種類は次の通りである。

(1) 療養補償

(2) 休業補償

- (3) 傷病補償年金
 - (4) 障害補償
 - ア 障害補償年金
 - イ 障害補償一時金
 - (5) 遺族補償
 - ア 遺族補償年金
 - イ 遺族補償一時金
 - (6) 葬祭補償
- 4 その他、福祉施設、審査、雑則、付則によって構成されている。

(改正の経過)

主なる改正点は次の通りである。

- 昭和46年 重度障害者、遺族補償年金等の倍率の改定
- 昭和49年 通勤による災害補償の適用、年金額の改定
- 昭和52年 傷病補償年金の創設
- 昭和56年 遺族補償年金額の改定、障害補償年金差額一時金の創設
- 昭和60年 遺族補償年金の受給資格年令の引上げ(55才→60才)
- 昭和61年 年金併給の調整措置

6 情報公開

藤沢市情報公開条例

制定 昭和60. 9. 26 条例第6号(議26)

目次

- 第1章 総則(第1条~第4条)
 - 第2章 情報公開の請求等(第5条~第11条)
 - 第3章 救済手続及び救済機関(第12条~第16条)
 - 第4章 情報公開制度運営審議会(第17条~第20条)
 - 第5章 雑則(第21条~第25条)
- 付則

藤沢市情報公開条例施行規則

制定 昭和60. 12. 27 規則第29号

(概要)

- 1 市の保有する情報を公開し、市政に関する市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を実現し、市民と市との信頼関係を深め、市民主体の市政の推進に寄与するこ

とを目的に制定された。

- 2 実施機関には市議会も含まれている。
- 3 施行規則は条例の施行に必要な請求書等の様式、閲覧の方法、費用の納付、不服申立ての手続、運用状況の報告・公表などを規定する。

議会の所管に係る藤沢市情報公開条例施行規程

制定 昭和61. 1.25 議会告示第1号

藤沢市議会が管理する情報に係る藤沢市情報公開条例（昭和60年9月藤沢市条例第6号）の施行については、藤沢市情報公開条例施行規則（昭和60年12月藤沢市規則第29号）の例による。

付 則

この告示は、藤沢市情報公開条例の施行の日（昭和61年2月1日）から施行する。

藤沢市議会における情報公開事務取り扱い要領

制定 昭和61. 2. 1

市議会が情報公開を実施するにあたり、その円滑な運営をはかるために、次のように事務取り扱い要領を定める。

1 実施における基本的事項

- (1) 藤沢市情報公開条例及び同施行規則に準じた扱いで処理する。
- (2) 議会は、情報公開請求の受付等の事務を市長との協議書に基づき補助執行させる。
- (3) 議会における情報公開については、基本的には積極的に情報提供に努めることとする。

2 開示請求の取り扱い

(1) 公開とするもの

実施機関すなわち藤沢市議会の議員及び職員が職務上作成し、または取得した文書等で市議会が管理している次の情報は決裁された時点から情報公開の対象とする。

- ア 本会議会議録
- イ 常任委員会、特別委員会の記録
- ウ 議会運営委員会の記録
- エ 議会報編集委員会の記録
- オ 議員全員協議会の記録
- カ 委員会、会派の視察報告書
- キ 海外視察報告書
- ク 議長交際費、議会交際費

ただし支出命令書、前渡金出納簿とする。

- ケ 調査研究費

「藤沢市議会の会派に対する市政研究費の交付に関する要綱」に基づく交付申請書、決算書、会派結成届、交付決定通知書及び支出命令書とする。

- (2) 非公開とするもの

藤沢市情報公開条例第6条に定める情報とし、次のものは非公開とする。

- ア 履歴事項

本人の了解が得られれば公開とする。

- イ 共済年金事項

- (3) 次のものは公開の対象とならない。

- ア 各派代表者会議

- イ 各派交渉会

- (4) 取り扱いに疑義が生じた場合

諾否の決定は議長が行う。ただし、疑義が生じた場合は、各派代表者会議で協議し、議長が決定する。

藤沢市個人情報保護条例

制定 昭和62. 9.28条例第5号（議38）

藤沢市個人情報保護条例施行規則

制定 昭和62. 12. 17規則第26号

(概要)

- 1 個人情報保護を、個人の尊厳を維持し、平穏な市民生活の保持とにより公正で民主的な市政の実現を図り、基本的人権の擁護に資することを目的として制定された。
- 2 実施機関には市議会も含まれている。

議会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規程

制定 昭和63. 3. 2 議会告示第1号

第1条 藤沢市個人情報保護条例（昭和62年藤沢市条例第5号）の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報保護条例施行規則（昭和62年藤沢市規則第26号）の例による。

第2条 藤沢市個人情報保護条例第10条第1項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市議会事務局規程（昭和55年藤沢市議会訓令第1号）第3条に規定する課長とする。

- 2 個人情報管理責任者を補佐するため、個人情報取扱主任を置き、個人情報管理責任者が所属職員のうちから指名するものとする。

附 則

この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

7 事務局

藤沢市議会事務局設置条例

制定 昭和25. 12. 27 条例第41号

改正 昭和38. 7. 1 条例第1号

第1条 藤沢市議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

第2条 事務局に事務局長及び書記のほか必要な職員を置く。

第3条 職員の定数は市職員定数条例の定めるところによる。

第4条 この条例施行に関し必要な事項は議長がこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和38年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

藤沢市議会事務局規程

制定 昭和55. 7. 10 議会訓令甲第1号

改正 昭和59. 7. 21 議会訓令甲第1号

（概要）

- 1 議会事務局設置条例4条の規定により、議会事務局の組織、事務分掌、その他必要な事項を定めた。
- 2 議会事務局の組織、事務分掌等については「第5節 議会事務局」の項で説明する。

（改正の経過）

- 1 昭和55年市長部局の係制廃止にともない、議会事務局の係が廃止され、担当主査制が設けられた。その組織の変遷は「第Ⅱ部 市勢、市行政」の「第2章 市行政」に収められた「第1節 行政組織の変遷」を参照。
- 2 昭和59年課長補佐制が設けられたこと及び文書保存にファイリング方式が採用されたことに関連し、所要の改正が加えられた。

藤沢市議会事務局職員き章規程

制定 昭和48. 7. 20 議会訓令甲第3号

（概要） 議会事務局職員に交付するき章について定めたもの

藤沢市議会図書室規程

制定 昭和38. 3. 20 議会訓令甲第6号

改正 昭和38. 7. 1 議会訓令甲第1号

（概要）

- 1 地方自治法第100条第14項の規定により設置した図書室の管理・運営について必要な事項を定めた。
- 2 図書室の内容については「第5節 議会事務局」の項で説明する。

○参考 地方自治法第100条

- 12 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

- 13 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- 14 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- 15 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

8 その他

藤沢市議会議員防災被服貸与規則

制定 昭和55. 8. 26 議会規則第1号

(概要)

市議会議員が防災活動に際して着用する被服等を貸与することに関し、必要な事項を定めた。

藤沢市議会議員き章規程

制定 昭和42. 3. 24 議会告示第1号

改正 昭和46. 4. 20 議会告示第1号

(概要)

市議会議員がはい用するき章について、必要な事項を定めた。

(改正の概要)

昭和46年貸与を交付に改め、返納の規定を削除した。

藤沢市議会の会派に対する市政調査研究費の交付に関する要綱

昭和53年3月31日 告示78号

(概要)

市議会の会派が市政に関する調査研究を推進するために交付される調査研究費について、必要な事項を定めた。

藤沢市議会議員永年勤続顕彰額に関する要綱

昭和48年4月1日施行

(概要)

市議会議員として通算満20年以上勤務し、退職した者の肖像額を掲揚するについて定めた。

藤沢市議会議員厚生会規約

制定 昭和57.10.23

藤沢市議会議員厚生会退職餞別金積立に関する基準

藤沢市議会議員団体生命ふれあい共済に関する基準

(概要)

市議会議員の全員をもって、会員の相互の親睦、福利厚生の実施及び各種団体との交流を図るために議員厚生会を設置した。

(改正の経過)

この規約の制定にともない「藤沢市議会議員慶弔内規」を廃止した。

9 先 例

- 1 広範な議会活動は、法規のみで円滑な運営を計ることができない。このため過去の慣習（先例）を参考とし、その都度議会で決定あるいは了承して法規の補完的な機能を果たすのが先例である。
- 2 本市議会は、昭和62年2月定例会までの主なる先例を収録した『藤沢市議会先例集』第3巻（昭和62年5月発行）を編集・発行した。
- 3 本先例集は、藤沢市議会会議規則の順序に先例を配列してある。
- 4 収録した議会運営の手引となる先例の事項は次の通りである。
 - (1) 議会運営委員会、各派代表者会議などにおいて決定され、すでに先例として定着しているもの
 - (2) 法令の解釈、運用上の事例
 - (3) 規定にない慣例で先例となるべきもの

10 参考図表

(1) 図表地方自治法（議会）





(2) 議会の議事に関する成立要件

法…地方自治法 規…会議規則 委…委員会条例

件名	根拠条項	成立数	備考
臨時会招集の請求	法 101①	議員定数の4分の1以上	
議会の定足数	法 113	議員定数の半数以上	
会議時間の変更に対する異議の申立て	規 10②	他に賛成者1人以上	
議員の開議請求	法 114① 規 11③	議員定数の半数以上	
議員の議案提出	法 112②	議員定数の8分の1以上	団体意思の決定の議案
	規 15①	6人以上	
	規 15②	3人以上	機関意思の決定の議案
閉議または中止に対する異議の申立て	法 114②	1人以上	
一般の動議	規 17	他に1人以上の賛成者	法・規則に特別の定めのないもの
議案に対する修正動議	法 115②	議員定数の8分の1以上	団体意思決定の議案
	規 18①	6人以上	
	規 18②	3人以上	機関意思決定の議案
議会の表決数	法 116①	出席議員の過半数（特例を除く）	特例は65ページ参照
先決動議の表決順序に対する異議の申立て	規 20	他に賛成者1人以上	
事件の撤回または訂正及び動議の撤回	規 21②	提出者から請求	
日程の終了及び延会の動議	規 26②	他に1人以上の賛成者	
議会の行う選挙につき指名推せんの方法を用いることに対する異議の申立て	法 118②	1人以上	

件名	根拠条項	成立数	備考
投票の点検の際の立会人	規 33	2人以上	3人でやっている
一括議題に対する異議の申立て	規 37	他に1人以上の賛成者	
質疑または討論終結の動議	規 60③	〃	
起立表決の際の議長の宣告に対する異議の申立て	規 68②	出席議員7人以上	
記名または無記名投票による表決の要求	規 69①	〃	
簡易表決の際の議長の宣告に対する異議の申立て	規 74②	〃	
修正案の表決順序に対する異議の申立て	規 75②	他に1人以上の賛成者	
会議録署名議員	法 123② 規 79	議長及び2人以上 3人	
請願の紹介	法 124	1人以上	
秘密会の発議	法 115①	議長または議員3人以上	
委員会における少数意見の留保	規 96①	他に出席委員1人以上	
委員会における一括議題に対する異議の申立て	規 86	委員1人以上	
委員会における先決動議の表決順序に対する異議の申立て	規 88	〃	
委員会における議案修正案の提出	規 90	〃	
委員会における発言時間の制限に対する異議の申立て	規 107②	〃	
委員会における質疑または討論終結の動議	規 109②	〃	

件名	根拠条項	成立数	備考
委員会における記名または無記名投票による表決の要求	規 115②	定員1人以上	
委員会における簡易裁決の際委員長の宣告に対する異議の申立て	規 117	〃	
委員会における表決の順序に対する異議の申立て	規 118	〃	
委員会の招集要求	委 12②	委員定数の半数以上	
委員会の定足数	委 13	〃	
委員会の表決数	委 14①	出席委員の過半数	
議員の資格決定の動議	規 132	1人以上	
懲罰の動議	規 143①	6人以上	

(3) 議会の特別多数議決要件

件名	根拠条項	法定出席議員数	成立数
地方公共団体の事務所の設置または変更に関する条例の制定改廃	法 4③	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上の同意
直接請求に基づく主要公務員（助役、収入役、選挙管理委員、監査委員）の解職同意	法 87①	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の4分の3以上の同意
秘密会の開催	法 115①	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上による議決
議員の資格決定	法 127①	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上により決定
議員の除名	法 135③	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の4分の3以上の同意
再議の際の同一議決	法 176③	議員定数の半数以上の出席	出席議員の3分の2以上の同意
市長の不信任議決	法 178③	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員数の4分の3以上の同意

件名	根拠条項	法定出席議員数	成立数
解散後再度の不信任議決	法 178②	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の過半数の同意
公の施設で条例で定める特に重要な施設の廃止または長期かつ独占的な利用に対する同意	法 244の2②	議員定数の半数以上の出席	出席議員数の3分の2以上の同意
教育委員会委員解職の直接請求に関する同意	地方教育行政の組織及び運営に関する法8②	在職議員数の3分の2以上の出席	出席議員の4分の3以上の同意

(4) 討論を用いないで議会にはかって決定する議事

件名	根拠条項
秘密会開催について	法 115②
議席の変更	規 5③
会議時間の変更	規 10②
先決動議の表決順序の異議	規 20
議事日程の順序変更および追加についての発議および動議	規 23
延会の発議および動議	規 26②
一括議題の異議（出席議員2人以上）	規 37
質疑，または討論終結の動議	規 60③
緊急質問の同意	規 63②
表決順序の異議	規 75②
議長，副議長の辞職	規 130②
議員の辞職	規 131②
議長の秩序保持に関する措置	規 142

(注) 委員会については省略

(5) 議会の同意等を必要とする特別職

役 職 名	根 拠 法 令	任 期	備 考
助 役	地方自治法 第162条	4 年	長が議会の同意を得て選任する
収 入 役	地方自治法 第168条第7項	4 年	長が議会の同意を得て選任する
教 育 委 員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第1項	4 年	長が議会の同意を得て任命する
監 査 委 員	地方自治法 第196条第1項	4 年 (議員は議員の任期による)	長が議会の同意を得て選任する
選挙管理委員	地方自治法 第182条第1項	4 年	議会において選挙する
公 平 委 員	地方公務員法 第9条第2項	4 年	長が議会の同意を得て選任する
固定資産評価員	地方税法 第404条第2項	—	長が議会の同意を得て選任する
固定資産評価審査委員	地方税法 第423条第3項	3 年	長が議会の同意を得て選任する
農 業 委 員	農業委員会等に関する法律 第12条第2号	一般選挙により選挙された委員の任期満了の日まで (3年)	議会が推薦し、長が選任する
人権擁護委員	人権擁護委員法 第6条第3項	3 年	長が議会の意見を聞き、法務大臣に推薦し、法務大臣が委嘱する
損害評価会委員	農業共済条例 第73条	3 年	長が議会の同意を得て選任する
情報公開審査委員会	情報公開条例 第14条第1項	2 年	議会の意見を聞き、市長が委嘱する

(6) 議会運営委員会の申合せ事項

(昭和162年6月3日及び6月8日の議会運営委員会において協議し決定した申し合せ事項)

1. 議案等の付託

- (1) 条 例 等 即決分を除き、所管の常任委員会に付託する。ただし、2月定例会の当初予算に関する条例等は予算等特別委員会に付託する。

(2) 予 算

- ① 当初予算 定数22人以内をもって構成する予算等特別委員会を設置し、付託する。

委員の選出は、会派人員の2分の1とし、小数点以下については議運で協議する。

- ② 補正予算 一般会計予算は総務常任委員会へ、特別会計予算は各所管の常任委員会に付託する。

(3) 決 算

- ① 9月定例会 企業会計の財務適用をする特別会計決算は、所管の常任委員会に付託し、審査する。

- ② 12月定例会 一般会計及び特別会計の決算は、定数14人以内をもって構成する決算特別委員会を設置、付託し、審査する。
委員の選出は、会派人員の3分の1とし、小数点以下については議運で協議する。

(4) 請 願

- ① 付託委員会については、議運において協議決定する。
② 本会議で紹介議員の説明ののち、所管の委員会に付託する。ただし、全会派の賛同(署名又は賛意)を得たものは、委員会付託を省略する。
③ 自分が所属する委員会に関する請願は、紹介を見合わせる。
④ 会期中に審査するもの

会期を決める議運の日の正午まで(原則)に提出されたものとする。ただし、会期中の委員会に関するものについては、初日の議運

までに提出されたものも審査することができる。

⑤ 閉会中に審査するもの

④に定めるもの以外は本会議最終日に上程する。この場合の締切日は上程日の3日前までとする（ただし、休日及び土曜日は算入しない）。

⑥ その他、緊急を要するものについては、議運に諮り決定する。

(5) 陳 情

① 開会、閉会中を問わず提出されたものは、議長が所管の委員会に付託する。

② 審査結果の報告は、次の定例会の議長報告の中で行う。

③ 提出の締切りは、当該委員会開催日の3日前までとする（ただし、休日及び土曜日は算入しない）。

④ その他、緊急を要するものについては、所管の委員会に諮り決定する。

2. 発 言

別表のとおり

3. 本会議のもち方

第1日 閉会中審査の委員会報告・議決、提出議案の上程説明聴取
（第2日目までの間、議案勉強のため休会日をおく）

第2日 上程、質疑、常任委員会付託、一部議決
（第3日目までの間、常任委員会を開催）

第3日 委員会報告、議決、一般質問、追加議案議決、閉会
（一般質問者が多いときは、さらに本会議を追加する）

4. 議会運営委員会規程の運用

(1) 第3条第2項の規程の運用

2人以下の会派については準委員として1人を割当てる。

① 会議の成立要件としない

② 会議に出席する

③ 発言権あり

④ 表決権なし

5. 一般質問の効率的運営について

(1) 定例会日程の原案を作成する段階においては、一般質問日を4日間として作成し、会期を決める議会運営委員会において、一般質問の通告者を勘案し調整するものとする。

(2) 定例会日程を調整する際の質問時間は、答弁を含め60分をめぐとする。ただし、質問時間を制限するものではない。

6. 虚礼廃止について

暑中見舞いについては、自筆のものを除き、印刷物によるものは自粛することとする。

別表

区 分	通告受付及び通 告締切	発 言 時 期	発 言 順 序	通告内容及び発言	発 言 時 間	備 考
代表質問 (2月定 例会の み)	議 会期を決める 会運営委員会の 日の正午まで。	補正予算等現年度 関係議案の議決さ れたあと。	大会派の順 (同数の会派は毎 年交互に行う)	市長の施政方針に 対する大綱的なる の。質問については、 要領よく簡潔に行 う。	会派毎の発言時間 は各質問者の合計時 間とし、各質問者 1人10分に会派均 等とする。	質問者数は会派人 員の3分の1と し、小点数以下4 名入。 (発言時間の例) 6人会派の場合 60分+10分=70分
一般質問	議会運営委員会 開催の通知を 送した日から議 会期を決める まで。	上程議案の議決さ れたあと。	通告順	質問事項は具体的 に記載する。 質問については、 要領よく簡潔に行 う。	特に制限せず。	
質 疑	2日目の本会議 の開議通知時刻 の30分前まで。	2日目の本会議	通告順	質疑の内容は、具 体的に記載する。 質疑については、 要領よく簡潔に行 う。	特に制限せず。	
討 論		委員会報告のあと	反対、賛成、以下 交互に行い、大会派 の順。	要領よく行う。	特に制限せず。	当該委員は所属す る委員会等につい ては、本会議での 討論は見合わせ る。

第2節 委員会の変遷

1 常任委員会

42. 3.26

(条36 議111)

総務企画 10人
企画管理室 総務部 税務部 市民会館建設 事務局 秘書課 出納 課 監査委員 選挙管 理委員会 消防本部 消防署 消防団 その 他

44. 7. 1

(条8 議24)

総務企画 10人
総務部 秘書課 人事 室 税務市民部 (除保 険年金課) 審査課 会 計課 監査委員 選挙 管理委員会 消防本部 消防署 消防団 その 他

45. 7.17

(条7 議20)

文教民生 10人	文教民生 10人	
教育委員会 衛生部 社会福祉部	教育委員会 社会福祉 部 税務市民部 (保険 年金課のみ)	青少年対策室 (追加)

経済観光 10人	経済観光衛生 10人	
経済部 農業委員会	衛生部 市民病院建設 事務局 経済部 農業 委員会	

都市建設 10人	都市建設 10人	
都市開発部 土木部 建築部 西部開発事務 局	建設局 西部開発事務 局	

- (1) 上段の数字(例:42. 5. 1)は、当該委員会が「藤沢市議会委員会条例」によって、設置・改廃した日(施行日)を示す。
- (2) 同じく(条36 議111)は、同条例の公布番号及び市議会の議案番号をそれぞれ示す。
- (3) 人数は当該委員会の定数。
- (4) 下段は当該委員会が所管する局部室名を示す。

46. 5. 1
(条36 議123)

46. 5. 27
(条2 議2)

48. 5. 16
(条2 議146)

55. 7. 11
(条6 議27)

総務企画 10人	11人	総務企画 11人	総務企画 11人
総務部 秘書課 人事室 税務市民部(除保険年金課) 収入役 監査委員 選挙管理委員会 消防本部 消防署 消防団 その他		市長室 企画調整局 収入役室 監査委員 選挙管理委員会 消防本部 消防署 消防団 その他	市長室 自治文化室 企画調整局 収入役室 監査委員 選挙管理委員会 消防本部 消防署 消防団 その他

文教民生 10人	11人	文教厚生 11人	文教厚生 11人
教育委員会 社会福祉部 青少年対策室 税務市民部(保険年金課のみ)		教育委員会 市民局(社会部のみ) 市民病院	教育委員会 民生局(民生総務室・福祉部) 市民病院

経済観光衛生 10人	11人	経済観光 11人	経済観光 11人
生活環境部 衛生部 市民病院 経済部 農業委員会		市民局(生活環境部・経済緑政部) 農業委員会	民生局(清掃部・経済部・中央卸売市場) 農業委員会

都市建設 10人	11人	都市建設 11人	都市建設 11人
建設局 西部開発事務局		建設局	建設局

59. 7. 23
(条11 議25)

総務 11人
市長室 総務局 収入 役室 消防局 監査委 員 選挙管理委員会 その他

61. 4. 1
(条38 議111)

総務 11人
市長室 総務部 財務 部 自治文化部 収入 役室 消防本部 監査 委員 選挙管理委員会 その他

63. 4. 1
(条25 議107)

総務 11人
市長室 総務部 財務 部 自治文化部 収入 役室 消防本部 監査 委員 選挙管理委員会 その他

文教 11人
教育委員会

文教 11人
教育委員会

文教 11人
教育委員会

民生 11人
民生局 市民病院 農 業委員会

民生 11人
福祉部 清掃部 市民 部 経済部 中央卸売 市場 市民病院 農業 委員会

民生 11人
民生総務部 福祉健康 部 清掃部 経済部 中央卸売市場 市民病 院 農業委員会

建設 11人
建設局

建設 11人
計画建築部 都市整備 部 道路部 下水道部 西部開発事務局

建設 11人
建設総務部 計画建築 部 都市整備部 道路 部 下水道部

2 特別委員会

- (1) 上段の数字（例：36. 7. 1）は、当該委員会の設置・改廃について議決した日を示す。ただし改廃日が明らかでない場合は、最終の会議開催日を括弧を付して示した。
- (2) 人数は当該委員会の定数。
- (3) 予算等・決算両特別委員会は、毎年度当該予算・決算等を審議する期間のみに設置されるので、別記で示した。

36. 7. 1

46. 5. 21

藤沢市交通改善対策 13人

14人

38. 12. 13

46. 5. 21

藤沢駅北口整備促進 13人

14人

42. 5. 19

44. 6. 30

藤沢市立病院 建設促進 13人

藤沢市民病院 16人

37. 7. 14

46. 5. 21

藤沢市北部地域開発 促進 14人

14人

42. 1. 23

46. 5. 21

藤沢市西部 地域開発促進 16人

藤沢市西部地域開発 14人

46. 5. 21

藤沢市公害対策 14人

48. 6. 19

藤沢橋周辺環境改善 対策 14人

50. 5.21 (55. 5.29)

藤沢駅北口整備 15人

50. 5.21 54. 5.16 (55. 7. 2)

15人	14人	55. 7. 2
-----	-----	----------

50. 5.21 54. 5.16 (55. 5. 7) 藤沢市西・北部地域開発
15人

15人	14人	
-----	-----	--

50. 5.21 54. 5.16

藤沢市公害地震対策 15人	藤沢市公水害 地震対策 14人
------------------	--------------------

50. 5.21 (54. 2. 1)

藤沢橋等 交通改善対策 15人

57. 8.19 (58. 5.18)

藤沢市不祥事等調査 及び防止 14人

58. 5.18	62. 5.22
15人	藤 沢 市 交 通 問 題 11人

	62. 5.22
	藤 沢 市 地 域 開 発 整 備 11人

58. 5.18	62. 5.22
藤 沢 市 水 害 ・ 公 害 地 震 対 策 15人	藤 沢 市 災 害 公 害 対 策 11人

62. 5.22
藤 沢 市 健 康 と 文 化 の 森 11人

予算等特別委員会

毎年度当初予算及び当初予算に
関係する条例等を審議するに当
て、特別委員会を設置して審査す
るのが例である。委員の定数は22
人以内、会派人員の2分の1を委
員に選出する。(『藤沢市議会先例
集』第3巻113頁)

決算特別委員会

一般会計・特別会計の決算を審
議するに当り、特別委員会を設置
して審査するのが例である。委員
の定数は14人以内、会派人員の3
分の1を委員に選出する。(『藤沢
市議会先例集』第3巻113頁)

3 規程等に基づく委員会

- (1) 上段の数字（例：43. 7. 1）は、当該委員会が規程・要綱によって設置・改廃した日を示す。
- (2) 人数は当該委員会の定数。
- (3) 運営・議会報編集両委員会は、委員の定数が改定されたのみであるからその旨を記し、図示しなかった。

43. 7. 1（規程） （46. 2.19）

議会史編さん 10人

62. 5.22（要綱）

議会史編さん 13人

運営委員会

昭和31年9月14日『藤沢市議会運営委員会規程』により設置され、同36年7月1日委員の定数を若干人に改め、会派人員の3分の1を委員に選出する。（『藤沢市議会先例集』第3巻143頁）

議会報編集委員会

昭和38年7月20日『藤沢市議会発行規程』により設置され、委員の定数は若干人で、会派人員の3分の1を委員に選出する。（『藤沢市議会先例集』第3巻147頁）

第3節 市議会の会派

昭44. 1

藤政会			
相 沢 清 勝	浅 野 明 夫		
石 井 茂	落 合 輝 久		
加 藤 三 郎	澁 谷 彦 三		
◎田 中 喜 八 郎	仲 戸 川 桃 人		
番 場 定 孝	平 川 正 雄		
森 井 仁	矢 島 兵 一		
渡 辺 政 雄			

昭45. 1. 14 ~ 3. 26

藤政会第一クラブ			
相 沢 清 勝	浅 野 明 夫		
石 井 茂	落 合 輝 久		
加 藤 三 郎	澁 谷 彦 三		
◎田 中 喜 八 郎	仲 戸 川 桃 人		
番 場 定 孝	平 川 正 雄		
森 井 仁	矢 島 兵 一		
渡 辺 政 雄			

市政会			
小 沢 定 雄	加 藤 庄 太 郎		
鈴 木 清 治	富 田 泰		
林 誠 八	葉 山 キ ヨ		
平 綿 宗 司	藤 井 金 蔵		
山 下 正 美	◎山 口 倉 吉		

藤政会第二クラブ			
小 沢 定 雄	加 藤 庄 太 郎		
鈴 木 清 治	富 田 泰		
林 誠 八	葉 山 キ ヨ		
平 綿 宗 司	藤 井 金 蔵		
山 下 正 美	◎山 口 倉 吉		

革新議員団			
大 久 保 さ わ 子	◎齊 藤 正 太 郎		
佐 藤 楽 造	関 根 久 男		
関 野 忠 義	高 田 辰 三		
古 郡 民 雄	古 谷 正 一		
諸 節 進	山 本 幸 男		

革新議員団			
大 久 保 さ わ 子	◎齊 藤 正 太 郎		
佐 藤 楽 造	関 根 久 男		
関 野 忠 義	高 田 辰 三		
古 郡 民 雄	古 谷 正 一		
諸 節 進	山 本 幸 男		

日本共産党	
◎中 西 国 夫	藤 本 清 蔵

日本共産党	
◎中 西 国 夫	藤 本 清 蔵

公明党			
◎大 野 裕 史	広 谷 甲 二		
松 山 三 之 助	村 上 伸		

公明党			
◎大 野 裕 史	広 谷 甲 二		
松 山 三 之 助	村 上 伸		

- (1) 会派名については、昭和48年までは『議会』、同49年以降については『市政の概要』（ともに市議会事務局発行）によった。
- (2) 会派の結成・改称及び解散の月日については、改選時は任期の初日または満了した日とし、その他は結成届日とした。◎印は会派の代表者。

昭45. 3.27 ~46. 4.30

政和会第一クラブ

相沢 清勝 浅野 明夫
石井 茂 落合 輝久
加藤 三郎 澁谷 彦三
◎田中 喜八郎 仲戸川 桃人
番場 定孝 平川 正雄
矢島 兵一 渡辺 政雄

政和会第二クラブ

小沢 定雄 加藤 庄太郎
鈴木 清治◎富田 泰
林 誠 八葉山 キョ
平綿 宗司 藤井 金蔵
山下 正美 山口 倉吉

革新議員団

大久保さわ子◎齊藤 正太郎
佐藤 楽造 関根 久男
関野 忠義 高田 辰三
古郡 民雄 古谷 正一
諸 節 進 山本 幸男

日本共産党

◎中西 国夫 藤本 清蔵

公明党

◎大野 裕史 広谷 甲二
松山 三之助 村上 伸

昭46. 5. 1 ~48. 3.29

新政議員団

野島 一三 高山 年正
田中 和子 桜井 茂
渡辺 光男 端山 正司
川口 功 加藤 照
番場 定孝 矢島 兵一
浅野 明夫 加藤 三郎
平川 正雄 落合 輝久
仲戸川 桃人 渡辺 政雄
澁谷 彦三 平綿 宗司
小沢 定雄 林 誠 八
山下 正美 鈴木 清治
加藤 庄太郎◎山口 倉吉

市民革新議員団

山本 幸男◎関根 久男
西条 節子

日本社会党議員団

大久保さわ子 古郡 民雄
◎佐藤 楽造 高田 辰三
黒江 貞子 関野 忠義

民社党議員団

古谷 正一 内田 松男
長谷川 忠勤◎諸 節 進

日本共産党議員団

大山 正雄 藤本 清蔵
◎桑原 正一

公明党議員団

村上 伸 広谷 甲二
松山 三之助◎大野 裕史

※昭和45年5月31日森井仁議員死亡

昭48. 3. 30 ~ 50. 4. 30

新政議員団

矢島 兵一 仲戸川 桃人
平綿 宗司 小沢 定雄
林 誠八 山下 正美
鈴木 清治◎加藤 庄太郎
山口 倉吉

刷新議員団

野島 一三 高山 年正
田中 和子 桜井 茂
渡辺 光男 端山 正司
川口 功加藤 照夫
番場 定孝 浅野 明
加藤 三郎 平川 正雄
◎落合 輝久 渡辺 政雄
澁谷 彦三

市民革新議員団

山本 幸男◎関根 久男
西条 節子

日本社会党議員団

大久保さわ子 古郡 民雄
佐藤 楽造 高田 辰三
黒江 貞子◎関野 忠義

民社党議員団

古谷 正一 内田 松男
長谷川 忠勤◎諸 節 進

日本共産党議員団

大山 正雄 藤本 清蔵
◎桑原 正一

公明党議員団

村上 伸 広谷 甲二
松山 三之助◎大野 裕史

昭50. 5. 1 ~ 50. 5. 31

市政刷新議員団

井上 正一郎 三堀 義一
落合 四郎 桜井 郁三
山本 捷雄 桜井 正平
野島 一三 高山 年正
川口 功田 中和子
渡辺 光男 加藤 照
平沢 信雄 平本 昇策
浅野 明夫 番場 定孝
加藤 三郎 平川 正雄
澁谷 彦三◎山口 倉吉

市民革新議員団

◎関根 久男 西条 節子
津田 万次郎 山本 幸男

日本社会党議員団

瀬川 進 中山 五福
五十嵐 紀子 矢島 豊海
榭居 祐三 黒江 貞子
◎大久保さわ子 古郡 民雄

民社クラブ議員団

古谷 正一◎内田 松男
長谷川 忠勤

日本共産党議員団

◎大山 正雄 宮地 淳子

公明党議員団

村上 伸 内田 末吉
◎松山 三之助 齊間 壽久
広谷 甲二 畠中 一雄

無所属

山下 正美

昭50 6. 1 ~ 53. 6. 28

市政刷新議員団

井上 正一郎	三 堀 義 一
落合 四 郎	桜井 郁 三
山本 捷 雄	桜井 正 平
野島 一 三	高山 年 正
川 口 功	田 中 和 子
渡 辺 光 男	加 藤 照 策
平 沢 信 雄	平 本 昇 策
浅 野 明 夫	番 場 定 孝
加 藤 三 郎	平 川 正 雄
澁 谷 彦 三	◎山 口 倉 吉

市民革新議員団

◎関根 久男	西 条 節 子
津田 万次郎	山 本 幸 男

日本社会党議員団

瀬 川 進	中 山 五 福
五十嵐 紀子	矢 島 豊 海
榊 居 祐 三	黒 江 貞 子
◎大久保さわ子	古 郡 民 雄

民社クラブ議員団

古 谷 正 一	◎内 田 松 男
長 谷 川 忠 勤	山 下 正 美

日本共産党議員団

◎大 山 正 雄	宮 地 淳 子
----------	---------

公明党議員団

村 上 伸	内 田 末 吉
◎松 山 三 之 助	齊 間 壽 久
広 谷 甲 二	畠 中 一 雄

昭53. 6. 29 ~ 54. 4. 30

市政刷新議員団

井上 正一郎	三 堀 義 一
野 島 一 三	番 場 定 孝
山本 捷 雄	桜井 正 平
渡 辺 光 男	◎山 口 倉 吉
川 口 功	田 中 和 子
浅 野 明 夫	平 沢 信 雄
平 本 昇 策	澁 谷 彦 三
加 藤 三 郎	落 合 四 郎
桜井 郁 三	

新清同志会

◎高 山 年 正	加 藤 照 策
平 川 正 雄	

市民革新議員団

◎関根 久男	西 条 節 子
津田 万次郎	山 本 幸 男

日本社会党議員団

瀬 川 進	中 山 五 福
五十嵐 紀子	矢 島 豊 海
榊 居 祐 三	黒 江 貞 子
◎大久保さわ子	古 郡 民 雄

民社クラブ議員団

古 谷 正 一	◎内 田 松 男
長 谷 川 忠 勤	山 下 正 美

日本共産党議員団

◎大 山 正 雄	宮 地 淳 子
----------	---------

公明党議員団

村 上 伸	内 田 末 吉
◎松 山 三 之 助	齊 間 壽 久
広 谷 甲 二	畠 中 一 雄

昭54. 5. 1～56. 8.31

民主自由クラブ

宮 治 政 弘 井上 正一郎
山 本 捷 雄 田 中 和 子
杉 山 幸 春 三 堀 義 一
平 沢 信 雄 平 本 昇 策
野 島 一 三 渡 辺 光 男
小 沢 定 雄 浅 野 明 夫
加 藤 三 郎◎山口 倉 吉

新自由クラブ

◎桜井 正平

昭和新政会

鈴木 恒夫 滝沢 茂男
◎関根 宗四郎

新清同志会

◎高山 年正 二見 友久
加 藤 照

市政市民会議

津田 万次郎◎関根 久男
西 条 節 子 小 川 竹 次 郎

日本社会党

矢 島 豊 海 瀬 川 進
五 十 嵐 紀 子 中 山 五 福
榊 居 祐 三◎黒 江 貞 子

民社クラブ

長 谷 川 忠 勤◎内 田 松 男
鈴 木 明 夫

日本共産党

藤 谷 昌 男◎大 山 正 雄
宮 地 淳 子 桑 原 正 一

公明党

◎村 上 伸 内 田 末 吉
岸 本 英 夫 齊 間 壽 久
広 谷 甲 二 松 山 三 之 助

昭56. 9. 1～58. 4.30

民主自由クラブ

二 見 友 久 宮 治 政 弘
井 上 正 一 郎 山 本 捷 雄
田 中 和 子 杉 山 幸 春
三 堀 義 一 平 沢 信 雄
平 本 昇 策 野 島 一 三
渡 辺 光 男 小 沢 定 雄
浅 野 明 夫 加 藤 三 郎
◎山口 倉 吉

昭和新政会

鈴木 恒夫 滝沢 茂男
◎関根 宗四郎

新自由クラブ
同志会議員団

桜井 正平◎高山 年正
加 藤 照

市政市民会議

津田 万次郎◎関根 久男
西 条 節 子 小 川 竹 次 郎

日本社会党

矢 島 豊 海 瀬 川 進
五 十 嵐 紀 子 中 山 五 福
榊 居 祐 三◎黒 江 貞 子

民社クラブ

長 谷 川 忠 勤◎内 田 松 男
鈴 木 明 夫

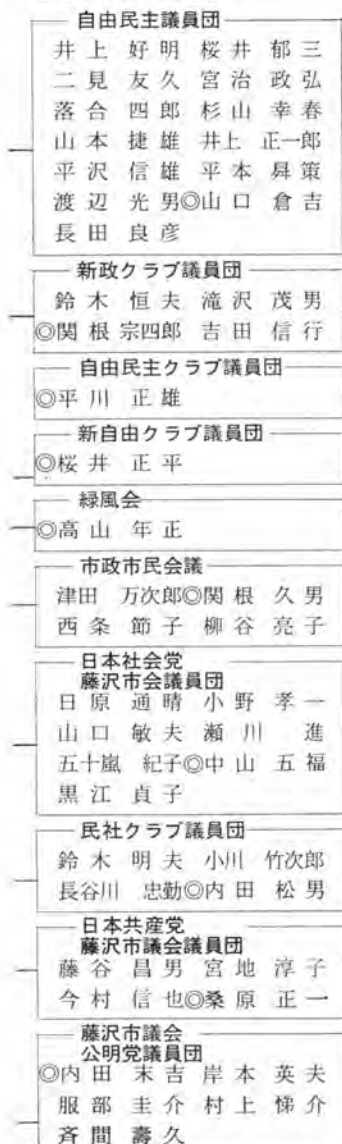
日本共産党

藤 谷 昌 男◎大 山 正 雄
宮 地 淳 子 桑 原 正 一

公明党

◎村 上 伸 内 田 末 吉
岸 本 英 夫 齊 間 壽 久
広 谷 甲 二 松 山 三 之 助

昭58. 5. 1～11. 20



昭58. 11. 21～60. 7. 31



※昭和58年6月3日広谷甲二議員が死亡したため、6月17日長田良彦議員が繰上補充当選

昭60 8. 1～62. 4.30

自由同志会議員団

鈴木 恒夫 滝沢 茂男
 関根 宗四郎 吉田 信行
 井上 好明 桜井 郁三
 二見 友久 宮治 政弘
 桜井 正平 落合 四郎
 杉山 幸春 山平 捷雄
 井上 正一郎 澤信 雄
 平本 昇策 渡辺 光男
 ◎山口 倉吉 長田 良彦

新政会

◎平川 正雄

緑風会

◎高山 年正

市政市民会議

津田 万次郎 関根 久男
 西条 節子 柳谷 亮子

日本社会党
藤沢市会議員団

日原 通晴 小野 孝一
 山口 敏夫 瀬川 進
 五十嵐 紀子 ◎中山 五福
 黒江 貞子

民社クラブ議員団

鈴木 明夫 小川 竹次郎
 ◎長谷川 忠勤 内田 松男

日本共産党
藤沢市議会議員団

藤谷 昌男 宮地 淳子
 今村 信也 ◎桑原 正一

藤沢市議会
公明党議員団

◎内田 末吉 岸本 英夫
 服部 圭介 村上 梯介
 齊間 壽久

昭62. 5. 1～

自由同志会議員団

◎井上 正一郎 二見 友久
 滝沢 茂男 落合 四郎
 山本 捷雄 関根 宗四郎
 吉田 信行 平本 昇策
 杉山 幸春 長田 良彦
 平沢 信雄 宮治 政弘
 栗原 義夫 井上 好夫
 桜井 正平 鈴木 恒夫

藤沢市民党議員団

◎高山 年正 矢島 豊海

市政市民会議

◎関根 久男 西条 節子
 柳谷 亮子 藤村 久子

日本社会党
藤沢市会議員団

◎中山 五福 日原 通晴
 黒江 貞子 五十嵐 紀子
 西尾 まつ枝 木村 栄子
 山口 敏夫 瀬川 進

民社クラブ議員団

◎内田 松男 長谷川 忠勤
 小川 竹次郎 鈴木 明夫

日本共産党
藤沢市議会議員団

◎桑原 正一 宮地 淳子
 藤谷 昌男 今村 信也

藤沢市議会
公明党議員団

◎内田 末吉 岸本 英夫
 村上 梯介 加藤 章二
 清水 勝人 増井 秀夫

※自由同志会議員団長山口倉吉議員
 昭和61年6月23日死亡したため。
 渡辺光男議員が団長

第4節 特別職の報酬・給料

1 市議会議員

- (1) 「藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例」による市議会議員の報酬の変遷を表示した。
- (2) 議案番号・議決年月日は、市議会に提出された当該条例（その改正条例を含む）の議案番号・議決年月日をそれぞれ示す。
- (3) 金額は月額報酬。
- (4) 条例番号は前記条例の公布番号。

議案番号	議決年月日	議 長	副 議 長	議 員	適用年月日	条例番号
昭45. 議19号	昭 45. 6. 24	125,000	113,000	99,000	45. 6. 1	5号
47. 議51号	47. 10. 3	180,000	160,000	140,000	47. 8. 1	16号
48. 議79号	48. 12. 20	220,000	198,000	176,000	48. 11. 1	19号
49. 議84号	49. 12. 18	293,000	254,000	225,000	49. 12. 18	21号
52. 議91号	52. 3. 9	345,000	300,000	265,000	52. 1. 1	32号
54. 議37号	54. 9. 21	384,000	335,000	300,000	54. 8. 1	7号
55. 議59号	55. 12. 17	409,000	355,000	319,000	55. 10. 1	10号
56. 議30号	56. 9. 22	430,000	375,000	337,000	56. 7. 1	8号
57. 議9号	57. 6. 21	454,000	396,000	357,000	57. 7. 1	3号
60. 議96号	60. 3. 26	492,000	429,000	387,000	60. 4. 1	24号
61. 議15号	61. 6. 19	515,000	449,000	406,000	61. 7. 1	6号

2 市三役・教育長

- (1) 「藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例」による市長・助役・収入役並びに「藤沢市教育長の給与等に関する条例」による教育長の給料のそれぞれ変遷を表示した。
- (2) 市議会に提出された当該条例（その改正条例を含む）の議案番号は、前項の「藤沢

市非常勤職員の報酬等に関する条例」と同一であるから、記載を省略した。

- (3) 金額は給料月額。
 (4) 条例番号は(1)に掲げた条例の公布番号。

議決年月日	市 長	助 役	収入役	教育長	適用年月日	条例番号
45. 6. 24	268,000 ^円	213,000 ^円	176,000 ^円	176,000 ^円	45. 6. 1	5号
47. 10. 3	345,000	280,000	231,000	231,000	47. 8. 1	16号
48. 12. 20	400,000	328,000	271,000	263,000	48. 11. 1	19号
49. 12. 18	507,000	416,000	346,000	334,000	49. 12. 18	21号
52. 3. 9	570,000	475,000	405,000	390,000	52. 1. 1	32号
54. 9. 21	632,000	530,000	455,000	440,000	54. 8. 1	7号
55. 12. 17	672,000	564,000	484,000	468,000	55. 10. 1	10号
56. 9. 22	710,000	595,000	510,000	494,000	56. 7. 1	8号
57. 6. 21	749,000	628,000	538,000	521,000	57. 7. 1	3号
60. 3. 26	800,000	671,000	575,000	557,000	60. 4. 1	24号
61. 6. 19	835,000	700,000	600,000	581,000	61. 7. 1	6号

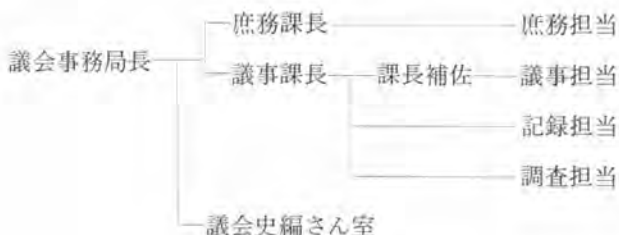
参考

- (1) 市議会議員の報酬及び市三役の給料の額を改定する前記の条例を市議会に提出しようとするときは、市長はあらかじめ藤沢市特別職職員報酬等審議会の意見をきかなければならない（同審議会条例 昭和39年6月19日制定）。
- (2) 同審議会の委員は10人、市内の公共団体の代表者その他住民のうちから市長が任命する。

第5節 議会事務局

1 機構(組織)

機構(組織)及び事務分掌については、現行の「藤沢市議会事務局規程」により作成した。なお、この変遷については、「第1節 市議会の例規」の「7 事務局」の項を参照。



2 事務分掌

事務分掌のうち、とくに重要である本会議に関する事務のうち、定例会と議員改選時にともない初めて招集される本会議(通常は臨時会)の流れ及びその事務内容を、別に表示した。

庶務課

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1 公印の管理に関すること。 | 5 秘書に関すること。 |
| 2 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。 | 6 議会の身分に関すること。 |
| 3 事務局諸規程の制定改廃に関すること。 | 7 議会の報酬及び費用弁償に関すること。 |
| 4 議会費予算及び経理に関すること。 | 8 議員共済に関すること。 |
| | 9 議長会等に関すること。 |
| | 10 儀式及び交際に関すること。 |

- 11 議場，その他関係各室の管理に関すること。
- 12 事務局職員の人事，服務及び研修に関すること。
- 13 事務局職員の給与，福利厚生に関すること。

議事課

- 1 議会本会議に関すること。
- 2 常任，特別委員会及び議会運営委員会その他諸会議に関すること。
- 3 議案の調査及び処理に関すること。
- 4 議事日程及び諸般の報告に関すること。
- 5 議決事件の処理に関すること。
- 6 議決証明に関すること。
- 7 議会が行う選挙に関すること。
- 8 請願，陳情の処理及び保存に関すること。
- 9 公聴会に関すること。
- 10 傍聴人の取扱いに関すること。
- 11 会議録の調整及び速記録の管理に関すること。
- 12 委員会の記録に関すること。
- 13 その他議事に関すること。
- 14 議会関係の条例，規則の制定改廃に関すること。
- 15 議員提出の議案，意見書等の立案に関すること。
- 16 法令及び条例等の調査，研究に関すること。
- 17 議会（委員会を含む。）が行う検査，調査に関すること。
- 18 各種の調査資料の作成，収集，整理及び保存に関すること。
- 19 各市との照会，回答に関すること。
- 20 議会報の編集，発行に関すること。
- 21 議会資料，議会要覧，議会関係例規集の編集，発行に関すること。
- 22 議会史及び議会先例集の編さんに関すること。
- 23 議会図書室の整備及び管理に関すること。
- 24 その他諸調査に関すること。
- 14 議会日誌に関すること。
- 15 物品の保管及び出納に関すること。
- 16 前各号に掲げるもののほか，事務局の庶務に関すること。

3 市議会における標準的な議会 (定例会)の流れ

1. 議案説明会 …… 助役の招集により、定例会提出予定議案の説明。

2. 会期を決める
議会運営委員会 …… 提出議案とその処理(即決、委員会付託)、請願、
一般質問者、会期並びに運営日割等について協議
する。

a. 議会運営委員会 …… 当日の本会議の日程とその処理等について協議
する。

3. 本会議(開会) …… 開会、会議録署名人の指名、会期の決定、議案等
の提案説明

——議案調査のための休会——

(概ね、土・日曜日を除き1日程度)

b. 議会運営委員会 …… 当日の本会議の日程とその処理等について協議
する。

4. 本会議(第2日) …… 議案等に対する質疑、一部議決、その他付託

——委員会審査のための休会——

(1日1常任委員会を開催)

ア. 建設常任委員会

イ. 民生常任委員会

ウ. 文教常任委員会

エ. 総務常任委員会

各常任委員会に付託された議案、請願及び陳情を審査
する。

c. 議会運営委員会 …… 当日の本会議の日程とその処理等について協議する。

5. 本会議(第3日) …… 委員会審査報告・議決, 一般質問

d. 議会運営委員会 …… 当日の本会議の日程とその処理等について協議する。

6. 本会議(第4日) …… 一般質問

e. 議会運営委員会 …… 当日の本会議の日程とその処理等について協議する。

7. 本会議(第5日) …… 一般質問

f. 議会運営委員会 …… 当日の本会議の日程とその処理等について協議する。

8. 本会議(第6日) …… 一般質問, 追加議案(人事案件・意見書等)の提案説明・議決

(閉会)

4 市議会における一般選挙後、最初の議会に至るまでの諸会議の流れ

1. 議員き章会交付式 …… 議員き章，市議会手帳，議員連絡所等の届け出，会派結成届，その他各種資料等の配付。

（市選管主催の当選証書付与式終了後開催）

2. 議員全員協議会 …… 会派の結成，議会等役員，臨時会の日程，議員控室の部屋割り，議席等について協議。

——議員全員協議会を休憩し，各派代表者会議を開催——

- a. 各派代表者会議 …… 交渉団体の資格，各派交渉会委員の選出基準 各派交渉会の日程，臨時会の日程，議員控室の部屋割り，議席等について協議。

3. 各派交渉会 …… 議会の役職（正・副議長，監査委員，各常任委員会の正・副委員長，各特別委員会の正・副委員長，議運・議会報の正・副委員長等）について協議。

（概ね3～4日間開催）

4. 臨時会 …… 議長・副議長の選挙，議席の指定，常任委員の選任，議会運営委員の選任，議会報編集委員の選任，各特別委員会の設置，監査委員の選任。

※なお，臨時会以降議員を対象に市政説明会（3日間），市内公共施設の視察（2日間）を開催・実施。

5 主なる調査業務

調査業務については、現在行われている資料の収集及び従来からの資料の刊行状況をまとめた。

定期的な刊行物

議会資料

経過：市政及び地方自治に関連した各種資料等を内容とし、議会審議の参考となる資料として昭和38年9月20日第1号が発刊された。以来、各定例会に合わせて発刊している。

内容：各定例会の議案審査、請願・陳情の審査、一般・代表質問等の参考となるような資料や今後、課題となりそうな事を先取りした資料を掲載している。また、最近が発刊当初にあつた関連する新聞キリスキの掲載をやめ、先取りした問題、課題等の資料を収集・分析し論文的にまとめあげている。なお、編集会議は、定例会終了後、議事課長、主査担当者（3名）がメンバーとなりテーマ選考を中心に開催している。

『議会資料』に掲載された主要な記事

号数	発行日年月日	内 容
72	56. 6. 10	各種行政の先進都市調査
73	56. 9. 30	<特集>藤沢市の人口の歩みとその背景 中国・日本友好都市締結一覧
74	56. 12. 5	議会運営に関する「市議会議員の意識」Ⅰ
75	57. 2. 25	議会運営に関する「市議会議員の意識」Ⅱ 委員会公開についてのアンケート
76	57. 6. 8	各種行政の先進都市調査
77	57. 9. 7	<特集>市税と市民
79	58. 3. 1	<特集>市税と市民（補足資料）
80	58. 6. 10	各種行政の先進都市調査
81	58. 12. 10	<特集>藤沢市の財政とその背景

- 82 59. 6. 10 公営ポスター掲示場の調査結果について
他市の緑化基金条例
行政の先進都市
- 83 59. 9. 10 廃乾電池対策
- 84 59. 12. 10 <特集> 外食産業の概要について
議員定数に関する調査結果
- 85 60. 3. 10 <特集> 国際交流
- 86 60. 6. 25 議会活動状況
「請願・陳情」地域別事項分類
地方公共団体におけるコンピュータ及びOA機器の
利用状況
快適便所と公衆便所
- 87 60. 9. 10 情報公開制度への取り組み
新たな任意性ポスター掲示場制度について
基金制度について
- 88 60. 11. 25 議員定数に関する調査
個人情報保護条例
「開発指導要綱」に関する調査
本市財政状況の推移
- 89 61. 2. 25 他市における大学進出のあゆみ
藤沢市の医療施設状況
- 90 61. 6. 10 公社・事業団等に関する調査
新たな任意性ポスター掲示場制度の実施を前に
県下各市のごみ処理体制について
1人当たり年間所得額全国21市町村の背景
各種行政の先進都市調査
- 91 61. 9. 1 各国の労働時間と休暇について
過去の災害記録と本市の防災対策について

- 競輪事業の推移
- 新型間接税 4 案の特徴について
- 92 61. 11. 26 全国にみる博物館設置状況と本市の博物館建設について
- 原子力発電に対する国民意識調査と日本のエネルギー状況について
- 円高下の日本経済
- 昭和60年度の財政状況について
- 93 62. 2. 17 藤沢市の企業誘致の経過と最近の企業をとりまく情勢
- 過去5年間の歳入と市税収入の推移
- 94 62. 6. 1 国民の観光レクリエーションの現状と本市への観光客数・宿泊者数の推移
- 関東市議会議長会各市の議会を中心とした市政の概要
- 県下各市町村議会における売上税に関する意見書・決議の可決状況
- 他都市からの照会文書の年次別・項目別一覧
- 95 62. 9. 1 個人情報保護制度について
- 本市における高齢化の進行状況
- 地価高騰を追う
- 最近におけるワンルーム形式の集合建築物の現状と県下19市の指導要綱(基準)比較一覧
- 神奈川県下各市のボランティア保険制度の内容比較
- 96 62. 11. 25 カナダにおける議会制度と地方自治体
- 県下各議会における委員会の運営状況等について
- 61年度の財政状況について
- 97 63. 2. 25 最近五ヶ年における本市予算の推移(昭和58年度～

昭和62年度)

本市の市勢等の推移と行政水準

県下における高校・大学進学率

発行部数及び配付先

300部 議員, 課長以上の市職員その他

※『議会資料』の「掲載内容目録集」(No.1~100)が発行されている。

市政の概要

経 過：発刊は昭和35年で名称は「議会」というものであった。現在の形になったのは、昭和49年版からで、61年版から有料頒布も始めた。年1回発行

内 容：記述内容は、市行政全般を他市からの視察、照会などに応える程度の内容としており、基本的な部分を載せている。データはその年の4月1日のもの。

※ 昭和62年版の目次

第1章 市勢	6. 議会会派名簿	1. 職員研修
1. 市勢	7. 議会の活動状況	2. 職員構成及び平均給料等
2. 人口動態	8. 議会図書室・議会の 刊行物・特別職報酬等	3. 非常勤職員報酬
3. 職員定数	9. 国会議員・県議会議 員名簿	4. 情報統計
4. 行政組織図		第5章 財務
5. 組織配置図		1. 財政
第2章 議会	第3章 市長室	2. 市税収入状況
1. 市議会の構成	1. 名誉市民	3. 契約
2. 歴代正副議長と在職 期間	2. 歴代3役と教育長	4. 市有財産
3. 議会運営委員会の申 し合せ事項	3. 都市親善	5. 開発公社
4. 常任委員会と特別委 員会	4. 総合計画	第6章 自治文化
5. 議員が関係する役員	5. 政策審議会	1. 市民自治
	6. 広域行政	2. 市民相談
	7. 都市問題	3. 消費者対策
	第4章 総務	

- | | | |
|---------------|-----------|--------------|
| 4. 市民センター | 3. 市民健康 | 10 西部開発 |
| 5. 文化行政 | 4. 労働者対策 | 第12章 教育 |
| 6. 広報 | 5. 交通安全対策 | 1 教育委員会 |
| 7. 文書館 | 6. 公害対策 | 2 学校教育 |
| 8. 市民窓口事務改善 | 7. 市民病院 | 3 学校施設 |
| 9. 市民会館 | 第10章 経済 | 4 学校給食 |
| 第7章 福祉 | 1. 商工振興 | 5 学校保健 |
| 1. 地域福祉 | 2. 競輪事業 | 6. 社会教育 |
| 2. 老人福祉 | 3. 観光 | 7. 青少年対策 |
| 3. 生きがい福祉センター | 4. 農政 | 8. 社会体育 |
| 4. 母子福祉 | 5. 農業委員会 | 9. 図書館 |
| 5. 生活保護 | 6. 生活経済公社 | 第13章 防災 |
| 6. 障害者福祉 | 7. 中央卸売市場 | 1. 地震対策 |
| 7. 太陽の家 | 第11章 建設 | 2. 消防体制 |
| 8. 失業対策 | 1. 都市計画 | 3. 活動状況等 |
| 第8章 清掃 | 2. 建築 | 4. 消防団 |
| 1. 清掃事業 | 3. 区画整理 | 第14章 選挙管理委員会 |
| 2. し尿処理 | 4. 公園・緑地 | 1. 選挙管理委員会 |
| 3. 環境美化 | 5. 緑化保全 | 2. 各種選挙状況 |
| 第9章 市民生活・医療 | 6. 市道 | 第15章 監査委員 |
| 1 国民健康保険 | 7. 自転車対策 | 1. 監査委員 |
| 2. 国民年金事業 | 8. 幹線道路対策 | 第16章 年表 |
| | 9. 公共下水道 | 1. 年表 |

発行部数及び配付先

450部 議員，課長以上の市職員，市民センター・図書館その他

市議会のしおり

経過：昭和60年12月 創刊号発刊，以後年1回発行。

内容：傍聴者を中心に市民に議会というものを理解していただくために作成。

市議会の役割（市議会，市議会と市長）

市議会のしくみ（市議会議員，議長と副議長・会派）

市議会の仕事（議決，市議会のおもな議決事項，請願陳情の審査，市政のチェック）

会議のあらまし（会議のあらまし，本会議と委員会，会議の進め方，定例会の流れ，会議のおもなルール，委員会）

みなさんと市議会（傍聴）

藤沢市議会議員

議会事務局

発行部数 1000部

その他の編集・刊行物

議会関係例規集

経 過：最近の発行状況は次の通りである

昭和54年 6月15日 昭和58年 7月30日

昭和46年 5月 1日 昭和62年 7月30日

昭和50年 4月30日

※昭和46年・50年版については、『議会のしおり』と題したが、54年版より議会関係例規集に表題を改めた。

内 容：市議会に関係する例規等を編集・収録したものである。昭和62年版では次のように区分して関係例規を取めてある。

第1章 本会議・委員会

第2章 報酬・費用弁償・公務災害補償等

第3章 共 濟

第4章 事務局・図書室

第5章 議 長 会

第6章 財産・契約等

第7章 情報公開

参 考

藤沢市議会先例集

経 過：昭和42年3月、それまでの20年間における議会の審議経過等での幾多の事例を集成した第1巻を発行し、同54年3月に第2巻、同62年5月に第3巻を発行した。

内 容：議会運営において法規の補完的な機能を果たす、先例、事例を取りまとめたものである。分類は市議会会議規則の順序に先例を配列してある。収録した事項は次の通り。

- (1) 議会運営委員会、各派代表者会議などにおいて決定され、すでに先例として定着しているもの
- (2) 法令の解釈、運用上の事例
- (3) 規定にない慣例で先例となるべきもの

藤沢市議会4年のあゆみ

昭和62年5月

—昭和58年度～昭和61年度—

内 容：昭和58年4月から62年3月までの4年間にわたって、議会に提出された全ての議案とその処理結果等、市議会の活動状況を順序を追って収録したもの

市政資料の収集、分類、整理

市政資料は、各課で発行している概要、パンフレット、統計書など多種、多様にわたっており、すべてを把握することは、むずかしい。そのため、年2回各課（かい）に対し、議会図書室用資料として、資料の提供を依頼している。また、補足的に検査課を通る印刷物について見本となるものを1部保存してもらい、定期的に提供してもらうことで、新規印刷物の把握にも努めている。

新聞からの資料収集

毎朝、調査担当3人が、7紙の切り抜き作業を行っている。(朝日、読売、毎日、産経、東京、日本経済、神奈川の各紙)

切り抜き内容項目

- (1) 議会で問題となっている、又は問題となりそうなもの
- (2) 議会に関するもの
- (3) 地方自治体に関するもの

6 議会図書室

議会図書室については、「市政の概要」(昭和62年版)により作成した。

面積 31.5㎡ 分室 24.425㎡

蔵書数 1,324冊(昭和62年4月現在)

総記108冊、哲学2冊、歴史155冊、社会科学580冊、自然科学10冊、
技術63冊、産業9冊、芸術12冊、言語29冊、文学15冊、法令216冊、
その他125冊

分類 NDC(日本十進分類法)

職員 4名(調査担当兼任)

書架 オカムラ68型スリックラックTG3型 3組ほか

(1) 資料

ア 月・旬刊誌等 地方財務、自治実務セミナー、地方行政、地方自治
資料、自治日報、地方自治通信、国会月報、市政
イ 新聞 朝日、読売、毎日、産経、東京、神奈川、日本経済
ウ その他 各市市勢要覧、各市予算書、会議録、議案等

(2) 年間図書購入費

410,000円(62年度)(新聞・雑誌購入および法規追録等の経費は含まず)

(3) 図書目録(昭和62年6月発行)

第6節 選挙

- (1) 今回の編さん期間に在職する市議会議員等が選出された、選挙の結果を収録した。
 (2) 藤沢市選挙管理委員会が作成した、次の資料を使用した。

※選挙のあゆみ（昭和20年～昭和59年3月）

※昭和61年7月6日執行

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・参議院議員通常選挙結果調
 ※昭和62年4月12日執行・神奈川県知事選挙・神奈川県議会議員選挙

昭和62年4月26日執行・藤沢市議会議員選挙結果調

※昭和62年11月1日執行・参議院神奈川県選出議員補欠選挙結果調

※昭和63年2月12日執行・藤沢市市長選挙結果調

参考

この期間における選挙制度の主なる変遷は、次の通りである。

昭和42年12月 市議会議員・市長選挙の選挙公報を発行（条例を制定）

44年6月 テレビ政見放送の実施（公職選挙法の改正）

9月 永久選挙人名簿の調製

50年7月 衆議院議員の定数増員と分区、候補者の寄付禁止、ポスター等公営の採用

56年4月 任意制ポスター掲示場の拡充、文書図画の掲示制限強化、連座制の強化

57年8月 参議院全国区が拘束名簿式比例代表に改まる

58年11月 選挙運動の期間と連呼行為・街頭演説等の時間を短縮、立会演説会の廃止

60年10月 藤沢市市議会議員の選挙ポスター掲示場を公営にする

61年3月 藤沢市市長の選挙ポスター掲示場を公営にする

5月 衆議院議員の定数を是正

1 選挙執行一覽

藤沢市長選挙

第 回		7	8	9	10	11	12
項 目	執行年月日 昭和	43年 2月18日	47年 2月20日	51年 2月22日	55年 2月17日	59年 2月19日	63年 2月21日
	当日有権者数	男	61,572	80,422	88,706	99,304	108,239
女		62,146	80,202	88,923	99,484	107,916	118,059
計		123,718	160,624	177,629	198,788	216,155	237,180
投票者数	男	31,591	47,527	48,118		62,686	25,589
	女	32,081	49,982	50,399		66,836	27,516
	計	63,672	97,509	98,517		129,522	53,105
投票率	男	51.31%	59.10%	54.24%		57.91%	21.48%
	女	51.62%	62.32%	56.68%		61.93%	23.31%
	計	51.47%	60.71%	55.46%		59.92%	22.39%
投票所数 立候補者数		41 4	43 2	50 2	55 1	59 2	61 2
	備 考				無投票 当日有 権者数 の数字 は名簿 日 現在の 名簿登 録者数		

藤沢市議会議員選挙

第 回		6	補欠選挙	7	8	9	10	11
項 目	執行年月日 昭和	42年 4月28日	43年 2月18日	46年 4月25日	50年 4月27日	54年 4月22日	58年 4月24日	62年 4月26日
	当日有権者数	男	62,057	61,572	78,401	88,572	94,922	105,170
女		62,440	62,146	77,904	88,649	95,550	105,377	115,080
計		124,497	123,718	156,305	177,221	190,472	210,547	230,743

投票者数	男	38,414	31,591	50,477	56,997	60,185	64,944	63,266
	女	43,357	32,080	53,811	60,790	64,918	70,179	68,412
	計	81,771	63,671	104,288	117,787	125,103	135,123	131,678
投票率	男	61.90%	51.31%	64.38%	64.35%	63.40%	61.75%	54.70%
	女	69.44%	51.62%	69.07%	68.57%	67.94%	66.60%	59.45%
	計	65.68%	51.46%	66.72%	66.46%	65.68%	64.18%	57.07%
投票所数		38	41	41	49	54	59	61
	立候補者数	60	5	52	64	54	52	48
	定数	40	1	44	44	44	44	44
備考						昭和57年 6月16 日、藤沢 市議会議員 の定数を減少 する条例制定		

神奈川県知事選挙

第 回	6	7	8	9	10	11	
執行年月日	42年 4月15日	46年 4月11日	50年 4月13日	54年 4月8日	58年 4月10日	62年 4月12日	
当日有権者数	男	62,348	78,132	87,378	94,742	105,247	115,655
	女	62,675	77,722	87,418	95,342	105,392	115,061
	計	125,023	155,854	174,796	190,084	210,639	230,716
投票者数	男	32,705	47,783	57,436	50,707	61,394	64,255
	女	32,401	47,339	58,475	52,877	63,840	67,052
	計	65,106	95,122	115,911	103,584	125,234	131,307
投票率	男	52.46%	61.16%	65.73%	53.52%	58.33%	55.56%
	女	51.70%	60.91%	66.89%	55.46%	60.57%	58.28%
	計	52.08%	61.03%	66.31%	54.49%	59.45%	56.91%
投票所数		41	41	49	54	59	61
	立候補者数	4	2	5	4	2	3
備考							

神奈川県議会議員選挙

第 回		6	7	8	9	10	11
執行年月日		42年 4月15日	46年 4月11日	50年 4月13日	54年 4月8日	58年 4月10日	62年 4月12日
当日有権者数	男	62,348	78,132	87,378	94,742	105,247	115,655
	女	62,675	77,722	87,418	95,342	105,392	115,061
	計	125,023	155,854	174,796	190,084	210,639	230,716
投票者数	男	32,704	47,782	57,432	50,723	61,426	64,298
	女	32,403	47,342	58,489	52,887	63,856	67,075
	計	65,107	95,124	115,921	103,610	125,282	131,373
投票率	男	52.45%	61.16%	65.73%	53.54%	58.36%	55.59%
	女	51.70%	60.91%	66.91%	55.47%	60.59%	58.30%
	計	52.08%	61.03%	66.32%	54.51%	59.48%	56.94%
投票所 立候補者 定数	数	38	41	49	54	59	61
	数	6	6	10	10	7	8
	数	4	4	5	5	5	5
備 考							

衆議院議員総選挙

第 回		31	32	33	34	35	36	37	38
執行年月日		42年 1月29 日	44年 12月27 日	47年 12月10 日	51年 12月5 日	54年 10月7 日	55年 6月22 日	58年 12月18 日	61年 7月6 日
当日有権者数	男	61,986	74,442	83,870	91,573	97,944	99,831	109,272	115,575
	女	62,539	74,144	83,637	91,649	98,319	100,035	108,694	114,549
	計	124,525	148,586	167,507	183,222	196,263	199,866	217,966	230,124
投票者数	男	44,059	42,567	53,072	62,954	54,366	69,115	65,418	71,796
	女	42,875	43,101	51,997	62,615	52,975	70,119	64,781	72,895
	計	86,934	85,668	105,069	125,569	107,341	139,234	130,199	144,691
投票率	男	71.08%	57.18%	63.28%	68.75%	55.51%	69.23%	59.87%	62.12%
	女	68.56%	58.13%	62.17%	68.32%	53.88%	70.09%	59.60%	63.64%
	計	69.81%	57.66%	62.73%	68.53%	54.69%	69.66%	59.73%	62.88%

投票所数	38	41	43	50	55	55	59	61
立候補者数	9	10	9	7	6	6	6	6
定数	5	5	5	3	3	3	3	4
備考	神奈川県 3区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

参議院議員通常選挙

(地方選出議員, 選挙区選出議員)

第 回	8	9	10	11	12	13	14	補欠選挙	
執行年月日	43年 7月7日	46年 6月27日	49年 7月7日	52年 7月10日	55年 6月22日	58年 6月26日	61年 7月6日	62年 11月1日	
項目	当日有権者数	男 67,766 女 67,994 計 135,760	男 80,164 女 79,496 計 159,660	男 86,900 女 86,601 計 173,501	男 92,478 女 92,680 計 185,158	男 99,831 女 100,035 計 199,866	男 107,833 女 107,571 計 215,404	男 115,575 女 114,549 計 230,124	男 119,898 女 118,350 計 238,248
	投票者数	男 40,606 女 40,526 計 81,132	男 40,158 女 38,939 計 79,097	男 60,811 女 60,472 計 121,283	男 55,740 女 55,081 計 110,821	男 69,075 女 70,074 計 139,143	男 57,041 女 56,788 計 113,829	男 71,652 女 72,758 計 144,410	男 21,564 女 20,421 計 41,985
	投票率	男 59.92% 女 59.60% 計 59.76%	男 50.09% 女 48.98% 計 49.54%	男 69.98% 女 69.83% 計 69.90%	男 60.27% 女 59.48% 計 59.85%	男 69.19% 女 70.05% 計 69.62%	男 52.90% 女 52.79% 計 52.84%	男 62.00% 女 63.52% 計 62.75%	男 17.99% 女 17.25% 計 17.62%
投票所数	41	41	49	50	55	59	61	61	
立候補者数	4	3	7	7	9	15	14	4	
選挙すべき議員の数	2	2	2	2	2	2	2	1	
備考	地方区 選出議 員	〃	〃	〃	〃	選挙区 選出議 員	〃	〃	

(全国選出議員, 比例代表選出議員)

第 回	8	9	10	11	12	13	14	
執行年月日	43年 7月7日	46年 6月27日	49年 7月7日	52年 7月10日	55年 6月22日	58年 6月26日	61年 7月6日	
項目	当日有権者数	男 67,766 女 67,994 計 135,760	男 80,164 女 79,496 計 159,660	男 86,900 女 86,601 計 173,501	男 92,478 女 92,680 計 185,158	男 99,831 女 100,035 計 199,866	男 107,833 女 107,571 計 215,404	男 115,575 女 114,549 計 230,124

投票者数	男	40,604	40,159	60,812	55,735	69,041	57,035	71,674
	女	40,524	38,941	60,472	55,082	70,102	56,786	72,702
	計	81,128	79,100	121,284	110,817	139,143	113,821	144,381
投票率	男	59.92%	50.10%	69.98%	60.09%	69.16%	52.89%	62.02%
	女	59.60%	48.98%	69.83%	59.43%	70.08%	52.79%	63.47%
	計	59.76%	49.54%	69.90%	59.85%	69.62%	52.84%	62.74%
投票所数		41	41	49	50	55	59	61
立候補者数		93	106	112	102	93	名簿届出政党等の数 18 名簿登載者合計 数 191	243
選挙すべき議員の数		51	50	54	50	50	50	50
備考	全国選出議員	“	“	“	“	“	比例代表選出議員	“

藤沢市議会議員選挙，党派別得票数，得票率調

執行年月日	昭和42年4月28日（第6回）				
項目	得票数	得票率（%）	立候補者数	当者数	選数
党派					
日本社会党	7,609	9.5	4	4	4
民主社会党	6,740	8.4	6	2	2
公明党	6,622	8.3	6	4	4
日本共産党	3,344	4.2	2	2	2
自由民主党	1,872	2.3	1	1	1
無所属	53,902	67.3	41	27	27
合計	80,089	100.0	60	40	40

執行年月日	昭和43年2月18日（補欠選挙）				
項目	得票数	得票率（%）	立候補者数	当者数	選数
党派					
日本社会党	21,083	34.3	1	1	1
日本共産党	4,525	7.4	1	0	0
無所属	35,774	58.3	3	0	0
合計	61,382	100.0	5	1	1

執行年月日	昭和46年4月25日(第7回)			
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当選者数
党派				
日本社会党	13,524	13.0	6	6
民社党	8,972	8.7	4	4
公明党	8,916	8.6	4	4
日本共産党	7,621	7.3	3	3
自由民主党	2,868	2.8	1	1
無所属	61,868	59.6	34	26
合計	103,769	100.0	52	44

執行年月日	昭和50年4月27日(第8回)			
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当選者数
党派				
日本社会党	16,002	13.7	8	8
公明党	11,998	10.2	6	6
日本共産党	9,248	7.9	6	2
民社党	7,154	6.1	3	3
自由民主党	5,031	4.3	2	2
無所属	67,738	57.8	39	23
合計	117,171	100.0	64	44

執行年月日	昭和54年4月22日(第9回)			
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当選者数
党派				
日本社会党	18,470	14.9	8	6
公明党	13,549	10.9	6	6
新自由クラブ	11,023	8.9	5	4
日本共産党	9,500	7.6	4	4
民社党	7,216	5.8	2	2
自由民主党	5,325	4.3	2	2
生長の家政治連合	2,171	1.7	1	1
無所属	57,055	45.9	26	19
合計	124,309	100.0	54	44

執行年月日	昭和58年4月24日(第10回)			
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当選者数
党派				
日本社会党	21,889	16.3	8	7
公明党	15,359	11.4	6	6
日本共産党	10,931	8.1	5	4
自由民主党	7,957	5.9	3	3
民社党	6,492	4.8	2	2
無所属	71,551	53.3	28	22
合計	134,179	100.0	52	44

執行年月日	昭和62年4月26日(第11回)			
項目 党派	得票数	得票率 (%)	立候補 者数	当選 者数
日本社会党	19,831	15.2	7	7
自由民主党	19,319.93	14.8	7	6
公明党	15,268.66	11.7	6	6
民社党	13,664.45	10.4	4	4
日本共産党	11,929.42	9.1	5	4
諸派	2,776	2.1	1	1
無所属	47,984.47	36.7	18	16
合計	130,773.93	100.0	48	44

神奈川県議会議員選挙，党派別得票数，得票率調

(藤沢市選挙区)

執行年月日	昭和42年4月15日(第6回)			
項目 党派	得票数	得票率 (%)	立候補 者数	当選 者数
自由民主党	24,231	37.8	2	2
日本社会党	17,529	27.3	1	1
民主社会党	9,203	14.3	1	0
日本共産党	3,987	6.2	1	0
無所属	9,217	14.4	1	1
合計	64,167	100.0	6	4

執行年月日	昭和46年4月11日(第7回)			
項目 党派	得票数	得票率 (%)	立候補 者数	当選 者数
自由民主党	29,192	31.3	2	1
日本社会党	23,979	25.7	1	1
日本共産党	13,715	14.7	1	1
民社党	12,755	13.7	1	0
無所属	13,543	14.5	1	1
合計	93,184	100.0	6	4

執行年月日	昭和50年4月13日(第8回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
党派					
日本社会党	19,150	16.8	1	1	
自由民主党	15,443	13.6	1	1	
日本共産党	15,094	13.2	1	1	
公明党	14,894	13.1	1	1	
民社党	10,883	9.6	1	0	
明日の神奈川をつくる会	7,677	6.7	1	0	
無所属	30,778	27.0	4	1	
合計	113,919	100.0	10	5	

執行年月日	昭和54年4月8日(第9回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
党派					
新自由クラブ	15,723	15.4	1	1	
自由民主党	15,419	15.1	1	1	
公明党	14,908	14.6	1	1	
日本社会党	13,823	13.5	1	1	
日本共産党	10,761	10.5	1	1	
民社党	10,435	10.2	1	0	
無所属	21,051	20.6	4	0	
合計	102,120	100.0	10	5	

執行年月日	昭和58年4月10日(第10回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
党派					
民社党	22,570	18.2	1	1	
新自由クラブ	21,642	17.5	1	1	
日本社会党	21,160	17.1	1	1	
自由民主党	19,003	15.4	1	1	
公明党	16,855	13.6	1	1	
日本共産党	11,202	9.1	1	0	
無所属	11,247	9.1	1	0	
合計	123,679	100.0	7	5	

執行年月日	昭和64年4月12日(第11回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
党派					
日本社会党	25,533	19.6	1	1	
日本民主党	19,358	14.9	1	1	
公明党	18,622	14.3	1	1	
民社党	17,638	13.6	1	1	
日本共産党	11,064	8.5	1	0	
無所属	37,778	29.1	3	1	
合計	129,993	100.0	8	5	

注 ① 各党派の得票数は、当該党派所属各候補者の得票数の計と一致しない場合がある。これは当該党派所属各候補者の得票数を合計する際、小数点以下の票を切り捨てたことに伴い生じるものである。

② 得票率は小数点以下第2位を四捨五入した。よって各党派得票率の合計が100.0%に一致しない場合もある。

衆議院議員総選挙，党派別得票数，得票率調（藤沢市開票区）

執行年月日	昭和42年1月29日（第31回）				
党派	項目		立候補者数	当者数	選数
	得票数	得票率(%)			
自由民主党	33,174	38.4	4	1	1
日本社会党	24,500	28.4	2	2	2
民主社会党	15,062	17.5	1	1	1
日本共産党	3,962	4.6	1	0	0
公明党	9,561	11.1	1	1	1
合計	86,259	100.0	9	5	5

執行年月日	昭和44年12月27日（第32回）				
党派	項目		立候補者数	当者数	選数
	得票数	得票率(%)			
自由民主党	27,513	32.3	3	3	2
日本社会党	19,017	22.4	2	2	1
民社党	14,520	17.1	1	1	1
日本共産党	7,932	9.3	1	1	0
公明党	13,027	15.3	1	1	1
無所属	3,032	3.6	2	2	0
合計	85,041	100.0	10	10	5

執行年月日	昭和47年12月10日（第33回）				
党派	項目		立候補者数	当者数	選数
	得票数	得票率(%)			
自由民主党	33,022	31.6	3	3	1
日本社会党	24,272	23.2	2	2	1
民社党	13,570	13.0	1	1	1
日本共産党	18,448	17.7	1	1	1
公明党	13,842	13.3	1	1	1
無所属	1,273	1.2	1	1	0
合計	104,427	100.0	9	9	5

執行年月日	昭和51年12月5日（第34回）				
党派	項目		立候補者数	当者数	選数
	得票数	得票率(%)			
自由民主党	21,729	17.4	1	1	1
日本社会党	24,708	19.8	1	1	1
日本共産党	20,217	16.2	1	1	0
公明党	21,816	17.5	1	1	0
新自由クラブ	35,636	28.6	1	1	1
無所属	452	0.4	2	2	0
合計	124,558	100.0	7	7	3

執行年月日	昭和54年10月7日(第35回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
自由民主党	19,171	18.1	1		1
日本社会党	23,743	22.3	1		1
日本共産党	17,887	16.8	1		0
公明党	24,288	22.8	1		1
新自由クラブ	20,697	19.4	1		0
日本労働党	713	0.6	1		0
合計	106,499	100.0	6		3

執行年月日	昭和55年6月22日(第36回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
自由民主党	32,487	23.7	1		1
日本社会党	28,680	20.9	1		1
日本共産党	21,052	15.3	1		0
公明党	26,178	20.2	1		0
新自由クラブ	27,804	20.2	1		1
日本労働党	1,165	0.9	1		0
合計	137,366	100.0	6		3

執行年月日	昭和58年12月18日(第37回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
自由民主党	24,703	19.1	1		0
日本社会党	28,468	22.0	1		1
日本共産党	17,596	13.6	1		0
公明党	29,404	22.8	1		1
新自由クラブ	28,557	22.1	1		1
日本世直し党	415	0.3	1		0
合計	129,143	100.0	6		3

執行年月日	昭和61年7月6日(第38回)				
項目	得票数	得票率(%)	立候補者数	当者数	選数
公明党	28,275	19.8	1		1
日本社会党	31,768	22.3	1		1
新自由クラブ	27,434	19.3	1		1
自由民主党	42,389	29.7	2		1
日本共産党	12,647	8.9	1		0
合計	142,513	100.0	6		4

参議院議員通常選挙，党派別得票数，得票率調

(地方選出議員，選挙区選出議員)

(藤沢市開票区)

執行年月日	昭和43年7月7日 (地方選出議員) (第8回)				
党派	項目		立候補者	当者	選数
	得票数	得票率(%)			
自由民主党	30,354	39.9	1		1
日本社会党	25,173	33.1	1		1
民主社会党	14,051	18.5	1		0
日本共産党	6,547	8.6	1		0
合 計	76,126	100.0	4		2

執行年月日	昭和46年6月27日 (地方選出議員) (第9回)				
党派	項目		立候補者	当者	選数
	得票数	得票率(%)			
自由民主党	33,346	44.3	1		1
日本社会党	26,008	34.5	1		1
日本共産党	15,941	21.2	1		0
合 計	75,295	100.0	3		2

執行年月日	昭和49年7月7日 (地方選出議員) (第10回)				
党派	項目		立候補者	当者	選数
	得票数	得票率(%)			
自由民主党	34,190	28.7	1		1
日本社会党	32,875	27.6	1		1
公 明 党	17,659	14.8	1		0
民 社 党	14,665	12.3	1		0
無 所 属	19,579	16.5	3		0
合 計	118,968	100.0	7		2

執行年月日	昭和52年7月10日 (地方選出議員) (第11回)				
党派	項目		立候補者	当者	選数
	得票数	得票率(%)			
日本社会党	23,655	21.9	1		1
日本共産党	13,153	12.2	1		0
日本労働党	1,357	1.3	1		0
マルクス主義労働者同盟	941	0.9	1		0
無 所 属	68,755	63.7	3		1
合 計	107,861	100.0	7		2

執行年月日	昭和55年6月22日 (地方選出議員) (第12回)				
	項目 党派	得票数	得票率 (%)	立候補者 数	当選者 数
	自由民主党	42,586	31.5	1	1
	日本社会党	29,109	21.5	1	1
	民社党	27,056	20.0	1	0
	日本共産党	18,826	13.9	1	0
	新自由クラブ	15,042	11.1	1	0
	社会民政党	940	0.7	1	0
	マルクス主義労働者同盟	832	0.6	1	0
	日本民主 交友会	177	0.1	1	0
	無所属	637	0.5	1	0
	合計	135,205	100.0	9	2

執行年月日	昭和58年6月26日 (選挙区選出議員) (第13回)				
	項目 党派	得票数	得票率 (%)	立候補者 数	当選者 数
	公明党	26,554	23.8	1	1
	日本社会党	21,041	18.9	1	0
	自由民主党	18,937	17.0	1	1
	日本共産党	12,516	11.2	1	0
	田中角栄を 政界から追 放する勝手 連	1,169	1.1	1	0
	教育党	630	0.6	2	0
	日本 世直し 党	377	0.3	2	0
	雑民党	294	0.3	2	0
	日本国民 政治連 合	78	0.1	1	0
	無所属	29,865	26.8	3	0
	合計	111,461	100.0	15	2

執行年月日		昭和61年7月6日 (地方選出議員) (第14回)			
党派	項目	得票数	得票率 (%)	立候補者 数	当選 数
	日本社会党		35,932	26.1	1
自由民主党		30,042	21.8	1	1
民社党		23,704	17.2	1	0
日本共産党		13,060	9.5	1	0
日世直し党		857	0.6	2	0
教育党		850	0.6	1	0
環境党		730	0.5	2	0
日本みどりの 連合		667	0.5	1	0
協和党		536	0.4	2	0
社会主義 労働者党		506	0.4	1	1
無所属		30,664	22.3	1	0
合計		137,548	100.0	14	2

2 藤沢市長選挙

候補者別得票数

氏名	年齢	性別	新前 現元 別	当 落	党 派	得票数	職 業 (候補者 届 出)	住 所
----	----	----	---------------	--------	-----	-----	---------------------	-----

昭和43年2月18日執行(第7回)

金子 小一郎	72	男	現	当	無所属	30,603	藤沢市長	藤沢市大庭 5814
葉山 峻	34	男	新	落	無所属	29,078	無職	藤沢市鵠沼海岸 6-2-5
阿部 幹	37	男	新	落	日本共産 党	2,627	政党役 員	藤沢市羽鳥88
鳥羽 照司	66	男	新	落	無所属	837	会社役 員	藤沢市鵠沼松が 岡 3-26-9

昭和47年2月20日執行(第8回)

葉山 峻	38	男	新	当	無所属	53,616	団体役 員	藤沢市鵠沼海岸 6-2-5
加藤 慶徳	51	男	新	落	無所属	43,500	慶大産 業特 常務	藤沢市鵠沼桜が 岡 4-6-16

昭和51年2月22日執行(第9回)

葉山 峻	42	男	現	当	無所属	60,624	市長	藤沢市鵠沼海岸 6-2-5
加藤 慶徳	54	男	新	落	無所属	37,398	時事評 論家	藤沢市遠藤 3545

昭和55年2月17日執行(第10回)

葉山 峻	46	男	現	当	無所属	無投票	藤沢市 長(地 方公務 員)	藤沢市鵠沼海岸 6-2-5
------	----	---	---	---	-----	-----	-------------------------	------------------

昭和59年2月19日執行(第11回)

葉山 峻	50	男	現	当	無所属	65,655	市長	藤沢市鵠沼海岸 6-2-5
山田 栄	53	男	新	落	無所属	63,447	無職	藤沢市辻堂元町 3-9-11

氏名	年令	性別	新前 現元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 届出)	住 所
----	----	----	---------------	--------	-----	-------	--------------------	-----

昭和63年2月21日執行(第12回)

ほやま 峻	54	男	現 当	無 所 属		49,456	市 長	藤沢市鵜沼海岸 6-2-5
及川 みちこ	51	女	新 落	日本国民 権利擁護 連盟		2,901	自営業	千葉県佐倉市新 町 224

3 藤沢市議会議員選挙

候補者別得票数

氏名	年令	性別	新前 現元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 届出)	住 所
----	----	----	---------------	--------	-----	-------	--------------------	-----

昭和42年4月28日執行(第6回)

山本 幸	43	男	新 当	無 所 属		2,545.634	会社員	石川1830
葉山 峻	33	男	現 当	無 所 属		2,516.174	無 職	鵜沼海岸6-2-5
加藤 三郎	43	男	新 当	無 所 属		2,320.250	獣医師	瀬郷691
古谷 正一	43	男	現 当	民主社会 党		1,973	会社員	羽鳥901
中西 国夫	43	男	新 当	日本共産 党		1,946	湘南商 工会事 務局長	辻堂3217
山下 正美	59	男	現 当	無 所 属		1,938	会社員	藤が岡2-14-9
山口 倉吉	60	男	現 当	自由民主 党		1,872	会社社 長	片瀬海岸 1-13-23
森井 仁	59	男	現 当	無 所 属		1,856	農 業	本鵜沼5-12-2
小沢 定雄	58	男	新 当	無 所 属		1,837	履物小 売業	鵜沼海岸2-5-4
広谷 甲二	42	男	現 当	公明党		1,780	無 職	辻堂4657
松山 三之助	50	男	現 当	公明党		1,666	団体役 員	辻堂5414
鈴木 清治	46	男	現 当	無 所 属		1,652	化粧品 洋品販 売	藤沢556
番場 定孝	26	男	新 当	無 所 属		1,606	米穀商	鵜沼海岸2-4-10
葉山 キヨ	69	女	元 当	無 所 属		1,597	会社役 員	本鵜沼1-1-26

氏名	年齢	性別	新前 現元 別	当 落	党	派	得票数	職 候 補 届	業 者 出	住 所
村上 伸	52	男	現	当	公明党		1,595	団 体 役 員		辻堂3140
大野 裕史	47	男	新	当	公明党		1,581	会 社 員		辻堂2557
大渡 辺政雄	58	男	新	当	無所属		1,561.349	会 社 役 員		遠藤2727
関根 久男	44	男	現	当	無所属		1,560	農 業		鶴沼神明2-2-18
加藤 庄太郎	56	男	現	当	無所属		1,553.864	農 業		弥勒寺219
関野 忠義	56	男	現	当	日本社会 党		1,526	生 活 相 談 所 長		大塚744-2
平川 正雄	44	男	新	当	無所属		1,518.339	農 業		亀井野1,308
平綿 宗司	55	男	現	当	無所属		1,516	材 木 商 社		葛原2283-2
諸節 進	60	男	現	当	民主社会 党		1,495	会 社 社 長		長後784
藤井 金藏	64	男	元	当	無所属		1,477	農 業		羽鳥476
相沢 清勝	54	男	現	当	無所属		1,442	会 社 社 長		辻堂1750
富田 泰	70	男	現	当	無所属		1,428	農 業		遠藤3,722
矢島 兵一	42	男	新	当	無所属		1,420	青 果 業		藤沢484
藤本 清藏	43	男	新	当	日本共産 党		1,398	屋 根 工 事 業		本町4-4-19
田中 喜八郎	61	男	元	当	無所属		1,396	会 社 役 員		片瀬2-18-28
高田 辰三	51	男	現	当	日本社会 党		1,396	団 体 役 員		鶴沼2039
秦野 正雄	68	男	現	当	無所属		1,386.310	農 業		高倉2226
斉藤 正太郎	54	男	現	当	日本社会 党		1,375	新 聞 支 局 長		本鶴沼5-9-7
佐藤 楽造	65	男	現	当	日本社会 党		1,372	団 体 役 員		本町2-8-10
仲戸川 桃人	55	男	現	当	無所属		1,365	金 物 店 主		藤沢559
浅野 明夫	33	男	新	当	無所属		1,362	元 郵 政 大 臣 秘 書		鶴沼藤が谷 1-2-17
古郡 民雄	34	男	新	当	無所属		1,348	会 社 員		藤沢3768-3
石井 茂	54	男	現	当	無所属		1,337	農 業		渡内249
林 誠八	44	男	現	当	無所属		1,332	会 社 役 員		本鶴沼1-20-23
落合 輝久	51	男	新	当	無所属		1,331	農 業		辻堂3192
渡谷 彦三	61	男	新	当	無所属		1,306	農 業		西俣野1,953

氏名	年令	性別	新 現	前 元	当 落	党 派	得 票 数	職 業 候 補 者 届 出	住 所
村越謙吉	58	男	現	落	無所属	1,297	会社社長	本町2-10-17	
長谷川忠勤	42	男	新	落	民主社会党	1,271	会社員	羽鳥891	
高山年正	40	男	新	落	無所属	1,261	会社社長	藤沢1084	
瀬下末吉	54	男	現	落	無所属	1,254	団体役員	鶴沼1812	
関口録太郎	53	男	現	落	日本社会党	1,234	国鉄職員	片瀬2-7-2	
野渡一平	67	男	現	落	無所属	1,202	農業	円行239	
野島一三	53	男	新	落	無所属	1,119	団体役員	長後1091	
加藤照三郎	63	男	新	落	無所属	1,105.885	横浜地方裁判所調停委員	鶴沼2193	
大久保さわ子	41	女	新	落	無所属	968	労務管理士	藤が岡3-3-14	
小金武雄	58	男	元	落	民主社会党	932	染物業	片瀬3-11-21	
奥田直鶴	65	男	元	落	民主社会党	845	団体役員	本鶴沼2-16-24	
軽部寿太郎	58	男	新	落	無所属	796	獣医師	大鐘1085	
船田豊彦	42	男	新	落	無所属	775	経営診断業	藤沢3768 善行団地 7-1-305	
安藤操	27	男	新	落	日本社会党	706	会社員	本鶴沼4-1-35	
山本定郎	46	男	新	落	無所属	628.365	本町旅館経営主	藤沢6331	
中川武昭	34	男	新	落	無所属	504	バス運転手	亀井野3304	
中田高作	63	男	新	落	無所属	458	会社役員	藤沢団地10-504	
長田国男	34	男	新	落	無所属	275	製作下請業	藤沢3768-3	
植田正亥	51	男	新	落	民主社会党	224	紋章上絵師	藤沢538	
吉川幸太郎	70	男	新	落	無所属	103	無職	辻堂1161	

氏名	年令	性別	新 現 元 別	前 元 落	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 届出)	住 所
----	----	----	------------------	-------------	--------	-----	-------	--------------------	-----

昭和43年2月18日執行 (補欠選挙)

大久保 さわ子	42	女	新	当	当	日本社会 党	21,083	労務管 理士	藤が岡3-3-14
高山 年正	41	男	新	落	無	無 所 属	18,271	鉄工業	藤沢1084
瀬下 末吉	55	男	元	落	無	無 所 属	11,131	団体役 員	鶴沼1812
小倉 隆義	61	男	新	落	無	無 所 属	6,372	会社員	亀井野1014
石島 一郎	41	男	新	落	無	日本共産 党	4,525	会社員	用田1520-9

昭和46年4月25日執行 (第7回)

渡辺 光男	35	男	新	当	無	無 所 属	3,154.244	無 職	川名817
大山 正雄	33	男	新	当	無	日本共産 党	2,954	政党役 員	下土棚354-2
長谷川 忠勤	46	男	新	当	無	民 社 党	2,945	労働組 合役員	羽鳥5-6-16
高山 年正	44	男	新	当	無	無 所 属	2,927	会社社 長	藤沢1084
山口 倉吉	64	男	現	当	無	自由民主 党	2,868	会社社 長	片瀬海岸 1-13-23
古郡 民雄	38	男	現	当	無	日本社会 党	2,782	幼稚園 園長	藤沢3768-3
桑原 正一	40	男	新	当	無	日本共産 党	2,736	会社員	鶴沼松が岡 4-3-25
番場 定孝	30	男	現	当	無	無 所 属	2,667	米穀商	鶴沼海岸2-4-10
平川 正雄	48	男	現	当	無	無 所 属	2,656	農 業	亀井野1308
古谷 正一	47	男	現	当	無	民 社 党	2,630	会社員	羽鳥5-2-3
大久保 さわ子	45	女	現	当	無	日本社会 党	2,533	社会保 険労務 士	藤が岡3-3-17
関野 忠義	60	男	現	当	無	日本社会 党	2,456	団体役 員	大鋸3-3-10
松山 三之助	54	男	現	当	無	公 明 党	2,447	団体役 員	辻堂元町 4-15-13
浅野 明夫	37	男	現	当	無	無 所 属	2,413	衆議院 議員秘 書	鶴沼藤が谷 1-2-17
川口 功	45	男	新	当	無	無 所 属	2,411	農 業	大庭5575
平綿 宗司	59	男	現	当	無	無 所 属	2,375	会社役 員	葛原2283-2

氏 名	年令	性別	新 現	前 元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者出 届)	住 所
山 本 幸 男	47	男	現	当	無 所 属		2,298.560	会 社 役 員	石川1830
大 野 裕 史	51	男	現	当	公 明 党		2,252	政 党 役 員	辻堂新町3-1-8
加 藤 三 郎	47	男	現	当	無 所 属		2,212.010	獣 医 師	瀬郷691
桜 井 茂	55	男	新	当	無 所 属		2,194	農 業	遠藤4645
村 上 伸	56	男	現	当	公 明 党		2,179	団 体 役 員	辻堂元町5-2-19
関 根 久 男	48	男	現	当	無 所 属		2,153	農 業	鶴沼神明2-2-18
渋 谷 彦 三	65	男	現	当	無 所 属		2,076	農 業	西俣野1953
黒 江 貞 子	42	女	新	当	日 本 社 会 党		2,053	無 職	鶴沼海岸 4-20-22
山 下 正 美	63	男	現	当	無 所 属		2,041	会 社 役 員	藤が岡2-14-8
小 沢 定 雄	62	男	現	当	無 所 属		2,039	有 限 会 社 代 表 取 締 役	鶴沼海岸2-5-4
広 谷 甲 二	46	男	現	当	公 明 党		2,038	団 体 役 員	鶴沼海岸 7-15-10
高 田 辰 三	56	男	現	当	日 本 社 会 党		2,036	会 社 員 ・ 団 体 役 員	鶴沼2039
野 島 一 三	57	男	新	当	無 所 属		2,011	農 業	長後1091
諸 節 進	64	男	現	当	民 社 党		1,976	米 穀 商	長後784
端 山 正 司	57	男	新	当	無 所 属		1,950.714	農 業	大庭8007
藤 本 清 蔵	47	男	現	当	日 本 共 産 党		1,931	屋 根 工 事 業	本町4-4-19
加 藤 照	67	男	新	当	無 所 属		1,924.757	横 浜 地 方 調 停 委 員	鶴沼2193
仲 戸 川 桃 人	59	男	現	当	無 所 属		1,875	会 社 社 長	藤沢559
林 誠 八	48	男	現	当	無 所 属		1,867	会 社 役 員	本鶴沼2-20-23
鈴 木 清 治	50	男	現	当	無 所 属		1,759	会 社 社 長	大鐸1056
佐 藤 楽 造	65	男	現	当	日 本 社 会 党		1,664.554	団 体 役 員	本町2-8-10
落 合 輝 久	55	男	現	当	無 所 属		1,585	団 体 役 員	辻堂元町4-11-3

氏名	年齢	性別	新元 前現別	当落	党派	得票数	職業 (候補者 出届)	住所
西条節子	42	女	新当	無所	所属	1,527	青少年 問題カ ウンセ ラー	川名637
加藤庄太郎	63	男	現当	無所	所属	1,497.925	農業	弥勒寺219
加田中和子	41	女	新当	無所	所属	1,427	主婦	下土棚616
内田松男	43	男	新当	民社	党	1,421	会社員	小塚651
渡辺政雄	62	男	現当	無所	所属	1,370.755	会社役 員	遠藤2727
矢島兵一	46	男	現当	無所	所属	1,324	会社役 員	藤沢484
葉山キヨ	73	女	現落	無所	所属	1,302.250	会社役 員	本鶴沼1-1-26
神山博夫	43	男	新落	無所	所属	1,189	会社役 員	亀井野1768
山本定郎	50	男	新落	無所	所属	1,178.439	アパー ト経営	藤沢3-1-15
小林正弘	46	男	新落	無所	所属	1,066	東京電 力社員	鶴沼神明 4-12-18
佐藤三郎	57	男	新落	無所	所属	979.725	会社顧 問	辻堂新町2-10-3
浅見勝三	65	男	新落	無所	所属	961	会社社 長	下土棚510
堀信之	49	男	新落	無所	所属	899	国鉄職 員	辻堂新町 1-16-16
篠原一次	53	男	新落	無所	所属	557	書道師 範	亀井野3310 7棟404

昭和50年4月27日執行(第8回)

平本昇策	49	男	新当	無所	所属	3,550	自転車 販売	大鋸2-8-3
長谷川忠勤	50	男	現当	民社	党	3,393	労働組 合役員	羽鳥5-6-16
三堀義一	54	男	新当	無所	所属	2,921	農業	善行2-26-1
井上正一郎	40	男	新当	無所	所属	2,883.471	農業	長後369
梶居祐三	40	男	新当	日本社会 党		2,828	医院事 務長	藤沢1044
山本幸男	51	男	現当	無所	所属	2,774.210	会社員	遠藤3633-3
加藤三郎	51	男	現当	無所	所属	2,637.933	獣医師	瀬郷691

氏 名	年令	性別	新 現	前 元	当 落	党 派	得 票 数	職 業 候 補 者 出 席	住 所
山 口 倉 吉	68	男	現	当	自由民主 党	2,622	会社社 長	片瀬海岸 1-13-23	
渡 辺 光 男	39	男	現	当	無 所 属	2,617.467	団体役 員	川名817	
平 川 正 雄	52	男	現	当	無 所 属	2,501	農 業	亀井野1308	
桜 井 郁 三	31	男	新	当	自由民主 党	2,409.817	政党役 員	長後733	
番 場 定 孝	34	男	現	当	無 所 属	2,409	米穀商	鵜沼海岸2-4-10	
内 田 末 吉	37	男	新	当	公 明 党	2,370.226	党藤沢 支部組 織部長	円行554-1	
川 口 功	49	男	現	当	無 所 属	2,307	酪農業	大庭5,575	
山 下 正 美	67	男	現	当	無 所 属	2,209	会社役 員	藤が岡2-14-8	
関 根 久 男	52	男	現	当	無 所 属	2,196	農 業	鵜沼神明2-2-18	
西 条 節 子	46	女	現	当	無 所 属	2,188	青少年 問題カ ウンセ ラー	羽島5-9-20	
落 合 四 郎	49	男	新	当	無 所 属	2,145	農 業	城南4-9-13	
松 山 三之助	58	男	現	当	公 明 党	2,113	団体役 員	亀井野1106 高層住宅509	
桜 井 正 平	38	男	新	当	無 所 属	2,110.971	水道排 水工事 業取締 役	辻堂元町 3-18-17	
津 田 万次郎	52	男	新	当	無 所 属	2,096	団体役 員	辻堂6471	
矢 島 豊 海	44	男	新	当	日本社会 党	2,075.266	国鉄役 員	善行2-5-3	
瀬 川 進	35	男	新	当	日本社会 党	2,013	会社員	本沼沼4-12-6	
古 郡 民 雄	42	男	現	当	日本社会 党	1,984	幼稚園 理事長	善行団地 3-7-402	
大久保 さわ子	49	女	現	当	日本社会 党	1,983	社会保 険労務 士	藤が岡3-3-17	
村 上 伸	60	男	現	当	公 明 党	1,980	党藤沢 市政策 部長	辻堂元町5-2-19	
斉 間 寿 久	57	男	新	当	公 明 党	1,972	会社役 員	辻堂1649	
野 島 一 三	61	男	現	当	無 所 属	1,948	農 業	長後1091	

氏名	年令	性別	新前 現元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 届出)	住 所
平 沢 信 雄	43	男	新 当	無 所 属		1,930	僧 侶	用田2224
浅 野 明 夫	41	男	現 当	無 所 属		1,911	藤山藤 工務所 顧問	鶴沼藤が谷 1-2-18
宮 地 淳 子	28	女	新 当	日 本 共 産 党		1,909	党 湘 南 地 区 委 員 会 勤 務 員	亀井野1106 高層住宅404
内 田 松 男	47	男	現 当	民 社 党		1,893.773	会 社 員	小塚651
古 谷 正 一	51	男	現 当	民 社 党		1,867.467	会 社 員	羽鳥5-2-3
加 藤 照	71	男	現 当	無 所 属		1,867.001	横 浜 地 裁 調 停 委 員	鶴沼2193
広 谷 甲 二	50	男	現 当	公 明 党		1,804	団 体 役 員	鶴沼海岸 7-15-10
高 山 年 正	48	男	現 当	無 所 属		1,796	高 山 製 作 所 役 員	藤沢1084
畠 中 一 雄	45	男	新 当	公 明 党		1,759	損 害 保 險 代 理 店	藤沢49
中 山 五 福	39	男	新 当	日 本 社 会 党		1,749	団 体 役 員	宮原1175-1
山 本 捷 雄	30	男	新 当	無 所 属		1,743.789	丹 沢 親 代 表 取 締 役	鶴沼桜が岡 3-4-18
五十嵐 紀 子	36	女	新 当	日 本 社 会 党		1,719	無 職	高倉464-10
大 山 正 雄	37	男	現 当	日 本 共 産 党		1,702	党 湘 南 地 区 役 員	下土棚354-2
洪 谷 彦 三	69	男	現 当	無 所 属		1,701	農 業	西俣野1953
黒 江 貞 子	47	女	現 当	日 本 社 会 党		1,651	無 職	鶴沼海岸 4-20-22
田 中 和 子	45	女	現 当	無 所 属		1,624	市 議 会 議 員	下土棚616
林 誠 八	52	男	現 落	無 所 属		1,568	会 社 役 員	本鶴沼2-20-23
松 永 峻	45	男	新 落	日 本 共 産 党		1,540	電 報 局 社 員	辻堂元町4-1-22
矢 島 兵 一	50	男	現 落	無 所 属		1,522.733	会 社 役 員	藤沢484

氏 名	年令	性別	新 現	前 元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 者 候 補 出 届	住 所
小 沢 定 雄	66	男	現	落	無 所 属	1,470	はきも の小売 業	鵜沼海岸2-5-4	
桑 原 正 一	44	男	現	落	日本共産 党	1,467	党湘南 地区役 員	鵜沼松が岡 4-3-25	
古 屋 昌 寿	35	男	新	落	日本共産 党	1,440.532	党藤沢 市役員	用田1106-8	
金 森 多輝義	60	男	新	落	無 所 属	1,369	会社役 員	宮前712	
端 山 正 司	61	男	現	落	無 所 属	1,320	農 業	大庭8007	
大 石 静 雄	51	男	新	落	無 所 属	1,266	たばこ 小売商	辻堂東海岸 3-3-20	
鳥 居 昌 英	31	男	新	落	日本共産 党	1,190	湘南民 主商工 会事務 局員	亀井野3310 県営住宅5-406	
佐 藤 三 郎	61	男	新	落	無 所 属	1,158.305	会社顧 問	辻堂新町2-10-3	
桜 井 茂	59	男	現	落	無 所 属	1,135.211	農 業	遠藤4645	
井 上 好 明	48	男	新	落	無 所 属	1,126.528	農 業	今田441	
加 藤 源二郎	59	男	新	落	無 所 属	1,094.759	会社役 員	本町4-6-7	
渡 辺 政 雄	66	男	現	落	無 所 属	1,034.532	会社重 役	遠藤2727	
滝 沢 茂 男	27	男	新	落	無 所 属	672	学習塾 経営	藤沢3649	
西谷内 征 洲	33	男	新	落	無 所 属	378	正洲人 形店代 表	今田254-1	
池 田 正 行	55	男	新	落	無 所 属	267	団体役 員	片瀬390	
安 藤 操	35	男	新	落	無 所 属	159	会社顧 問	辻堂元町 5-16-21	
飯 島 邦 光	33	男	新	落	無 所 属	131	会社員	大庭7922	

氏名	年齢	性別	新元別	当落	党派	得票数	職業 (候補者出 届)	住所
昭和54年4月22日執行(第9回)								
長谷川 忠 勤	54	男	現 当	民社党	4,328	団体役員	羽鳥5-6-16	
小 川 竹次郎	52	男	新 当	無所属	3,812	いすゞ自動車 幹社員	長後1043	
平 本 昇 策	53	男	現 当	無所属	3,605	藤沢市 議会議員	大鎌2-8-3	
渡 辺 光 男	43	男	現 当	無所属	3,584.867	団体役員	川名817	
鈴 木 明 夫	38	男	新 当	無所属	3,179.596	団体役員	弥勒寺3-16-9	
宮 治 政 弘	47	男	新 当	無所属	3,048.723	農 業	打戻1755	
矢 島 豊 海	48	男	現 当	日本社会 党	2,929	藤沢市 議会議員	善行2-5-3	
加 藤 三 郎	55	男	現 当	新自由ク ラブ	2,907.006	獣医師	廻郷691	
内 田 松 男	51	男	現 当	民社党	2,888.697	会社員	村岡東1-8-2	
黒 江 貞 子	51	女	現 当	日本社会 党	2,811	藤沢市 議会議員	鶴沼海岸 4-20-22	
山 口 倉 吉	72	男	現 当	自由民主 党	2,764	江の島 観光代表取 締役	片瀬海岸 1-13-23	
桑 原 正 一	48	男	元 当	日本共産 党	2,623	会社員	鶴沼松が岡 4-3-25	
三 堀 義 一	58	男	現 当	無所属	2,610	農 業	善行2-26-1	
田 中 和 子	49	女	現 当	自由民主 党	2,561	藤沢市 議会議員	下土棚616	
柘 居 祐 三	44	男	現 当	日本社会 党	2,503	医院事 務長	藤沢1044	
中 山 五 福	43	男	現 当	日本社会 党	2,501	藤沢市 議会議員	宮原1175-1	
関 根 久 男	56	男	現 当	無所属	2,499.314	農 業	鶴沼神明2-2-18	
内 田 末 吉	41	男	現 当	公明党	2,473.302	政党役 員	円行554-1	
井 上 正一郎	44	男	現 当	無所属	2,464.156	農 業	長後369	

氏 名	年令	性別	新前 現元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 出 居)	住 所
宮 地 淳 子	32	女	現	当	日本共産 党	2,462.276	団体役 員	亀井野1106 六会駅前高層住 宅404
瀬 川 進	39	男	現	当	日本社会 党	2,462	会社員	本沼沼4-12-6
松 山 三之助	62	男	現	当	公 明 党	2,456	藤沢市 議会議 員	亀井野1106 六会駅前高層住 宅509
西 条 節 子	50	女	現	当	無 所 属	2,418	青少年 カウ ンセ ラー	羽鳥5-9-20
関 根 宗四郎	46	男	新	当	無 所 属	2,371.685	政治評 論家	鶴沼海岸 7-12-10
藤 谷 昌 男	42	男	新	当	日本共産 党	2,358	団体役 員	藤沢3768-3 善行団地 3-3-504
津 田 万次郎	56	男	現	当	無 所 属	2,356	藤沢市 議会議 員	辻堂6471
山 本 捷 雄	34	男	現	当	無 所 属	2,336	会社役 員	鶴沼桜が岡 3-4-18
二 見 友 久	37	男	新	当	無 所 属	2,302	旅館業	江の島2-1-6
高 山 年 正	52	男	現	当	新自由 クラブ	2,252	藤沢市 議会議 員	藤沢1084
斉 間 寿 久	61	男	現	当	公 明 党	2,232	藤沢市 議会議 員	辻堂1649-3
平 沢 信 雄	47	男	現	当	無 所 属	2,196	僧 侶	用田2224
桜 井 正 平	42	男	現	当	新自由 クラブ	2,189	会社役 員	辻堂元町 3-18-17
加 藤 照	75	男	現	当	生長の家 政治連合	2,171.993	横浜地 裁司法 委員	鶴沼2193-38
五十嵐 紀 子	40	女	現	当	日本社会 党	2,152	藤沢市 議会議 員	高倉464-10
岸 本 英 夫	43	男	新	当	公 明 党	2,145	団体役 員	本町2-7-11
広 谷 甲 二	54	男	現	当	公 明 党	2,132	団体役 員	鶴沼海岸 7-15-10
村 上 伸	64	男	現	当	公 明 党	2,111	藤沢市 議会議 員	辻堂元町5-2-19

氏名	年齢	性別	新元別	当落	党派	得票数	職業(補者出届)	住所
大山正雄	41	男	現当	当	日本共産党	2,057	団体役員	長後794-4 藤沢長後住宅24号
野島一三	65	男	現当	無所属		2,015	農業	長後1091
杉山幸春	59	男	新当	無所属		2,013	農業	亀井野2767
浅野明夫	45	男	現当	無所属		2,004	やまと工業(株)取締役	鵜沼藤が谷 1-2-18
鈴木恒夫	29	男	新当	無所属		1,998.403	いすゞ役員	大鋸1056
小沢定雄	70	男	元当	無所属		1,968	代表取締役	鵜沼海岸2-5-4
滝沢茂男	31	男	新当	新自由クラブ		1,934	英会話塾経営	藤沢3393
落合四郎	52	男	現落	無所属		1,933	農業	城南4-9-13
井上好明	52	男	新落	無所属		1,843.324	農業	今田441
長田良彦	50	男	新落	無所属		1,838	農業	遠藤4990
大石静雄	55	男	新落	新自由クラブ		1,741	たばこ雑貨商	辻堂東海岸 3-3-20
古郡民雄	46	男	現落	日本社会党		1,663	藤沢市議会議員	石川3913
清水登喜子	48	女	新落	日本社会党		1,449	手芸店経営	辻堂6395
久我英一	51	男	新落	無所属		801	自営業	高倉840
竹原修	43	男	新落	無所属		702	朝日タイムズ社企画部長	辻堂西海岸 2-9-1-20
渡辺嘉明	55	男	新落	無所属		644.650	団体役員	本町3-10-16
棚橋寛衛門	31	男	新落	無所属		511	会社役員	片瀬山1-17-8

昭和58年4月24日執行(第10回)

落合四郎	57	男	元当	無所属		4,777	農業	城南4-9-13
小川竹次郎	55	男	現当	無所属		4,543	会社役員	長後1043
吉田信行	46	男	新当	無所属		4,167	農業	城南4-8-20

氏 名	年令	性別	新 現元	前 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 届 出)	住 所
長谷川 忠 勤	58	男	現	当	民社党	4,062	団体役員	辻堂太平台 2-3-19-206	
平 本 昇 策	57	男	現	当	無所属	3,664	自転車商	大鋸2-8-3	
山 口 敏 夫	45	男	新	当	日本社会 党	3,580.675	団体役員(藤 沢市職 労特別 執行委 員)	亀井野3103	
渡 辺 光 男	47	男	現	当	無所属	3,504	団体役員	川名817	
滝 沢 茂 男	35	男	現	当	無所属	3,400	英会話塾経営	藤沢3393 ヤマカビル201	
日 原 通 晴	40	男	新	当	日本社会 党	3,356	団体役員	西俣野139 六会マンション 310	
鈴 木 明 夫	42	男	現	当	無所属	3,320.024	労組役員	弥勒寺3-16-9 メゾン恵201	
黒 江 貞 子	55	女	現	当	日本社会 党	3,117	藤沢市議	鶴沼海岸 4-20-22	
(服部 圭 介 服部 圭 助)	37	男	新	当	公明党	3,046	公明党 本部職 員(公 明新聞 記者)	下土棚376-2	
井 上 正 一 郎	48	男	現	当	無所属	3,044.922	農 業	長後369	
山 本 捷 雄	38	男	現	当	無所属	2,927	会社役員	鶴沼桜が岡 3-4-18	
桜 井 正 平	46	男	現	当	無所属	2,891.469	会社役員(水 道工事 業)	辻堂元町 3-18-17	
柳 谷 亮 子	37	女	新	当	無所属	2,801	障害者 施設指 導員	大庭4377-1 湘南ライフタウ ン県営藤沢西部 アパート 1-12-309	
西 条 節 子	54	女	現	当	無所属	2,794	青少年 カウン セラー	羽鳥5-9-20	
二 見 友 久	41	男	現	当	自由民主 党	2,758	会社社 長	江の島2-1-6	
斉 間 寿 久	65	男	現	当	公明党	2,706	会社役員	辻堂1649-3	

氏名	年齢	性別	新元 現別	前元 当落	党派	得票数	職業 (候補者 届出)	住所
山口 倉吉	76	男	現	当	自由民主 党	2,703.324	会社役 員	片瀬海岸 1-13-23
瀬川 進	43	男	現	当	日本社会 党	2,684	会社員 日本精 工械	本鵜沼4-12-6
平川 正雄	60	男	元	当	無所属	2,680	会社社 長	亀井野4-12-17
平沢 信雄	51	男	現	当	無所属	2,660	僧侶	用田2224
平内 田末吉	45	男	現	当	公明党	2,587.798	政党役 員	円行554-1
小野 孝一	48	男	新	当	日本社会 党	2,558	日本電 信電話 公社職 員	亀井野941-2
中山 五福	47	男	現	当	日本社会 党	2,553	団体役 員	宮原1175-1
桜井 郁三	39	男	元	当	自由民主 党	2,496.534	さくら い企画 代表	高倉596-5
宮内 治政	51	男	現	当	無所属	2,466.061	農業	打戻1755
田松 弘男	55	男	現	当	民社党	2,430.201	会社員	村岡東1-8-2
杉山 幸春	63	男	現	当	無所属	2,430	農業	亀井野2767
宮地 淳子	36	女	現	当	日本共産 党	2,422.938	政党役 員	亀井野1-25-7 六会駅前高層住 宅404
今村 信也	40	男	新	当	日本共産 党	2,393	政党役 員	辻堂元町5-9-4
高山 年正	56	男	現	当	無所属	2,392	藤沢市 議会議 員	藤沢1084
村上 悌介	39	男	新	当	公明党	2,388	党役員	本鵜沼4-1-31 イタバンハイッ 2-A
関根 久男	60	男	現	当	無所属	2,354.930	農業	鵜沼神明2-2-18
鈴木 恒夫	33	男	現	当	無所属	2,351.975	会社役 員	大鵜1056
広谷 甲二	58	男	現	当	公明党	2,351	政党役 員	鵜沼海岸 7-15-10
関根 宗四郎	50	男	現	当	無所属	2,287.704	市議 議員	鵜沼海岸 7-12-10
藤谷 昌男	46	男	現	当	日本共産 党	2,281	市議 議員	藤沢3768-3 善行団地 3-3-504

氏 名	年令	性別	新 現	前 元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 届出)	住 所
岸 本 英 夫	47	男	現	当	当	公 明 党	2,281	市議会 議員	大鋸3-8-35
五十嵐 紀 子	44	女	現	当	当	日本社会 党	2,212	市議会 議員	高倉464-10
桑 原 正 一	52	男	現	当	当	日本共産 党	2,202	市会議 員	鶴沼松が岡 4-3-25
津 田 万次郎	60	男	現	当	無	無 所 属	2,170	藤沢市 議會議 員	辻堂6471
井 上 好 明	56	男	新	当	無	無 所 属	2,074.077	農 業	今田441
長 田 良 彦	54	男	新	落	無	無 所 属	2,047	農 業	遠藤4,990
加 藤 三 郎	59	男	現	落	無	無 所 属	1,976	獣医師	瀬郷691
郡 野 満	52	男	新	落	日	日本社会 党	1,829	地方公 務員	柄沢250-3
田 中 静 枝	44	女	新	落	日	日本共産 党	1,633	政党役 員	高倉1307
綿 貫 三 寿	72	男	新	落	無	無 所 属	688	会社役 員	羽鳥1-3-11
竹 原 修	47	男	新	落	無	無 所 属	413	著述業	辻堂西海岸 2-9-1-204
関 根 弘 雄	56	男	新	落	無	無 所 属	405.365	団体役 員	本鶴沼2-1-8
丸 山 晴 義	34	男	新	落	無	無 所 属	322	団体役 員	弥勒寺1-20-13

※ 昭和58年4月24日執行の藤沢市議會議員選挙における当選人、広谷甲二の死去（昭和58年6月3日）に伴い、繰上補充により、6月15日次の者が当選人と決定した。

長 田 良 彦 54 男 新 当 無 所 属 2,047 農 業 遠藤4,990

昭和62年4月26日（第11回）

鈴 木 明 夫	46	男	現	当	民 社 党	4,769.12	団体役 員	渡内728
小 川 竹次郎	59	男	現	当	民 社 党	4,089	会社員	長後1043
山 本 捷 雄	42	男	現	当	自由民主 党	3,742	会社役 員	鶴沼松が岡 3-4-18

氏名	年齢	性別	新元別	前現別	当落	党派	得票数	職業(候補者出届)	住所
鈴木恒夫	37	男	現	当	無所属		3,446.87	会社役員	大鋸1056-4
平本昇策	61	男	現	当	無所属		3,288	自転車商	大鋸2-8-3
滝沢茂男	39	男	現	当	無所属		3,190	英会話塾経営	藤沢3393 ヤマカビル201
栗原義夫	44	男	新	当	無所属		3,186	会社役員	鵜沼橋1-5-12
吉田信行	50	男	現	当	無所属		3,095	農業	城南4-8-20
吉田敏夫	49	男	現	当	日本社会党		3,050	団体役員	亀井野3103
矢島豊海	56	男	元	当	無所属		3,029	福祉法人 一人石常任顧問	善行2-5-3
落合四郎	61	男	現	当	自由民主党		3,019	農業	城南4-9-13
西尾まつ枝	53	女	新	当	日本社会党		2,987	会社員	西富416
五十嵐紀子	48	女	現	当	日本社会党		2,969	社会福祉法人役員	高倉464-10
井上正一郎	52	男	現	当	自由民主党		2,927.58	農業	長後369
長田良彦	58	男	現	当	無所属		2,866	農業	遠藤4990
黒江貞子	59	女	現	当	日本社会党		2,862	市議会議員	鵜沼海岸 4-20-22
中山五福	51	男	現	当	日本社会党		2,855	団体役員	宮原1175-1
宮治政弘	55	男	現	当	自由民主党		2,844.56	農業	打戻1755
西条節子	58	女	現	当	無所属		2,839	青少年カウンセラー	羽鳥5-9-20
藤村久子	42	女	新	当	神奈川ネットワーク運動		2,776	無職	藤沢2539-5 藤沢立石ハイブ E-401
関根宗四郎	54	男	現	当	無所属		2,733.35	評論家	鵜沼海岸 7-12-10
長谷川忠勤	62	男	現	当	民社党		2,712	政党役員	辻堂太平台 2-3-19-206
清水勝人	47	男	新	当	公明党		2,681	公明党職員	辻堂神台2-2-21
増井秀夫	36	男	新	当	公明党		2,678	無職	長後2404

氏 名	年令	性別	新 現	前 元	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 出 届)	住 所
藤 谷 昌 男	50	男	現	当	日本共産 党	2,676	団体役 員	藤沢3,768-3 善行団地 3-3-504	
村 上 悌 介	43	男	現	当	公 明 党	2,596	政党役 員	羽鳥5-3-7	
日 原 通 晴	44	男	現	当	日本社会 党	2,593	藤沢市 議会議 員	西俣野139 六会マンション 310号	
高 山 年 正	60	男	現	当	無 所 属	2,575	団体役 員	藤沢1084	
平 沢 信 雄	55	男	現	当	自由民主 党	2,527	僧 侶	用田2224	
今 村 信 也	44	男	現	当	日本共産 党	2,520	団体役 員	辻堂元町5-9-4	
瀬 川 進	47	男	現	当	日本社会 党	2,515	会社員	本鶴沼4-12-6	
桜 井 正 平	50	男	現	当	無 所 属	2,496.20	会社役 員	辻堂元町 3-18-17	
内 田 末 吉	49	男	現	当	公 明 党	2,475.66	政党役 員	湘南台3-16-29	
木 村 栄 子	39	女	新	当	無 所 属	2,464	無 職	本町2-5-4 下田荘A号	
二 見 友 久	45	男	現	当	自由民主 党	2,444	旅館業	江の島2-1-6	
岸 本 英 夫	51	男	現	当	公 明 党	2,423	政党役 員	大鑑3-8-35	
加 藤 章 二	56	男	新	当	公 明 党	2,415	会社役 員	宮原3404	
宮 地 淳 子	40	女	現	当	日本共産 党	2,411.42	団体役 員	亀井野1-25-7 六会駅前高層住 宅404	
桑 原 正 一	56	男	現	当	日本共産 党	2,397	団体役 員	鶴沼松が岡 4-3-25	
関 根 久 男	64	男	現	当	無 所 属	2,322.64	農 業	鶴沼神明2-2-18	
柳 谷 亮 子	41	女	現	当	無 所 属	2,294	藤沢市 議会議 員	大庭4377-1 湘南ライフタウ ン県営藤沢西部 アパート 1-12-309	
井 上 好 明	60	男	現	当	無 所 属	2,263.41	農 業	湘南台7-21-10	
杉 山 幸 春	67	男	現	当	無 所 属	2,160	農 業	亀井野2767	
内 田 松 男	59	男	現	当	民 社 党	2,094.33	会社員	村岡東1-8-2	

氏名	年齢	性別	新元別	前元別	当落	党派	得票数	職業(候補者出)	住所
柳 沢 潤 次	35	男	新	落	日本共産党	1,925	団体役員	長後749	
貞 包 巖	48	男	新	落	無所属	1,869	病院役員	辻堂新町 1-2-7-907	
水 越 靖 典	45	男	新	落	無所属	1,867	団体役員	菖蒲沢960	
桜 井 郁 三	43	男	現	落	自由民主党	1,815.79	市議会議員	高倉596-5	

4 神奈川県知事選挙

候補者別得票数

氏名	年齢	性別	新元別	前元別	当落	党派	得票数	
							県	藤沢市

昭和42年4月15日執行(第6回)

津 田 文 吾	48	男	新	当	無所属	892,710	32,114
竹 田 四 郎	49	男	新	落	日本社会党	763,214	26,378
渡 辺 俊次郎	52	男	新	落	日本共産党	91,442	3,169
浅 岡 松次郎	41	男	新	落	無所属	46,733	1,719

昭和46年4月11日執行(第7回)

津 田 文 吾	52	男	現	当	無所属	1,495,350	55,277
沢 田 三 郎	54	男	新	落	無所属	943,265	38,581

昭和50年4月13日執行(第8回)

長 洲 一 二	55	男	新	当	無所属	1,490,389	61,256
戸 沢 政 方	55	男	新	落	無所属	1,011,338	43,332
佐 藤 秀 夫	42	男	新	落	無所属	143,123	4,200
吉 川 朝 臣	41	男	新	落	日本民主 交友会	51,243	1,499
中 岡 要	63	男	新	落	無所属	49,623	3,013

氏 名	年令	性別	新 前 現元別	当落	党 派	得 票 数	
						県	藤 沢 市

昭和54年 4 月 8 日 執行 (第9回)

長 洲 一 二	59	男	現	当	無 所 属	2,025,562	88,152
山 本 正 治	33	男	新	落	日本労働党	181,330	8,184
(春 日 研 三)							
高 田 徹	48	男	新	落	ニセ革新と マスコミを 弾劾する会	47,959	1,690
吉 川 朝 臣	45	男	新	落	日本民主 交友会	46,160	1,528

昭和58年 4 月 10 日 執行 (第10回)

長 洲 一 二	63	男	現	当	無 所 属	2,387,030	106,049
山 本 正 治	37	男	新	落	日本労働党	366,370	15,882
(春 日 研 三)							

昭和62年 4 月 12 日 執行 (第11回)

長 洲 一 二	67	男	現	当	無 所 属	2,281,967	100,576
岡 村 共 栄	44	男	新	落	日本共産党	424,124	16,904
山 本 正 治	41	男	新	落	日本労働党	244,628	10,681
(春 日 研 三)							

() 内は、通称使用認定がある場合に戸籍名を記載してある。

5 神奈川県議会議員選挙

候補者別得票数

氏名	年齢	性別	新 現 元 別	当 落	党 派	得票数	職 業 (候補者 届 出)	住 所
昭和42年4月15日執行 (第6回)								
野口 順一	61	男	現	当	日本社会 党	17,529	団体役 員	藤沢市藤沢4141
青木 豊三郎	59	男	現	当	自由民主 党	12,207	九大市 場株式 会社社 長	藤沢市大庭12
栗原 直義	63	男	現	当	自由民主 党	12,024	会社重 役	藤沢市鵜沼2216
伊沢 十郎	65	男	新	当	無所属	9,217	会社役 員	藤沢市石川540
石垣 荒一	57	男	新	落	民主社会 党	9,203	関東特 殊製鋼 会社員	藤沢市鵜沼神明 4-11-21
桑原 正一	36	男	新	落	日本共産 党	3,987	会社員	藤沢市鵜沼松が 岡4-3-25
昭和46年4月11日執行 (第7回)								
野口 順一	65	男	現	当	日本社会 党	23,979	団体役 員	藤沢市善行 1-19-6
栗原 直義	67	男	現	当	自由民主 党	15,827	会社重 役	藤沢市鵜沼2216
中西 国夫	48	男	新	当	日本共産 党	13,715	政党役 員	藤沢市辻堂元町 4-11-6
伊沢 十郎	69	男	現	当	無所属	13,543	会社役 員	藤沢市石川540
青木 豊三郎	63	男	現	落	自由民主 党	13,365	会社社 長	藤沢市城南 4-10-33
梅本 辰雄	56	男	新	落	民社党	12,755	会社役 員	藤沢市長後676

氏 名	年令	性別	新前 現元 別	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 出 届)	住 所
昭和50年4月13日執行 (第8回)								
関野忠義	64	男	新	当	日本社会 党	19,150	団体役 員	藤沢市大鋸 3-3-10
栗原直義	71	男	現	当	自由民主 党	15,443	会社重 役	藤沢市鶴沼2216
中西国夫	51	男	現	当	日本共産 党	15,094	党県役 員	藤沢市辻堂元町 4-11-6
大野裕史	55	男	新	当	公明党	14,894.437	県本部 党監査 委員	藤沢市辻堂新町 3-1-8
熊山喜三郎	57	男	新	当	無所属	11,262	会社役 員	藤沢市藤沢2551
井出博	46	男	新	落	無所属	11,101.562	畜産業	藤沢市宮原2417
梅本辰雄	59	男	新	落	民社党	10,883	団体役 員	藤沢市長後676
鈴木清治	54	男	新	落	無所属	8,246	会社社 長	藤沢市藤沢556
伊沢十郎	73	男	現	落	明日の神 奈川をつ くる会	7,677	会社役 員	藤沢市石川540
渋江勝義	27	男	新	落	無所属	169	無職	藤沢市藤沢974
昭和54年4月8日執行 (第9回)								
番場定孝	38	男	新	当	新自由ク ラブ	15,723	藤沢市 議会議 員	藤沢市鶴沼海岸 2-4-10
熊山喜三郎	61	男	現	当	自由民主 党	15,419	県議会 議員	藤沢市藤沢2551
大野裕史	59	男	現	当	公明党	14,908	県議会 議員	藤沢市辻堂新町 3-1-8
大久保さわ子	53	女	新	当	日本社会 党	13,823	団体役 員	藤沢市藤が岡 3-3-17
中西国夫	55	男	現	当	日本共産 党	10,761	県議会 議員	藤沢市辻堂元町 4-11-6
古谷正一	55	男	新	落	民社党	10,435	会社員	藤沢市羽鳥 5-2-3
平川正雄	56	男	新	落	無所属	10,108	会社役 員	藤沢市亀井野 1308
栗原義夫	36	男	新	落	無所属	5,619	無職	藤沢市鶴沼2216

氏名	年齢	性別	新元別	当落	党派	得票数	職業(候補者届)	住所
桜井郁三	34	男	新	落	無所属	4,834	藤沢市議会議員	藤沢市高倉 596-5
太田容之助	32	男	新	落	無所属	490	塾講師	藤沢市鶴沼神明 5-1-2

昭和58年4月10日執行(第10回)

海老原隆	55	男	新	当	民社党	22,570	会社社員	藤沢市下土棚 95-4 湘南台第4ハイ ツ
番場定孝	42	男	現	当	新自由クラブ	21,642	米穀商	藤沢市鶴沼海岸 2-4-10
梶居祐三	48	男	新	当	日本社会党	21,160	市会議員	藤沢市藤沢1044
熊山喜三郎	65	男	現	当	自由民主党	19,003	会社役員	藤沢市藤沢2551
大野裕史	63	男	現	当	公明党	16,855	県会議員	藤沢市辻堂新町 3-1-8
栗原義夫	40	男	新	落	無所属	11,247	会社役員	藤沢市鶴沼橋 1-5-12
大山正雄	44	男	新	落	日本共産党	11,202	藤沢市会議員	藤沢市長後 794-4 長後住宅24号

昭和62年4月12日執行(第11回)

梶居祐三	52	男	現	当	日本社会党	25,533	県議会議員	藤沢市藤沢1044 番地
熊山喜三郎	69	男	現	当	自由民主党	19,358	会社役員	藤沢市藤沢2551 番地
服部圭助	41	男	新	当	公明党	18,622	藤沢市議会議員	藤沢市下土棚 376番地の2
海老原隆	59	男	現	当	民社党	17,638	神奈川県議会議員	藤沢市湘南台 2丁目18番地の1
番場定孝	46	男	現	当	無所属	16,564	米穀商	藤沢市鶴沼海岸 2丁目4番10号
渡辺光男	51	男	新	落	無所属	13,558	会社役員	藤沢市川名 817番地

氏 名	年令	性別	新 現	前 元	当 落	党 派	得 票 数	職 業 (候補者 届 出)	住 所
大 山 正 雄	48	男	新	落	日本共産 党	11,064	団体役 員	藤沢市長後 794番地の4 藤沢市長後住宅24 号	
飯 田 玲 子	54	女	新	落	無 所 属	7,656	パン教 室講師	藤沢市片瀬 2丁目7番26号	

6 衆議院議員選挙

候補者別得票数

氏 名	年令	性別	新 現	前 元	当 落	党 派	得 票 数	
							神奈川3区	藤 沢 市

昭和42年1月29日執行(第31回)

河 野 洋 平	29	男	新	当	自由民主党	106,827	14,405
河 村 勝 吉	51	男	新	当	民主社会党	91,123	15,062
加 藤 万 吉	40	男	新	当	日本社会党	77,806	18,385
平 林 剛 次	45	男	前	当	日本社会党	71,493	6,115
小 浜 新 次	51	男	新	当	公 明 党	68,516	9,561
安 藤 覚 照	67	男	前	落	自由民主党	67,336	5,992
小 金 義 照	68	男	前	落	自由民主党	60,992	5,914
木 村 剛 輔	49	男	前	落	自由民主党	52,792	6,863
内 野 竹 千代	65	男	新	落	日本共産党	22,834	3,962

昭和44年12月27日執行(第32回)

河 野 洋 平	32	男	前	当	自由民主党	100,216	14,653
小 浜 新 次	54	男	前	当	公 明 党	99,341	13,027
河 村 勝 吉	54	男	前	当	民 社 党	94,558	14,520
小 金 義 照	71	男	元	当	自由民主党	92,466	8,112
平 林 剛 次	48	男	前	当	日本社会党	79,859	5,689
甘 利 正 一	55	男	新	落	自由民主党	68,020	4,748

氏名	年令	性別	新 現	前 元別	当落	党 派	得 票 数	
							神奈川3区	藤 沢 市
加藤 万吉	42	男	前	落	日本社会党	66,321	13,328	
増本 一彦	33	男	新	落	日本共産党	42,577	7,932	
安藤 哲造	40	男	新	落	無 所 属	25,138	2,609	
大塚 幸造	45	男	新	落	無 所 属	4,973	423	

昭和47年12月10日執行 (第33回)

河野 洋平	35	男	前	当	自由民主党	141,448	19,573
小浜 新一	57	男	前	当	公 明 党	112,297	13,842
増本 彦彦	36	男	新	当	日本共産党	107,245	18,448
平林 剛	51	男	前	当	日本社会党	99,440	6,206
河村 勝	57	男	前	当	民 社 党	97,436	13,570
甘利 正	58	男	新	落	自由民主党	96,592	7,028
加藤 万吉	47	男	元	落	日本社会党	93,504	18,066
小山 金義	74	男	前	落	自由民主党	79,624	6,421
山田 誠	27	男	新	落	無 所 属	11,403	1,273

昭和51年12月5日執行 (第34回)

甘利 正	62	男	新	当	新自由クラブ	162,029	35,636
加藤 万吉	49	男	元	当	日本社会党	112,209	24,708
戸沢 政方	57	男	新	当	自由民主党	110,585	21,729
小浜 新一	61	男	現	落	公 明 党	108,182	21,816
増本 彦彦	40	男	現	落	日本共産党	82,525	20,217
重松 九州男	64	男	新	落	無 所 属	1,573	294
福田 喜代徳	43	男	新	落	無 所 属	1,077	158

昭和54年10月7日執行 (第35回)

小浜 新一	64	男	元	当	公 明 党	123,389	24,288
加藤 万吉	52	男	前	当	日本社会党	110,137	23,743
戸沢 政方	60	男	前	当	自由民主党	100,682	19,171
甘利 正	64	男	前	落	新自由クラブ	99,936	20,697

氏 名	年令	性別	新 現	前 元別	当落	党 派	得 票 数	
							神奈川3区	藤 沢 市
増 本 一 彦	43	男	元	落	日本共産党	73,433	17,887	
東 間 徴	36	男	新	落	日本労働党	2,965	713	

昭和55年6月22日執行（第36回）

戸 沢 政 方	61	男	前	当	自由民主党	162,054	32,487
加 藤 万 吉	53	男	前	当	日本社会党	131,889	28,680
甘 利 正	65	男	元	当	新自由クラ ブ	128,587	27,804
小 浜 新 次	65	男	前	落	公 明 党	128,067	26,178
増 本 一 彦	44	男	元	落	日本共産党	83,793	21,052
東 間 徴	36	男	新	落	日本労働党	4,460	1,165

昭和58年12月18日執行（第37回）

橋 本 文 彦	44	男	新	当	公 明 党	147,500	29,404
加 藤 万 吉	57	男	前	当	日本社会党	130,501	28,468
甘 利 明	34	男	新	当	新自由クラ ブ	125,939	28,557
戸 沢 政 方	64	男	前	落	自由民主党	124,766	24,703
増 本 一 彦	47	男	元	落	日本共産党	71,463	17,596
重 松 九州男	71	男	新	落	日本世直し 党	1,968	415

昭和61年7月6日執行（第38回）

橋 本 文 彦	47	男	前	当	公 明 党	140,930	28,275
加 藤 万 吉	59	男	前	当	日本社会党	136,369	31,768
甘 利 明	36	男	前	当	新自由クラ ブ	125,563	27,434
戸 沢 政 方	67	男	元	当	自由民主党	121,846	22,591
藤 井 裕 久	54	男	新	落	自由民主党	95,331	19,798
河 野 幸 司	40	男	新	落	日本共産党	56,971	12,647

7 参議院議員選挙

候補者別得票数（地方選出議員、選挙区選出議員）

氏名	年齢	性別	新前 現元別	当落	党派	得票数	
						県	藤沢市

昭和43年7月7日執行（地方選出議員）（第8回）

佐藤一郎	55	男	現	当	自由民主党	721,102.573	30,354.932
竹田四郎	50	男	新	当	日本社会党	666,039	25,173
佐藤一馬	65	男	新	落	民主社会党	329,627.294	14,051.066
中路雅弘	41	男	新	落	日本共産党	184,210	6,547

昭和46年6月27日執行（地方選出議員）（第9回）

河野謙三	70	男	現	当	自由民主党	795,799	33,346
片岡勝治	46	男	新	当	日本社会党	695,402	26,008
中路雅弘	44	男	新	落	日本共産党	370,941	15,941

昭和49年7月7日執行（地方選出議員）（第10回）

竹田四郎	56	男	現	当	日本社会党	814,098	32,875
秦野章	62	男	新	当	自由民主党	736,016	34,190
草野威	45	男	新	落	公明党	508,762	17,659
陶山圭之輔	39	男	新	落	無所属	417,549	18,403
高橋高望	43	男	新	落	民社党	336,241	14,665
中岡要	62	男	新	落	無所属	17,025	612
福田喜代徳	41	男	新	落	無所属	11,137	564

昭和52年7月10日執行（地方選出議員）（第11回）

河野謙三	76	男	現	当	無所属	1,086,512	48,145
片岡勝治	52	男	現	当	日本社会党	593,009	23,655
広長敬太郎	58	男	新	落	無所属	518,272	19,676
小泉初恵	35	女	新	落	日本共産党	344,239	13,153

氏 名	年令	性別	新 前 現元別	当落	党 派	得 票 数	
						県	藤 沢 市
山本正治	31	男	新	落	日本労働党	40,917	1,357
中岡要一	65	男	新	落	無 所 属	25,886	934
栗木伸一	38	男	新	落	マルクス主義労働者同盟	20,813	941

昭和55年6月22日執行（地方選出議員）（第12回）

秦野章	68	男	現	当	自由民主党	902,170	42,586
竹田四郎	62	男	現	当	日本社会党	692,100	29,109
広長敬太郎	61	男	新	落	民 社 党	664,167	27,056
小泉初恵	38	女	新	落	日本共産党	462,753	18,826
大西裕	57	男	新	落	新自由クラブ	349,989	15,042
野村宏	57	男	新	落	社会民政党	28,765.111	940
原民洋雄	33	男	新	落	マルクス主義労働者同盟	23,670.886	832
中岡要一	68	男	新	落	無 所 属	20,262	637
吉川朝臣	46	男	新	落	日本民主交友会	6,628	177

昭和58年6月26日執行（選挙区選出議員）（第13回）

服部信吾	40	男	新	当	公 明 党	688,049	26,554
杉元恒雄	62	男	新	当	自由民主党	529,445	18,937
河野剛雄	48	男	新	落	無 所 属	508,767	29,511
片岡勝治	58	男	現	落	日本社会党	477,919	21,041
小泉初恵	41	女	新	落	日本共産党	301,459	12,516
大野富江	44	女	新	落	田中角栄を政界から追放する勝手連	26,422	1,169
佐藤みちよ	51	女	新	落	教 育 党	11,488	353
高橋貞美	48	男	新	落	教 育 党	7,655	277
牧野守一	60	男	新	落	無 所 属	7,241	182
松永攻	39	男	新	落	日本世直し党	6,337	252

氏名	年令	性別	新前 現元別	当落	党 派	得 票 数	
						県	藤 沢 市
白根 登志夫	34	男	新	落	日本世直し 党	4,140	125
箕浦 一雄	50	男	新	落	無 所 属	3,940	172
伊藤 実知子	38	女	新	落	雑 民 党	3,908	162
加藤 南枝	47	男	新	落	雑 民 党	3,179	132
清野 文五郎	70	男	新	落	日本国民政 治連合	1,877	78

昭和61年7月6日執行（選挙区選出議員）（第14回）

齐藤 文夫	57	男	新	当	自由民主党	806,519	30,042
千葉 景子	38	女	新	当	日本社会党	777,298	35,932
魚谷 増男	59	男	新	落	民 社 党	568,382	23,704
河野 剛雄	51	男	新	落	無 所 属	514,155	30,664
岡村 共栄	43	男	新	落	日本共産党	325,733	13,060
笹岡 祥二	39	男	新	落	教 育 党	14,392	850
満永 茂樹	35	男	新	落	日本みどりの 連合	13,078	667
出井 正男	32	男	新	落	環 境 党	12,351	302
伊良原 周二	42	男	新	落	社 会 主 義 労 働 者 党	12,239	506
平石 正則	43	男	新	落	日本世直党	10,639	522
山崎 久栄	46	女	新	落	環 境 党	9,889	428
重松 喜代	69	女	新	落	日本世直党	7,915	335
加大 藤作	41	男	新	落	協 和 党	5,965	390
大庭 貢	41	男	新	落	協 和 党	4,064	146